

[速報版]

○委員長（土屋けんいちさん） おはようございます。ただいまから、まちづくり環境委員会を開きます。

○委員長（土屋けんいちさん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思います。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、行政報告、2、まちづくり環境委員会管外視察結果報告書の確認について、3、所管事務の調査について、4、次回委員会の日程について、5、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側が入室するまで休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 都市再生部報告、本件を議題といたします。

まず、項目アからウに対する市側の説明を求めます。

○副市長・都市再生部長事務取扱（久野暢彦さん） おはようございます。都市再整備からの報告、4点ございます。本日、1点目が、コミュニティ交通実証運行評価・検証について、2点目が、A I デマンド交通について、3点目が、交通総合計画2027（案）について、そして4点目が、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）についてになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） おはようございます。では、よろしくお願いいたします。では、早速資料1です。コミュニティ交通実証運行評価・検証についてであります。令和4年度から開始しました実証運行につきましては、年明け、令和7年2月から本格運行に移行いたしますので、実証運行としての報告については、今回は最後になるかと思います。

概要については、この間、御案内のとおりでございますので、早速ですけれども、3ページ目の利用実績から御説明を始めたいと思います。3ページ目の2-1です。井の頭エリアのA I デマンド交通です。まる1が10月31日までの実績になります。予約件数は2,909件、乗車人数は4,042人となっています。予約方法については、右側の円グラフにありますように、アプリが若干多い割合となっております。左側の表の、相乗りの発生率については約39%と、上昇傾向となっております。

まる2の利用者の推移のグラフですけれども、増加傾向にありまして、1日平均30人台で推移をしているところです。

お隣、4ページ目の下段です。時間帯別の利用者数ですが、9時台と16時台の利用は多くありますけれども、11時台、14時台の利用は比較的少ない状況となっております。こちらのグラフは、後ほど御説明します資料2に関連しますので、気に留めておいていただければと思います。

では6ページ目です。まる5の利用の多い乗車区間図です。こちらは、前回からお示ししているものでありますけれども、今回新たに、次のページの7ページ目からの、まる6、目的別利用区間の図を追加いたしました。

まず、7ページ目が、コミュニティ関連施設、または、その周辺に乗降ポイントがありまして、そこを目的地と推察できる降車を表した図になります。こちらの図と表を見ますと、井の頭コミセンや地区

[速報版]

公会堂付近への降車がエリア内の様々なポイントから利用されているのが分かります。

続いて、次のページの８ページ目、こちらが医療施設です。降車した方が全て医療施設に行っているわけではないと思いますけれども、近くの施設を利用している可能性は大いにあるというふうに考えています。

次の９ページ目が、商業施設です。三鷹台駅等は様々な利用目的があると考えますが、商業施設への利用も一定数あると考えられます。

次の１０ページ目が、井の頭エリアのＡＩデマンド交通の収支の状況になります。

それでは、続きまして、１１ページ目からが、西部エリアのＡＩデマンド交通です。まる１の利用者数については、１０月３１日までの実績で、予約が１万９,２０６件、乗車人数は２万４,２１５人と、多くの利用をいただいております。予約の状況は、傾向としては変わりはありませんけれども、右側の円グラフにありますように、アプリが６割、電話４割と、利用区間はエリア内が６割で、エリア外が４割と、身近な地域内での移動に多く利用されております。また、左の表にありますように、相乗り発生率は４５％程度と高い相乗り率で推移をしているところです。

お隣の１２ページ目のまる３が利用者数の推移です。１０月の日平均は約６０人と、多くの利用いただいているところです。

続きまして、少し飛びますが、１５ページ目です。こちらが西部エリアの利用の多い乗車区間の図になります。先ほどと同様に、お隣の１６ページ目からまる７の目的別の利用区間となります。西部については、エリア内のみの降車を集計をしております。まず、こちらがコミュニティ施設です。コミュニティ・センターや地区公会堂への利用が想定される降車ポイントへの利用が多くあるところです。

次に、１７ページ目が医療施設です。こちら、西部の医療施設のうち、かえで通りのクリニックモールが複数の医療機関がありますので、利用が多くなっているものと考えます。

次に、お隣の１８ページ目が商業施設です。商業施設については、施設ごとの差はあまりありませんが、様々な場所からの乗車が確認されております。

最後、１９ページ目が西部エリアの収支状況です。こちら、１０月の折れ線が上がっておりますけれども、これは１０月から予約不成立件数の改善のために、午前中の増車対応を行ったことにより、運行経費が増加しているものであります。まず、資料１の説明は以上となります。

続きまして、資料２です。ＡＩデマンド交通についてです。まず、１番の西部エリアの運行内容見直し結果についてです。これまで、午前中の時間帯は医療機関への利用等で予約が取りづらい事象が発生しておりました。この件については、８月の本委員会で御報告しましたとおり、その後、１０月より午前中の時間帯への運行車両１台、追加導入をしたところです。その効果としまして、１の(３)の結果、それから(４)、評価にありますように、改善前、改善後のグラフを見ていただきますと、予約不成立人数が激減をしており、大きな効果があったものと考えております。

次に、その下、２番目です。井の頭エリアの乗務員休憩時間の設定についてです。現在、井の頭エリアのＡＩデマンド交通の車両の乗務員は、タクシーと同様に予約のない時間帯に適宜休憩を取る形で運用をしてきております。ただ、利用者数の増加に伴いまして、休憩時間の確保が難しくなってきたところです。そこで、先ほどの資料１の４ページ目で御説明しました、井の頭エリアの時間帯別利用者のグラフにおきまして、１１時台と１４時台の利用が少ないと御説明をいたしました。

それを踏まえまして、(２)の設定時間にありますように、１１時３０分から正午までの時間帯は、休憩

[速報版]

時間として運行しない時間を設定することといたします。なお、西部のエリアにおきましては、基本2台運行としておりますので、休憩時間をずらすことで運行の休止時間は発生をしておりません。運行の開始は、(3)にありますように、本格運行と合わせまして2月1日からとします。そのほか、(4)にありますように、利用する方への周知を行い、混乱のないよう進めていきたいと思っております。

資料2の説明は以上となります。

私からの最後で、資料3です。交通総合計画2027（案）についてです。まず、資料の3-1にスケジュール等を記載をしておりますが、今回お示しするのが、2の策定スケジュールの(4)、案（2次案）となります。9月にお示ししました、(3)の1次案の内容から、目標値であるKPIの設定や、個別施策の事業スケジュール、グラフ等を盛り込んだ構成としまして、この後、全庁的な動きと併せまして、1月にパブリックコメントを実施し、3月の確定を目指すものであります。

それでは、資料3、A3のほうを御覧ください。こちら、概要版になります。こちらで主に説明をさせていただければと思います。まず、左上の計画の概要と基本方針、こちらは前回から変わっておりません。その下の計画の目標におきまして、今回の案で、評価指標であるKPIを設定をいたしました。基本計画と併せまして、令和4年を現況値として、計画最終年度の令和9年度の目標値を設定しております。目標まる1の評価指標を言いますと、地域公共交通の利用者数については、路線バス、コミュニティバス、AIデマンド交通の利用者数の合計値としています。

また、その下の目標まる2の評価指標の交通拠点でのAIデマンド交通の降車人数については、主要交通拠点、地域交通拠点の乗降ポイントを設定しています。7か所、三鷹市役所、元気創造プラザ、杏林病院、それから、三鷹台駅、井の頭公園駅、明星学園前、井ノグラウンド、この7か所になりますけれども、この降車人数を集計し、まちづくりの拠点整備と連動した面的な交通ネットワークの構築につながる指標としたところです。

目標まる3の評価指標であります、地域内交通運営会議等地域との連携回数では、これまでAIデマンド交通の実証運行を行う中で、地域や運行事業者等で意見交換を行う場ですとか、住民協議会等で地域での説明や意見交換を実施してきました。今後も、その取組を継続し、改善を図っていくために、地域との連携を大切にしていくための取組を指標としたものです。

目標まる4は、自転車、交通安全についての指標となります。自転車走行空間の整備延長を指標としまして、計画期間における自転車通行帯や、ナビマーク等の整備を進める指標です。様々、交通安全施策を進めることで、指標にあります自転車事故件数、これの減少につながるように取り組んでいきたいと考えています。右側の将来像につきましては、上段が公共交通のネットワーク、下段が自転車ネットワークのイメージを載せています。

2枚目です。こちらが各施策ごとの事業概要を掲載しまして、一番下の効果につなげていくというイメージで作成をしています。先ほどの目標指標で御説明をしました、地域公共交通の利用者数については、施策1のAIデマンド交通の推進や、コミバスの再編などを通して進めていきたいと考えております。目標指標の交通拠点でのAIデマンド交通の降車人数では、施策の2や3の取組を進めることで、交通ネットワークの充実を図り、乗換え制度の構築など、移動利便性の向上を目指していきたいと考えています。

そのほか、施策の4では、交福連携や地域との連携などを記載しております。施策の5以降については、自転車交通安全の施策としまして、自転車走行空間の整備や、安全啓発などを進め、安全に走行

[速報版]

できる環境づくりを目指していきます。その結果としまして期待される効果、一番下、健康寿命の延伸や、生活の質の向上、地域経済の活性化、安全安心な交通環境といった、アウトカムにつなげていきたいというふうに考えています。

資料3-3が本冊になりますが、今回のポイントを絞って説明をしたいと思います。少し飛びますが、資料3-3、本冊のほうの19ページです。こちら、19ページが4-2、評価指標と目標値です。表にまとめていますように、先ほどの概要版にもありましたが、現状値と目標値を記載しておりまして、次のページの20ページに、その目標値の設定の考え方や算出方法を記載をしております。こうした考え方で目標値を設定しているところです。

次に、23ページです。ここからが、各施策の事業内容のページになります。こちらで、前回、9月の1次案からの変更点としましては、各事業の説明におきまして、取組の方向性を記載しまして、その事業の目指すところを記載しております。そして、その取組内容を記載し、方向性と内容を分けて記載するように変更しております。

また、追加のポイントとしましては、一番下段、実施スケジュールを記載しました。例えば、この事業1-1、AIデマンド交通の推進では、現在の運行エリアに加えまして、北野エリアについて、令和7年度から検討、令和8年度から適宜実施としております。ちなみに、この事業については、次のページの24ページの、事業1-2、コミュニティバスの再編や、28ページの事業3-1、まちづくり拠点と連動した乗換えの円滑化と連動しながら推進するものとしています。

それでは、次に、また少し飛びますが、36ページです。ここからが、自転車交通安全の事業になります。事業5-1、道路状況に応じた自転車走行空間の安全性確保の事業です。幹線道路等の自転車走行空間の整備や、生活道路における交差点部の安全対策などを記載しまして、東京都、警視庁、近隣自治体等と連携をしながら進めるものとしております。

ちょっと分量が多いので、ポイントを絞った説明とさせていただきましたけれども、資料3、交通総合計画2027（案）の説明は以上となります。

私からは以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側のアからウの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

○委員（佐々木かずよさん） おはようございます。御説明ありがとうございます。まず、このAIデマンド交通の井の頭エリアの話を伺いまして、地域の中でも、お声を伺いますと、本当に便利だということ、使っていらっしゃる方の生の声を聞くことができまして、非常に喜んでいらっしゃる方が多くいらっしゃる。この数字を見ても、医療モールだったり、買物地域だったり、本当に生活に密着してきているなというふうに感じております。

来年、いよいよ本格運行に移行されるということなんですけれども、運行時刻を西部エリアと同じ時刻に変更することや、また、高齢者、障がい者割引などは、今後また進めていく上では、井の頭エリアも検討されるお考えでよろしいでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 井の頭と西部については、運行時間が前後1時間違っております。まず、朝の時間帯については、井の頭のエリア、第五小学校がちょうどエリアの真ん中辺りにありますので、どうしても朝のスクールゾーンの時間帯等もありまして、その部分については、なかなか難しいかなというふうに考えております。

[速報版]

夕方時間帯については、西部もスタートのときは夕方5時までの運行でスタートしました。その後、やはり地域等の声も伺いながら進めてきたところでもありますので、今後の改善については、これが前も御答弁させていただいたかもしれませんが、これで完成形とは思っておりませんので、これからの改善の検討の中で、適宜対応できるところは行っていきたいというふうに思っております。

一方で、障がい者・高齢者割引についてなんですけれども、こちらは西部のエリア外の部分での割引サービスとなります。ですので、西部もエリア内の100円については、特に割引のサービスをとっておりませんので、井の頭については、エリア外を設定していない関係で、そういった先ほどの割引サービスについては、今後も、まずは検討の土台にはなかなか上ってこないかなというふうには考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。また、今後進めながら柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

あと資料2の井の頭エリアの乗務員休憩時間の設定ということで、11時半から正午まで、利用者が少ない時間を選ばれていらっしゃるんですが、これ30分ということではよろしいのでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、休憩時間については、朝の9時から5時までですと8時間になりますので、基本は1時間休憩が必要です。ただ、タクシー事業の場合は、間のお客さんが乗らない時間帯をみなし休憩として取っていただくといった形で運用しているといった話も聞いておりますので、その1時間丸々を取ってしまうと、その時間帯、予約が取れないということで、地域の方への影響といったところも考えました。

ただ、お昼のお昼御飯を食べる30分は少なくとも確保しようと。そのほかの30分については、ほかの予約の入っていないところで、適宜休憩を取っていただくといった形で、事業者さんとお話をさせていただいております。

○委員（佐々木かずよさん） 例えば、その場合、前まで乗せていた方が11時半にきちんと終わらなかった場合ってあると思うんです、運行距離とか、そういう場合はそこから30分すると、12時台に入ってしまったって、また乗る方が増える時間帯になってきた場合、例えば11時45分まで運行が終わって、じゃあ、残り15分だけ休んで、残り45分はそのみなし休憩として適宜取るという考えでよろしいでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） AIデマンド交通の場合は、予約であらかじめ乗る時間と降車の時間帯というのが設定されます。したがって、この11時半から12時の間の休憩の時間帯に、その降車までの時間が終わるような設定で予約を取らせていただきますので、食い込むといったところは発生しないというふうに想定しています。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。乗務員の方の休憩も大事なので、よく分かりました。よろしくお願いします。

それから資料3-2の計画の概要のところ、このKPIで目標設定のところ、ちょっと教えていただきたかったんですが、目標4の自転車交通についての自転車の交通安全教室の参加数、年間3.7万人というのが、令和4年度の現況値と令和9年度の目標値が一緒なんですけど、これは増やしていこうということは考えていないというのか、現状維持でいいという認識でよろしいのでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） この現況値と目標値なんですけれども、少なくとも本冊のほうの20ページ目の、先ほど御説明した目標値の考え方のところに算出方法と考え方が載ってお

[速報版]

りますけれども、この交通安全教室の参加者数、まず数としては、交通安全教育の参加者数と、交通公園における参加者数というのを足したものが数としてとなっております。

考え方としては、その右側にありますけれども、現状の交通安全を引き続き実施するといったところで、受講者数の確保を継続していく、要は下げていかないといったところを目標値にしていきたいなというふうな考えで、今回、目標年度についても同数といった形で考えました。

○委員（佐々木かずよさん） 道路交通法が改正されて、自転車でいろいろ罰則が11月1日からまた厳しくなったというところもあって、自転車を運行することに対して、軽車両だという認識がない高齢者の方なんかも多くて、自動車と同じようになるんですよなんて御説明をすると、運転免許証を持っていないから、分からないわよというようなお声を聞いたりとかする場合もあって。

これはまた別かもしれませんが、先日も大沢で、自転車の事故が非常に三鷹市内で多いというふうに伺いますし、少しここは意識を持って、増やすような取組をしていってもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） この数は、あくまでも市が実施主体となっている自転車の安全講習会ですとか、交通公園における教室等の数でありますので、今、委員おっしゃっていたことに関しては、三鷹市だけではなく、三鷹警察署と連携を取りながら、これはなかなか数に反映をし切れない部分はありますけれども、街頭におけるキャンペーンや指導啓発みたいなのところも適宜行っておりますので、そういった部分については、この事業の中にもありますけれども、三鷹警察署と連携をし、そういった啓発活動を進めていくといった部分もございますので、あくまで数としての目標値については、三鷹市主催のものといった形で御理解いただければと思います。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。あと、前回は質問させていただいて、検討することはないというふうに伺っているんですけども、L U U Pとか、次世代の交通、これ4年間の計画に当たって、最近非常に利用者が増えていて、私もタクシーの運転手の方から非常に怖いと、ヘルメットもかぶってなくて、車道を走っていて。

私も、歩いていても、歩道でも、狭い路地なんかで、本当に接近して来ても分からなくて、ひやっとすることも実際あるんです。借りられる場所も増えていきますし、CMなんかも出ていきますし、若い方が非常に利用されているんですが、そのことについて何か1つ触れるということは、この4年間の計画の中ではお考えにならないんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 今おっしゃっていたL U U P、電動キックボードですけれども、確かに数としては徐々に増えてきているかなという実感はありますけれども、三鷹市の場合、総数として自転車の利用というのが全然比にならないぐらい多くありますので、まずはこの自転車の交通安全を進めるといったところが、自転車関与率の事故が半数以上ある三鷹市にとっては、そこが重要な課題なのではないか。

ただ、電動キックボードは珍しいので、走っていると目立つのかもしれませんが、少数ではありますがありますけれども、事故につながるといった危険性がありますので、そういったところは、三鷹警察署も今後の取組を考えているところもあるとは思いますが、そういった部分で、事業の中で、連携をとれるところは図っていききたいなというふうに思います。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひよろしくお願いいたします。あと、最後に、資料3-3の、いよいよ、待っていました北野ルートの検討、A Iデマンド交通、本当にありがとうございます。これ、今

[速報版]

後検討されることだと思うんですが、様々、また地域の方のお声を聞いたり、要望を聞いたりする機会があるということで、認識しておいてよろしいでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） おっしゃるとおり、令和7年度からの検討に当たっては、まずは市の中で検討を深めていきつつ、そのプロセスの中で、地域の方と意見交換をするといったタイミングは出てくるかなというふうには考えております。これは、これまでも西部でも、井の頭でも同じようにやってきましたので、そういった形で、徐々に進めていきたいなというふうに思います。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひよろしく願いいたします。最後に1点だけ。井の頭もそうでしたけども、エリア外から出ないとか、ほかの民間業者を圧迫しないという考えでA Iデマンドを検討されているんですけど、北野の場合は、交通結節点というと、次の交通結節点までというと、どこを考えるんだろうというふうに思う。

エリアを出してしまうんですけれども、どういうふうに考えるのか、自分が分からなくなったので、教えてください。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） そういった点も含めて、来年度、検討を進めていきたいなというふうに考えておりますので、もう少々お待ちいただければと思います。

○委員（山田さとみさん） よろしく願います。A Iデマンド交通について、まず伺います。資料2なんですけれども、11時半から正午までの休憩時間、先ほどの説明で一定理解したんですけれども、(4)のその他で周知方法なんですけれども、いつも地域への説明、丁寧にされていたかと思うんです。この辺りの意見交換であったりはされて決められたのかというのと、直接その地域の方への説明というのは、今後されるのかについて伺います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） この休憩時間の設定についての意見交換は、地域とはしていません。ただ、やはりこれは運行体制の課題になりますので、こちらでこういった11時半から正午までといった休憩の設定をさせていただくといった方向性を、これから年明けてから1月に、地域に、こういうふうに2月からの本格運行に合わせてといった説明と一緒に、御説明をしていきたいというふうに考えております。

○委員（山田さとみさん） 数字で、この時間は少ないというのは見て分かりますので、ぜひ、地域の方に納得のいく説明を、言葉を交わせていただければと思います。

次に、交通総合計画2027（案）について伺います。全体的にすごくよく考えられていると思っていて、見やすく、本当にありがとうございます。本冊の23ページの取組の方向性を入れるなど、工夫していただきまして、ありがとうございます。

質問なんですけれども、資料3-2を見ながら質問いたします。まず、目標に、環境に優しく、にぎわいと活力のあるまちをつくる公共交通というところで、環境に優しい交通の在り方を検討しますとありますが、こちらの評価指標の設定がないので、この辺りはどのようにお考えになっているのか伺います。

目標まる2についてもう一つ質問があるんですけれども、評価指標、交通拠点でのA Iデマンド交通の降車人数（年間）というところで、現況値863人が、令和9年度の目標値だと6,700人と、大幅に増えているんですけれども、これはどのように試算されたのか伺います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、1つ目の質問の環境に優しくと言ったところでありますけれども、公共交通のところの分野の計画になりますので、直接的に環境に優しい、例えばC

[速報版]

O₂をどのくらい減らしますとか、そういった視点ではなくて、この目標まる2にある事業については、基本的には交通ネットワークを構築していく、そして、それぞれの拠点のところでの乗り継ぎ、乗換えの円滑化を図っていくといった部分になりますので、まずは、1つの交通だけではなくて、それを乗り継ぐ利便性がよくなることで、例えばそこからほかの自動車に乗って個別に行くとかっていったものから、公共交通を乗り継いでいくといったことで、環境に優しくといったことにつなげていきたいなというふうに考えているのが1つです。

2つ目の降車人数です。指標のところに、交通拠点での降車人数。ここの現況値と目標値なんですけれども、現況値はこれ令和4年なんです。令和4年の現況となりますと、西部の、しかも大沢のエリアで実証運行、A I デマンドが始まった年度になります。これも始まったのが、たしか10月の下旬です。ですので、大沢での半年間の人数がこの現況値の人数になります。そこから、西部については井口、深大寺までエリアを拡大し、そして、今年度、井の頭も展開をし、先ほどの御質問にもありましたとおり、今後、北野のエリアも検討していく、そうしたところの都合3エリアの拠点での降車の人数というのを推計をしまして、この6,700人といった形を目指していきたいといった考えてございます。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。関係については、もう少し説明が書いてあるといいかなと思ったので、よろしくお願いします。

目標4についてお伺いします。一番下の黒丸の事業者と連携し、自転車の利用を促進しますというふうにあるんですけれども、こちらについての評価指標が見当たらないかなと思っています。自転車の利用促進、事業者の方とこれまでも連携をされて、一生懸命されてきたのは分かるんですけれども、なぜ自転車利用を促進するのか、ちょっと伝わってこなかったもので、御説明をいただけるとありがたいです。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、事業者と連携した自転車利用の促進、これ事業というシエアサイクル事業になってきますけれども、シエアサイクルを推進する1つの目標、目的としましては、駅前の駐輪場の混雑の改善というのがあるというふうに認識しています。

これ、やはり自転車、皆さん、駅に向かって利用されていきますけれども、駅前の駐輪スペースというのは限りがあります。ただ、拡大していくというの、都市的な問題で難しいところがありますので、このシエアサイクル、事業者と進めることで、駐輪場の改善にもつながっていくだろうというふうに認識をしておりますので、この事業者と連携した自転車の利用。

それから、これに関連すると、例えば放置自転車の抑制ですとか、駐輪環境の適正化、そうしたところに、それぞれこの目標4の中で関連をしていくというふうには考えております。

○委員（山田さとみさん） 御説明ありがとうございます。よく分かりました。

次のページなんですけれども、目標2の施策3、事業3の4、三鷹駅南口交通環境の整備まで読んだんですけれども、事業の中に環境に優しいの要素がないんですが、先ほどの説明で分かりましたので、これは大丈夫です。

本冊なんですけど、23ページの北野のA I デマンド交通であったり、コミュニティバスの再編など、検討していただき、ありがとうございます。うちの会派の原議員も指摘して質疑しているんですけれども、新川の一部のエリア、交通不便地域辺りもぜひ含めて考えていただいたり、交通結節点として杏林を入れるなど、ぜひ検討していただきたいというふうに考えているんです。これからの検討というふうにおっしゃっていたんですが、その辺りについて、どのようにお考えになっているのか確認します。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 先ほどの委員さんにもお答えさせていただきましたけ

[速報版]

れども、令和7年度、来年度からこの検討に入っていきたいなというふうに考えております。したがって、今御質問ありました新川エリアのこういったところに結節点を設けていくか、こういったエリアの範囲を設定していくか、そういったことについて検討を深めつつ、あと地域の方との意見交換も踏まえながら、段階的に検討を深めていきたいなというふうに考えております。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。最後に、32ページの交福連携の推進の実施主体なんですけれども、市内の福祉関係者も関わっていただくように見受けられるんですけれども、こちら、福祉関係者を入らなかった理由について伺います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 今御質問にあった32ページの記載の中で、市内の福祉関係者で、庁内の福祉部門や社会福祉協議会、また障がい者団体等と意見交換を実施していくといった記載をさせていただいておりますので、今後、交福連携の福の部分でどう展開ができるかといったところを、こうした関係者の方と意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（紫野あすかさん） よろしくお願いします。A I デマンド交通については、西部エリアでは午前中の予約が取りづらかったんですが、運行車両を1台追加してくださり、本当にありがとうございました。利用されておられる方、予約ができるようになったというふうに、大変喜びの声をいただいています。

あと、皆さんおっしゃっている、井の頭エリアの運転手さんの休憩時間のことなんですけれども、これは運転手さんのほうから、本当に休憩時間もなくて、大変だから何とかしてほしいという声が寄せられて、改善というふうになったんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 委員おっしゃるとおりであります。やはり休憩がなかなか取りづらくなってきた、利用者が多くなってきた、そういったことで、事業者のほうから、決まった、まとまった時間の休憩時間の確保といったことの相談がありまして、こういった対応を取らせていただくといった形になりました。

○委員（紫野あすかさん） ちょっと分からないので教えてほしいんですけど、この運転手さんというのは、その人が1日中、1人の人が担当されている。何人ぐらいの人が、この事業、運転に携わってくださっているんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） それぞれ、井の頭も、西部も、車ごとをお願いしているタクシー事業者さんは違います。こちらとしては、この時間帯で運行をお願いしますとしておりますので、その体制については、事業者さんの中でどうローテーションを組むとか、何人体制にするとかいうのを考えていただいておりますので、そこは事業者によってはまちまちですけれども、少なくとも1人が1週間ずっとではなくて、複数人の中で回しているというふうには聞いております。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。よっぽど苛酷な状況があつてのことだったのかなと思って、ちょっと心配になりました。ありがとうございます。

あと、交通総合計画案のほうなんですけれども、やっぱり自転車の走行空間の安全性の確保も目標に掲げられています。先ほども話がありましたように、つい最近も天文台の近くで、歩道で自転車と歩行者の接触事故があり、死亡事故も起きている状況です。一般質問でも求めたんですけれども、歩道での自転車の安全対策については、やはり早急な対策が必要だと痛感しています。

これまで通学路の総点検などはされてきたんですけれども、幹線道路や生活道路についてなども総点検を行って、ここはどういう問題があるのかというのを調査する必要があるんじゃないかなと思うんで

[速報版]

すが、その点はいかがでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 市内全部の幹線道路ですとか、生活道路の点検、これはなかなか難しいというふうに考えております。事故のマップは警視庁のほうでも公開しておりますけれども、そのほかにもヒヤリ・ハットの事象とかいったところもございますので、そうしたところについては、地域の中でも、交通対が15地区組織されておりますので、そうした方々との意見交換とかも踏まえながら、地域の中でのリスクのある場所ですとか、そういったところの意見交換を通して、適宜、警視庁なり、東京都への要望等にもつなげていきたいなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん） ぜひ、お願いしたいと思います。これの19ページに、様々な評価指数、K P Iと目標値が載っているんですけども、自転車走行空間の整備延長、現在が6.2キロで、目標値が10キロというふうになっているんですけども、これは具体的な目標値の根拠というか、どういうふうに進めていこうかというのはあるんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 自転車の走行空間については、現況値はこれまで整備した実数を積み上げたものの6キロですけども、これからどう4キロ分を増やしていくかといったところの目標になります。その目標については、都市整備とも連携をとりながら、できるところの路線、それから、その延長を積み上げたのがこの10キロになりますので、具体的にここの路線といったところを想定をしながら積み上げてきておりますので、正味3年ぐらいになると思いますけれども、その中で現実可能な部分の路線を拾った数値になっております。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、本当は整備をしなきゃいけない、ナビマークとかもやらなきゃいけない、けれども、できていないというところは、今実際どれくらいあるのかというのは、把握はできていないということですか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 幹線道路の総延長の中で、整備ができていないといったところはまだ把握はしておりませんが、今ない部分で、これから整備をするといったところを積み上げたのが、プラス4キロの10キロというふうに御理解いただければというふうに思います。

○委員（紫野あすかさん） たくさん危ないところがあるんだなというふうに思うんですが、これは整備については、車道だけではなく、歩道も対象となっているんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 自転車は、基本的に軽車両で車道走行、左側が原則になりますので、歩道を整備するというのは、自転車が歩道を走っていいよということになりますので、その部分は、歩道の整備としては考えてはおりませんが、先日の事故など、そういったリスクのあるところについては、歩道での安全対策といったものも警視庁には求めているなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん） 様々な現場の違いによって、事故というのが起こっていくと思います。安全に車道を自転車が走れば、歩道を走らなくて済むので、やはり大変だとは思いますが、ぜひ整備と安全対策はお願いしたいと思います。

先ほど、交通安全教室、19ページの3,700人、現状維持の目標ということだったんですけども。ごめんなさい。3.7万人。今、現状として、参加者をすごく頑張っ集めないと、この数に達していない状況なのか、いや、そんなことなく、結構皆さん、参加してくださるよという状況なのか、現状はどうなんでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 年6回行っている自転車の安全講習会については、定

[速報版]

員マックスまで行くといったのはあまりありません。自転車の交通安全、我々も進めていきたいというふうには考えているんですけども、ある一定の場所と時間を決めて、皆さん、来てくださいといったところには、なかなか難しいところはあるかなというふうに思っています。

なので、現状の数をこれ以上は減らさない、集めていくといったところについては推進していきたいなというふうに考えております。また、沿道でのキャンペーン等については、三鷹警察署とも連携をしながら、適宜実施をしていきたいなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん） ありがとうございます。意識をちょっとでも持っていらっしゃる方は、安全教室なんかに参加されるんだと思うんですけども、まるで意識が薄いという方を、どうやって意識を高め、興味関心を持ってもらう、危機感を高めてもらうというほうの取組も何か必要かなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） やはり自転車、子どもの頃から乗る乗り物になりますから、今でも市立の小学校と中学校では、自転車教室、交通安全教室を行っています。それ以上、高校生になったりですとか、大学生になったりですとか、そういった義務教育から卒業した後の子たちに対しても、何か手を入れていかないといけない。これについては、学校側から三鷹警察署に直接、こういった教室を開催したいんだけどといった御連絡もあるそうなので、そうした警察側にも、待ちの状態ではなく、プッシュできるような形で連携をとっていきたいなというふうには考えております。

○委員（紫野あすかさん） やっぱり大人のほうがマナーが悪い方が多いように見受けられますので、ぜひその辺りの啓発なんかもお願いしたいと思います。

終わります。

○委員（吉田まさとしさん） よろしくお願いいたします。幾つか質問させていただきます。まず、資料Ⅰのところで、１ページ目、これ前回、９月の資料では、運用期間、３月末までとなっていたんですが、今回、１月３１日というふうに訂正されたと思われるんですが、これは、ある程度の数値的なめどが立ったのでということで、並行して運営施行ということで、前回たしか確認させていただいたんですが、めどが立ったという解釈でよろしいでしょうか。お願いします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 委員おっしゃるとおり、実証運行の期間の効果については、前回委員会でも御報告したとおり、効果があったと考えまして、本格運行に２月から移行するといった判断をさせていただきましたので、実証の期間については、前日の１月３１日までにといった形で実証運行を終了するといった形での期間変更であります。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。先ほどの話もあったんですけど、何かあれば変更点は、今後も、実証後も行うということでよろしいですね。

続きまして、すみません、４ページ目なんですが、先ほど、佐々木委員からもありましたけども、この９時台と１６時台の前後ですよ、朝の時間帯、スクールゾーン、理解いたしました。私もここ、前後も増やしたほうがいいのかというふうに感じておるんですけども、利用の目的とかを見ていくと、行政窓口だとか、医療機関だとかの利用が多いので、例えば行政機関だったりすると井の頭コミセン、９時近くまでやっていらっしゃる、三鷹台市政窓口はたしか７時半ぐらいまでやっていると思うので、夕方の時間帯はちょっと延ばしていただけるように要望したいんですが、この利用の昇降場所の時間帯までというのは、測ることはできないんでしょうかね。よろしくお願いいたします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 施設によって、開館している時間、いろいろ幅がある

[速報版]

とは思いますが、ここは運行の時間帯も、本来であれば、そこまで延ばすと、その利用者の方が利用しやすいのではないかなというところは、私もそう思うんですが、やはり運行の体制としましては、事業者の今ですと9時から5時までの8時間といったところで、いろいろ事業者さんとの交渉とかもありますので、後ろに延ばす時間については、もちろん地域の方の声も、改善要望とかもあるとは思いますが、それと併せて、事業者との交渉の中でバランスを見ながら検討していきたいなというふうに思います。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。ぜひ御検討いただければというふうに思います。多分、夕方の時間帯はもっと利用者が多いのかなというふうに思います。

細かいところで、10ページ、収支のところなんですが、黄色の経費という部分、これ燃料費と人件費というふうに捉えてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 経費については、タクシー事業者をお願いしているところもありまして、いわゆる借上げの単価で計算させていただいておりますので、その借上げの単価には、タクシー事業者側の車両ですとか、人件費、燃料費、そういったのも込めて、借上げ単価というのは決まっておりますので、そうしたものから算出をしております。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。よく理解できました。

それから、グラフのほうで、12ページと、最後の19ページのグラフについてなんですが、両方とも、前回9月の委員会のときに御提示いただいた分と、5月、6月、7月の数字がちょっと変更になっているようなんですが、これも何か理由があったのか、お聞きしたいと思います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 利用者数の推移は、都度御報告させていただいておりますけれども、速報値の数と集計したときの数というのは若干の誤差が発生する場合がありますので、前回資料とちょっと数字が違っている部分については、そのこの部分の精査の結果、若干ずれたというふうに御理解いただければというふうに思います。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。では、今回の資料が正しい数字ということで解釈します。

最後に、本冊資料3-3の14ページの駐輪場の整備状況及び利用状況のところ、今、これ3項目になっているんですが、ここにも前のときには、サイクル・アンド・バスライドの部分が4か所あったというのがあったんですが、この後の部分をずっと読んでいくと、その部分、結構サイクル・アンド・バスライドについてはいっぱい出てくるんですが、ここはその行を外したのはなぜかと思ひまして、お聞きしたいと思います。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、サイクル・アンド・バスライドと駐輪場の整備というのを分けて考えようというふうに思ひまして、駐輪場の整備については、駅前周辺に設置しているケースがほとんどでありますので、駅前の特に多いのは三鷹駅なんですけれども、駅周辺の駐輪状況についての項目をまとめるといった形に、表現としては変更させていただいたというふうな形になります。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。理解いたしました。

質問、以上になります。ありがとうございました。

○委員（おばた和仁さん） 2点ほどお聞きします。1つは、今、吉田委員のほうからございました、8時からと5時からの時間帯の問題なんですけれども、これ、大沢のほうの地区の利用者数を見ると、

[速報版]

5時以降、利用する人がかなり減少していますよね。8時台はそこそこあって、9時台とそんなに変わらないという状況にはなっているんですけども、ここら辺、やっぱり5時台について言うと、逆にこの必要性ということが、大沢のほうもそれほどないというところもあるのかなという感じもするんですけども。

そこら辺も、どうなのでしょうね。井の頭のほうは5時以降ないわけですけども、逆に、大沢と井口もなくしてもいいのかなというふうにも、逆に思えなくもないんですが。様々、利用度については、住民、市民の声を聞いていただいて、柔軟に検討をしていただければなというふうに思います。そういったポイントも含めて、しっかりと、引き続きいろいろな検証していったほしいなあというふうに思います。

そういったことを検証するための目的地別の乗車区間もすばらしいと思うんですけども、この図は分かりやすいんですけども、できたら、目的場所ごとに同じ色じゃなくて、少し色を変えるとか。そうすると、より一層、分かりやすいなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

2つ目は、やっぱり先ほど多くの委員から出ていた、この自転車交通の安全、利便性、安全を高めるということなんです。交通安全教室の参加者数が3.7万人ということで、これは改めて見ると、非常に結構な人数が参加しているんだなというふうに認識したんです。これは上連雀にあります安全公園、そして、それ以外の様々、学校等でやっている安全教育、この割合というか、どんな感じで3.7万人という方々が参加されているというのは、ちょっと教えていただければと思いますが。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） その内訳の数字までは、ちょっと今、手元にありませんけれども、確かに今委員おっしゃっていたように、小学校と中学校、ここでの交通安全教室は、基本的に学年で、中学校は全校で行っています。小学校は1年生と3年生、中学校は対象となる学校の1年生から3年生までの全校です。となりますので、子どもたちの割合というのは、ほとんど多い状況になります。

大人たちに対しては、先ほど、前の質問委員さんにお答えしたような、自転車の年6回やっている交通安全講習会ですとか、あとは上連雀交通公園での、ここは本当にもっと小さい子たちになりますけれども、そうした子たちへの講習となりますので、多くの割合は、小学校、中学校での教室というような形になります。

○委員（おばた和仁さん） ありがとうございます。ここの部分は、多くの委員の方も御懸念されているので、同じ目標値にしているというところについては、メッセージからいうと、同じでいいというのは、多くの市民の人が思うところがあるのかなという点と。

あと、今の話を聞いていると、やっぱり対象者ですね。課題は、もしかすると対象者ではないかなと思ひまして、子どもたちは比較的、安全教室等で受けているという一方で、高齢者とか、あるいは最近、ママチャリが電動機付、私もそれに乗っているんですけども、結構スピードが出るんですよね。そういったところで、高齢者なんかは結構四つ角に平気で停止線を停止しないまま出てくるというのは、すごく散見しておりまして、ああ、これは危ないなと思うし。

そういった意味で、子どもたちのほうはしっかりできているという現状があるとすれば、もう少し高齢者とか、あるいは一般の成人の方も含めての講習会をどう広げていくかという点を、むしろ評価指標にしたほうが適切かなあというふうにも思うので、ぜひ検討していただけるとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

[速報版]

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん）　　まず、このK P Iの数については、確かに交通安全教室の参加者数といった形、いわゆる時間と場所を決めて参加していただく数なんですけれども、今御質問にありました。ちょっと一旦置いておいて、高齢者の方は、例えばサロン事業のタイミングで、三鷹市にお問合せがある場合もありますし、三鷹警察署に御連絡が入る場合もありまして、その際には、市の職員も同行することもあります。基本的には三鷹警察署のお巡りさんが講師となって、高齢の方々への講話等を行うタイミングがありますので、そうしたものを継続して連携していきたいなというふうに考えております。

一方で、一番課題なのは大人です。事故の割合を見ても、40代、50代が一番事故が多いです。我々世代の事故が多いので、ここは、ある時間と場所に集まってくださいというのはなかなか難しい世代でもありますので、そこは、先ほど来からお話ししているような形で、現地指導、これがやっぱり効果的なのではないかなというふうに思います。実際に走っているところで、それ、危ないよ、ですとか、それ、違反だよ、とかというようなキャンペーンや、街頭指導といったところを、三鷹警察とも連携して進めていきたいなというふうに考えておりますので、K P Iの設定についてと、事業の進め方については、また、いろいろ別々に進めていきたいなというふうに考えております。

○委員（おばた和仁さん）　　分かりました。ありがとうございました。

○委員長（土屋けんいちさん）　　以上で項目アからウに対する質疑を終了いたします。

次に、項目エに対する市側の説明を求めます。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん）　　私のほうから、資料4、三鷹幼稚園跡地利活用プラン（案）についてを御説明させていただきます。

資料4-1のほう御覧ください。2024（令和6）年3月にしました市立三鷹幼稚園の跡地につきましては、地権者の御理解を得ながら、子どもたちの遊び場や居場所づくりとして利活用することを検討してまいりました。今回お示しします、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）は、三鷹幼稚園跡地の利活用につきまして、施設の利活用の方向性や、施設の概要、機能、配置イメージ及び事業スキームなど、市の考えを取りまとめたものになっております。

資料4-1の三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）、こちらにつきましては、後ほどまた内容を御説明させていただきますので、先に、2の策定スケジュールのほうから御説明させていただきたいと思っております。2、策定スケジュールです。三鷹幼稚園跡地の利活用につきましては、令和6年4月以降、地権者の方との協議とともに、庁内横断的な検討体制において現状の整理や課題の検討等を進め、本日、御説明させていただきます、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）として取りまとめたところです。

(2)にありますとおり、この基本プランは、本日の本委員会の御報告以降、地元関係者の皆様に周知を図るとともに、年明けの1月から市のホームページや広報等を通じて、市民意見募集を行う予定としております。

その後、(3)にありますとおり、市民の皆様からいただきました意見等を反映したものを、令和7年3月に最終案として本委員会で御報告した後、3月末に三鷹幼稚園跡地利活用基本プランとして策定をする予定としております。

それでは、次に、三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）の内容について、御説明させていただきます。資料4-2を御覧ください。表紙と目次をおめくりいただきまして、ページ1を御覧ください。第1章、基本プランの前提、1、策定の目的です。策定の目的につきましては、先ほど冒頭でちょっとお

[速報版]

話しした内容と重複しておりますので、ここは割愛しまして、2、三鷹中幼稚園跡地の概要から御説明させていただきます。

三鷹幼稚園跡地の周辺には、資料に図でお示ししておりますとおり、複数の子育て関連施設が立地しております。各施設においては、施設の広さや、外遊びの環境などに課題のある施設もありますから、周辺施設のこうした課題への対応ということを視野に、今回の施設についての検討を進めていきます。

2ページ目を御覧ください。第2章、施設計画、1、整備に向けた利活用の方向性です。三鷹駅前地区におきましては、「百年の森構想」の第一歩として予定されています、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業におきまして、「子どもの森」をコンセプトとしたまちづくりを検討しておるところでございます。今回の三鷹幼稚園跡地につきましても、三鷹駅前地区の近傍に位置していることから、この「子どもの森」との連携を見据え、訪れる方が自然に親しむ、居心地のよい空間を目指したいと考えておるところでございます。

また、施設としては、児童館的施設を想定しまして、幅広い年齢層の子どもたちにとっての遊び場・居場所とするとともに、保護者の方が育児等の悩みを気軽に相談できる場、また、子どもたちも悩み事等を相談できる場として、整備を目指したいと考えております。

ページをおめくりください。次に、2、施設概要及び機能配置イメージです。3ページと4ページ、併せて御覧いただければと思います。当地区に整備する施設としては、資料のイメージ図にありますとおり、緑に親しむみどりの庭、遊びや相談のためのあそびのスペース、自由に絵本を読むためのえほんのスペース、可変的な運営のための多目的スペース、以上の4つの機能を主軸としながら検討を進めておるところです。

これら4つの各機能は可変性かつ可動性を持ち、時間帯や空間により施設をシェアすることで、幅広い年齢層の子どもたちに対応する施設とすることを考えております。

それでは、またページをめくっていただいて、5ページ目を御覧ください。施設の開館時間についてです。開館時間は、午前9時から午後7時までを基本として想定しており、利用イメージとしては、資料の中の表にありますとおり、時間帯によってメインとなる利用者を想定しながら施設を運用することで、保護者や幅広い年齢層の子どもたちに対応した施設を目指したいと考えております。

6ページ目を御覧ください。当地区の利活用に係る事業スキームについては、地権者が施設の整備を行い、完成した建物と土地を市が借り上げ、市の施設として運営することを予定しています。こうしたスキームにより、施設整備に伴う初期投資を抑制しながら、市が目指す当地区の利活用を実現したいと考えております。

また、施設の管理運営につきましましては、具体的には今後の検討になりますが、市民のニーズを反映しながら、柔軟かつ効率的な運営管理が可能となる方法を検討していきたいと考えております。

次に、5、事業費のところでは、利活用に係る事業費につきましましては、資料の6ページの下の方の表にありますとおり、施設整備に伴うもの、運営に伴うもの、それぞれに記載の費用が必要になることが見込まれております。最小のコストで最大の効果が得られるよう、検討していきます。また、補助金の活用についても検討することとしております。

7ページ目を御覧ください。第3章、今後の進め方、整備のスケジュールです。今後の施設の整備に当たりましては、地権者と連携・調整を図りながら進めていきますので、先方の工事の進捗等により、変更になる可能性もある前提ではありますが、プランの策定と、施設整備、運営開始に至るまでの主な

[速報版]

スケジュールをこちらに記載しております。

まず、令和6年12月に三鷹幼稚園跡地利活用基本プラン（案）作成とありますが、説明の最初にも申し上げたとおり、本日の委員会への御報告以降、地元関係者への周知を図りつつ、年明けの1月から市民意見募集を行う予定にしております。市民の皆様からの御意見等を反映したものを、令和7年3月に最終案として本委員会に御報告し、3月末に三鷹幼稚園跡地利活用基本プランとして策定をする予定としております。

また、令和7年2月ぐらいの時期から、地権者の方による施設の建設工事が始まる予定になっておりまして、令和7年度中の完成が予定されております。この後、市が完成しました建物を借り上げまして、施設の開設準備等を経た後、令和8年度の施設運営開始を目指しております。

私からの説明は以上となります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（佐々木かずよさん） よろしくお願ひします。まず、資料4-1の2番の策定スケジュールの(2)に、令和6年12月に御説明いただきまして、これから、地元関係者の方への周知説明というふうにあるんですが、地元関係者の方というのはどういった方を想定されているのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） この地元関係者というのは、まず禅林寺町会、地元の町会の方と、また、あと関係者ということで、今までこの保育園跡地の利活用については、これまで幼稚園に通わせていた保護者の方から、この後、どうなるんでしょうかといったような問合せも何度かございましたので、その方々にも、今こういう形で基本プランをということで、まだ日程等は調整中でございますけれども、そういった方々に御説明をしていきたいと考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。地域の方の声を聞いていただければというふうに思います。

続きまして、資料4-2の基本プランを見させていただいて、まず、3ページ目のこのスペース、これ、今イメージだと思うんですが、対象がゼロ歳から高校生まで、18歳までというところで、幅広い年代の方が利用できるようなつくりだと思うんですが、特に多目的スペースだと、小学生と、また、高校生だと、ちょっと使い方が変わってくるのかなというふうに思うんです。例えばこの多目的スペースとかで、ゆっくり静かに勉強したいなという方がいらしゃったら、ちょっとスペースというか、そういった個人的に使えるようなスペースなんかもお考えになったり。まだそこまでは、細かくはお考えではないんでしょうか。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 今、御指摘いただきましたとおり、まだ検討の段階ですので、詳細な検討は今後になるんですが、確かにいろいろな幅広いお子さんたちに御利用いただくということで、小さなお子さんですと、少しにぎやかにと、年若い方ですと、静かに本を読みたいとか、自習をしたいというような状況が想定されますので、そういったものをうまく——こちらの中にも可変、かつ可動性を持ちながらというような記載をしておりますけれども、うまく空間や時間をすみ分けながら、いろんなニーズに対応できるようなものにしたいというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、そういった年代に合わせたというか、考えていただければと思

[速報版]

うんですが、この可変的・可動的というところで、ちょっとイメージなんですけど、仕切りがある、お部屋が違うということなのか、それとも、壁が逆にパーティションが動くように、時間帯によって稼働するような、そういった造りの検討というのはあったりするのでしょうか。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 検討がまだこれから詳細を詰めるということなので、あれなんですけれども、そういったパーティションみたいなものを使いながら、空間を小さく区切ったり、大きく使ったりというようなことができるというアイデアは、今中では少し議論しておるところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひこのオープン時間、開館時間が9時から夜の午後7時までということで、非常に長いので、その時間帯によって、いる年代も違うと思うので、もし可動的にできるのであれば、非常に個人的に使いたい場合、また、グループで学習したい場合とかっていうふうに、いろんな角度で使えるようなお部屋ができたらいいなあというふうに思っております。

その場合、このあそびのスペース、えほんのスペース、多目的スペースという、こういう順番だと、この真ん中にえほんのスペースというところがあって、恐らくこれ、図書コーナーとか、本を置くというような設置になると、棚を置いてしまうと、パーティションで動かすことが難しくなるのではないかなというふうに勝手に思ってしまう。

だったら、絵本を端にして、遊びと多目的を並べておいて、その真ん中を稼働的にすることで、スペースを広く使ったり、狭く使ったり。例えばイベント時には全部外して、オープンスペースにして、子どもたちの何かイベント開催だったり、また、本当にさっき言っていただいた、個人的に使いたい場合は、そこを狭めて個人的なお部屋にするとかいうふうな工夫ができるというふうに思うんですが、そのような検討。

あとは、高校生が使うということを想定すると、Wi-Fi環境ですとか、そういったことは御検討いただいているのか、教えていただきたいと思います。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） いただきました御指摘なども参考にしながら、今後検討していきたいと思います。我々としても、なるべく効率的に、限られた空間をうまく使っていききたいということなので、そういったことも御指摘も参考にしながら、今後検討させていただきます。

Wi-Fi等の議論までにまだ至っていないんですけれども、そういったことも検討の俎上に入れながら、検討を進めたいと思います。

○委員（山田さとみさん） よろしくお願ひします。まず、資料4-1なんですけれども、令和7年1月に市民意見の募集があります。子どもの施設なので、できれば保育園とか学校のアプリなどで発信するなど、子どもの意見、保護者の意見をぜひ取り入れていただきたいなというふうに思います。届く広報をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 基本、今この市民意見を募集し、ホームページ、広報等とありますけれども、基本は1月の1週号の広報などで御案内をして、3週間ぐらい、パブリックコメントに準じた形で意見募集をするということを前提と考えておりましたが、今御指摘あったような、なるべく子どもや保護者の方々の声も聞けるような、そういうやり方については、所管の部署とも連携しながら、前向きに考えていきたいと思ひます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。ぜひお願ひします。この三鷹幼稚園跡地利活用

[速報版]

プランの取扱いなんですけど、(3)で、来年3月にまちづくり環境委員会にまた御報告してくださるということなんですけど、この本冊のほうに、「子どもの森」との連携について書かれているんですけども、これはあくまでも、「子どもの森」とは切り離されたもので、今後連携をしていくというもののなので、「子どもの森」とは別のものになる、別の事業ですよということで理解して大丈夫ですか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 御指摘のとおり、まだ「子どもの森」自体の具体的な事業計画というか、内容についても、まだ正式に明らかに明示されておりませんので。ただ、「子どもの森」でこれから展開したいと言っている、いろんな子どもに関するコンセプトなのか、そういったものについては、それを見据えた形でということでありますので、一応それを将来的な「子どもの森」のものを見据えながらも、これとは別という形で、今回はこのような形でプランとして表したという整理でございます。

○委員（山田さとみさん） 理解しました。ありがとうございます。次に、本冊の資料4-2なんですけれども、2ページ、保護者が育児の悩みを気軽に相談できる場、子どもたち自身も悩み事をいつでも相談できる場として整備しますとあるんですけども、このイメージがつかなくて。これから検討されるんだと思うんですけども、子ども家庭支援センターりぼんが来るとか、新たに子どもの権利擁護機関をここにつくると考えているのか、それとも施設に専門家を配置するのか、今のイメージについて伺います。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） まだ、その辺の具体的な運用の仕方については、庁内の中で検討中でございます。今回は、都市再生部の報告として、大枠の考え方をお示ししていますけれども、この後、子どもの居場所とか、子どもの相談を受けるとかといったことに関しては、恐らく子ども政策部のほうの所管になると思いますけれども、そちらとも連携しながら、今、検討を進めておりますけれども、その辺の在り方というのは、子ども政策部、また、その所管するところで、このプランを策定後、具体的に検証していくものと思われます。

ただ、児童館的施設とありますので、児童館で行われているようなことということは、この中でもできるような形で考えていきたいと思っております。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。今指摘したところの下なんですけど、地域の防災機能の向上に寄与できるように、防災倉庫等の確保を検討しますと。これは、すごい大賛成なんですけれども、私たちは会派として、常設のプレーパーク、ぜひやっていただきたいということで、4ページにもプレーパークと書いてあるんですけど、ぜひプレーパークの倉庫もここに置いていただきたいなというふうに要望します。

5ページなんですけれども、午前から午後の早い時間まで、乳幼児と保護者、放課後は小学生、中学生、高校生となっているんですけども、ぜひ柔軟に考えていただきたくて。例えば、不登校のお子さんが、ここだったらいれるとか、そういう施設の職員と交流を深めていく中で、ここを居場所にできるというような子がもしいるのであれば、ぜひ柔軟に受け止めていただきたいなというふうに考えるんですけども、その辺りについては、いかがでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 今、御指摘のあった、いろいろそういう、この運営の在り方とか、こういう施設であってほしいというようなことについては、きちっと御意見として承りまして、運用の考えをまとめる段階で、そういうものも踏まえていきたいというふうに思っております。

[速報版]

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。先ほど、佐々木委員からも、使い方について、細かく区切るとか、利用方法についていろいろあったんですけども、やっぱりお子さんからよく伺うのが、こういう場所が欲しいというのがありまして、1人用の集中できる勉強スペースだったりとか、グループでちょっと話し合っているのも大丈夫な学習スペース、グループ学習できるスペースだとか、子どもの交流スペースとして、ボードゲームがちょっと置いてあるといいなとか、Wi-Fi環境、この辺りも、この後の検討にぜひ入れていただければと思います。

最後に、6ページの施設の管理運営なんですけど、これは指定管理とかも視野に入れているということなんでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） はい、指定管理も視野に入れておりますし、直営もあるかもしれないし、また、内容によって委託ということもあるかもしれません。それは、今は決まっておりますけれども、広い視点で、柔軟かつ効率的な施設運営ができるよう検討していきたいと思います。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。三鷹幼稚園の跡地は、卒園児の保護者の方からも、子どもたちが過ごせる場所を残してほしいという要望をたくさん、私も聞いていまして、今回の利活用の計画というのは期待をしているところなんですけれども。今ある小高い丘みたいなのところとか、自然環境は残されるんだと思うんですけども、どの程度の利活用なのか、どの程度の整備をされるのか、建物はリフォームでなく、全く建て替えるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 先ほど来、施設の中身、例えばパーティションでどうかという、いろいろハード的なお話もありましたけれども、今回、この6ページの事業スキームに書いてありますように、まず、この大前提として、地権者の御協力の下、施設を整備していただく。三鷹市がそれを借りるというスキームになっています。

まだ現在、その費用をどうするかとか、小高い丘がどうなるのかというものについては、三鷹市としては、こうしてほしいというような思いを伝えることができるんですが、今はまだ地権者の方のほうで、いろいろ検討というか、計画を持っておられるようなので、そこを調整を図りながら、でも、三鷹もこういうふうにしてほしいということをやり取りしつつ進めていきたいと思っておりますので、今現在、それがどうなるかというところまでについては、こうなりますというふうには、明言できる状況ではございません。

○委員（紫野あすかさん） ということは、その地権者の方が相談しながら、ここは整備しますとか、ここはしませんとかいうような、今後こうしてほしいとかいう交渉とかも行っていくことになるんでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） まさにそのとおりでございます。これまでも、そういった協議を重ねてきてまいりましたし、この施設の今回、この基本プランに示した大枠のプランというのは御理解いただいているところでありますので、この後、この施設をどういうふうに造るかということについては、造るのはあくまでも地権者の方でありますので、私どもの希望を伝えながらも、そこは調整を何度か図りながら進めていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） では、こちらがこういうイメージで、こういうものも欲しい、これも建てたいとか思っても、地権者がそれは要りません、やりませんとなると、実現できないこともあるということですね。

[速報版]

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん）　　言い方としては、すごく紋切型になっちゃうけれども、そういうこともあり得ます。

○委員（紫野あすかさん）　　じゃあ、今のところは、地権者の方はこの事業計画、プランに対して、すごく前向きに、やりましょう、いいですねという感じで進めていこうとされているんでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん）　　ぜひ一緒にやりましょうというような、そういう熱い思いがあるわけではありませんけれども、我々のやることについては淡々と御理解をいただいて進めておりますので、御理解をいただいているものということで、今現在進んでいるところでございます。

○委員（紫野あすかさん）　　だんだん心配になってきたんですけど。やっぱり令和8年からスタートさせなきゃいけないので、何ができて、何ができないのかということは出てくるかと思うんですけども、今後、広く意見募集などもされるということで、みんなすごく期待が高まると思うんですけど、結局、全部の声は受け入れられないにしても、結局、ああ、これだけかとか、建物は今あるものの中だけ、ちょっと。それはない。もうなくなっちゃっているのか。そうか、そうか。更地になっている。すみません、分かっていなくて。

期待される方もすごく多いし、特に三鷹幼稚園の保護者の方たちとかは、すごく期待されていると思うので、どうせやるのであれば、みんなの利用しやすいものに——児童館的なものを書いてありますけれども、してほしいんですけども、その辺り、進め方は難しいかと思うんですけども、交渉、頑張っていたきたいと思うんですが。意見はたくさん、広く聞いたほうがいいと思うし、意見募集の時間も、短期間でなく、なるべく長く、様々な地域の方の声も含めて拾っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん）　　先ほどの答弁では、御心配を抱かせるようなお答えだったので、そこは言葉が過ぎたのかなって感じはしますけれども。基本は、まず、私たちのこの三鷹市がやろうとしていることのコンセプトというのは御理解いただいているという前提でございます。

また、この三鷹幼稚園跡地の利活用についての期待があるということも、様々、もう閉園が決まったときから、保護者の方からは要望が三鷹市に来て、「子どもの森」との連携というか、そういったものを掲げているならば、ぜひここをまた子どものための居場所というような形でというようなお話もいただいておりますので、その声もきちっと受け止めながら、意見をお聞きして、それを形にできるような検討を前向きに進めていきたいというふうに思っております。

○委員（紫野あすかさん）　　大変かと思いますが、市民の皆さんのニーズに応えられる、期待に応えられるような施設になっていくよう、今後ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん）　　よろしくお願いいたします。幾つか質問させていただきます。

基本プランの文章的なところで、違和感を感じたところで、1つお聞きしたいんですが、現在、切り株が残っている状態で、更地に近い状態になっていると思うんですけども、それも勘違いされたと思うんですけども。実際、この1の策定の目的の中段のところ、施設の利活用とか、5ページ、6ページの事業スキームのところの文頭にも施設の利活用とあるんですが、施設というのは、これ、どこを指して施設なのかが、ぱあっと最初読んだときに違和感を感じてしまったんですが。

[速報版]

施設の利活用というか、土地の利活用とか、跡地の利活用というふうにしたらよろしいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 施設の利活用と書かせていただいて、当初どんなものを施設として整備するのかなというところも白紙の中で検討がスタートしていましたので、そういったことははっきり示そうということで、今回、児童館的な施設というようなことを記載させていただいておりますけれども、そういったことをこの基本プランの中に入れるべきだろうということで、１ページ目のところの基本プランの記載内容として、施設の利活用というような言葉を書かせていただいているところです。

現在、この検討の対象としては、幼稚園のあったその土地全体を、施設を土地の持ち主の方に造っていただいた上で、お借りして、活用させていただくということを対象として考えておるところです。

○委員（吉田まさとしさん） 地権者の方が整備、建てていただいたものの利用ということの利活用という意味ですか。はい、文章的に、現在の残っている施設の利活用というイメージを持ってしまったので、ちょっと御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

それから、５ページの週に１度の休館日と。これ、平日を想定されているのか、もしくは土日を想定されていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局次長（菅原恒一さん） 先ほどもありましたように、施設の運営に入っていきますと、所管としましては、恐らく子ども政策部さんのほうが所管していくことになるかと思います。現在、一緒に検討を進めておりますので、その休日の設定の仕方なども、今後、中で検討していきたいと思っております。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。最後にもう一点なのですが、地権者の方との間で、先ほど、来年、令和７年１０月の建物完成した後に、市が借り上げるというお話だったんですが、実際、その建物を地権者の方に建てていただいたりする期間も入りますので、実際の三鷹市との契約というのはいつになる予定でしょうか。よろしくお願いいたします。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） まず、その賃貸借、お借りするということに関する契約については、建物が完成し、この開設準備ということで、三鷹が現地に入って、その準備に入る直前というか、その前辺りを予定しています。ただ、大枠の考え方というんでしょうか、ここで、こういうことをやりますよという覚書みたいなものは、近々、先方と結んだ上、正式な賃貸借契約というのは、令和７年度に入ってから取り交わそうという予定でおります。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。その辺も、スケジュールの中に加えていただくと、分かりやすいかなというふうに感じました。

以上です。ありがとうございました。

○委員（半田伸明さん） 今日、分量が多いから、もうやめようと思っていたんですけど、これ幼稚園のやつだけは、やっぱりきちんとしておかんといかんなど。まず、こういう施設であってほしい、児童館的な機能どうのこうのって、いろいろ出ますよ。でも、所管が違うから、答えられない。これは当然ですよ。今後の流れについて、３月にまち環の委員会で報告とあるんだけど、これはやっぱり、子ども政策部サイドからも、きちんと厚生に報告させるべきということを、経営会議でぜひ共有をしていただきたい。

なぜなら、こういう施設にしてほしい、こういう施設にしてほしいというのは、うちで聞くのは、本

[速報版]

来的には御法度だから。だけど、どこの委員会で聞くのとなったら、実はこれ、予定ではないんですよ。だから、これはちょっと問題だろうなと思うので、子ども政策部サイドの報告は設けるべきだろうと。これは、できれば、来年の2月の閉会中審査のほうがいいと思います。その辺りは、スケジュール感はお任せしますが、ぜひ御検討いただきたい。この点はいかがでしょう。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 御指摘のことは全く理解できますので、それについては、庁内の中できちっと調整をして、考えたいと思います。

○委員（半田伸明さん） その点は、ひとつよろしく願います。

それと、次に、利活用基本プランの最終案は令和7年3月に報告とありますよね。一方、建設は2月から始まってしまいうんですよ。これ、つじつま合いますか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 細かな建設は、確かに2月ぐらいに始まる予定でということ、今のところ聞いておりますけれども、今回、この基本プランで示すのは、あくまでもまだ詳細な図面まではお示しするものではありませんので、こういう施設の機能というんでしょうか、配置はこんなイメージで考えているというような、大枠の考え方を示すものとして位置づけておりますので、そのこの整合は取れるものというふうに理解をしております。

○委員（半田伸明さん） 令和7年度の当初予算時点で、これ、運営開始が令和8年度になっているけれども、令和7年度の当初予算時点で、この幼稚園跡地について、先方に、地権者に支出が発生しますか。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 令和7年度の当初予算については、まさに今、財政部門と協議をしている段階でありますけれども、少なくとも令和7年度中に賃貸借の契約をして、その分の借地料といいますか、その分の予算がかかるというのは、これはほぼ間違いのないことだと思いますけれども、その予算の計上のタイミング、これについては、今まさに協議している段階でありますので、今後、調整をさせていただきたいと思います。

○委員（半田伸明さん） 完成した建物と土地を借り上げるんでしょう。そのうち、賃貸の部分、借りる部分を払うわけじゃない。令和7年2月に工事がスタートするということは、失礼を承知で言いますね。予算を踏まえない段階で、相手が工事に入って、出来上がったものを借りるというふうに受け取れちゃうんですよ。私が一番問題にしたいのはそこなんです。

これが、工事の開始が令和7年4月からだったら、まだ分かる。つまり、箱ができて、その箱を借りるには、箱の延べ床面積掛ける幾らとか、ちゃんと算式が出るんでしょう。その部分の公表は、3月の予算時点になるわけですよ。けれども、2月に工事が始まってしまう。これは違うんじゃないと思うわけです。予算案の編成の時点で、次年度のものを先出しするのは現実にあるでしょう。債務負担行為の設定、ないし補正はそうですね。今回も、防犯が実際やってきているのは先出しになっちゃっているけれども、あれは、うちが出すから債務負担行為補正ができるんです。

これ、違いますよね。できたものを借りるという話じゃないですか。実は、この点について、債務負担行為補正的なものが実はないんです。私、ここは問題だと思っている。だったら、予算審査とのタイミングのつじつまを合わせるために、建物の工事を4月以降にすべきなんですよ。でないと、予算案が通過していないのに、実質的に予算を拘束する内容が2月からスタートになっているんです。これは私、問題だと思う。

だから、4月に工事スタートだったら理屈が通るといのがまず1点。あともう一点は、うちで言う

[速報版]

債務負担行為補正的なものを、どうやったら説明。これは、財政になるから、ここで聞くことじゃないんだけど、過去、この議論は実はないんですよ。私、これ問題だと思う。実質的に予算の先取りだもん。これをどう説明を財政的につけるかは、来年2月の閉会中審査の総務委員会で一定の議論がなければ、私はおかしいと思う。

以上、御感想といいますか、予算の先取りじゃないかという点について、どのようにお答えになるのか、よろしくお願いします。

○都市再生部調整担当部長（齊藤大輔さん） 今委員おっしゃっていたことは、財政とも協議させていただきたいと思いますが、1つは、今回のスキームとしては、今、説明もさせていただいたように、地権者の方が建てたものを借りる。実際は、お金として発生するのは、その建てたものを借りる時のタイミングになります。ゼロから建ててもらうとなると、今回のスキームになりますけれども、元ある既存の建物の中で、スケルトンか何かで借りるというパターンも、ほかの事業でもよくありますけれども、そういったものと一緒にはいけないのかもしれないけれども、基本的には、地権者の方のものを、あるタイミングで借りるということなのではないかなというふうに考えています。

したがって、今この建設のタイミングがどうなるかというようなところは、様々今、建築状況もいろいろありますので、この2月から本当に着手できるのかというのはありますけれども、それを一旦置いておいたとしても、どのタイミングで市が借りるのか、それをその後、どう利活用するのかというのは、この基本プランの中身になりますので、地権者との契約体制については、事前に御相談をさせていただいておりますけれども、市としてのスタンスとしては、来年度、令和7年度に入ってから、どこかのタイミングで賃貸借をする、これが1つの予算上の位置づけなのではないかなというふうには考えております。

○委員（半田伸明さん） よく分からん。予算の先取りじゃん、これ。なぜなら、建物をうちが全部造るんだったら分かりますよ。理屈は通るんです。そうじゃなくて、相手方に建てさせる。建てさせるのは予算審査の前、建てさせた箱の借りる料と、土地の借りる料と、合算して支払う。これは、どう見ても先取りなんですよ。果たして本当にそれでいいのか。

だから、4月以降に、私は工事をずらすべきだろうという考えなんですけど、いろいろ御事情もあるでしょう。だから、2月工事と言うんだったら、これはしょうがないんだけど、どのように議会に対して説明をつけるのかは考えてほしい。これ、説明つかないですよ。

これが、6ページ、完成した建物及び土地を市が借り上げて、市の施設として運営を行いますとあるでしょう。その下、事業費の項目の説明があるわけでしょう。だったら、予算に響くことだから、先に工事を着手させるのはおかしいよねと、これは議会側は言いますよ。ここをきちんと整理しておかなきゃ駄目。

だから、整理の方法は2つある。1つは、令和7年4月以降に工事をずらす。これだったら、つじつまが一番ぴしゃっと合うんですよ。もう一つは、財政に、債務負担行為の設定的な説明を総務委員会できちんとさせる。ここを素通りするようだったら、これ議会の存在意義はないですよ。予算の先取りだもの、どう見ても。予算案が通過していないのに、やっちゃうんですかって言われたら、これ元も子もない案件なんですよ。ここをぜひ言っておかないとまずいと思ったので、今回質問しているんです。

この辺りは、きちんと整合性がとれるようにしていただきたい。齊藤部長もいろいろお立場、つらいと思いますので、それはよく分かるので、そういう答弁になるだろうなと思いますが、本来的には、財

[速報版]

政のほうから、総務委員会に、こういうスキームでいくことの問題点と、それに対する解決点というのをきちんと行政報告をさせるべきです。ここはきちんと庁舎内で整合性を図っていただきたい。私も財政に余裕があったら言いますけど。

言っていることは分かりますよね。予算の先取りじゃないかという批判を、かいくぐると言ったら言葉が悪いけど、どのように整合性をとるのかについては、私はこれは納得していません、正直言って。違うじゃないと思いますよ。だから、これをどう説明するかについては、きちんと経営会議何なり、やってほしい。これをお願いしておきたいと思います。

あと6ページ、日本語的な部分で、事業のスキームのところ、これ1行目、施設の利活用に当たっては、この基本プラン（案）の内容を踏まえながら、これは要らない。地権者が施設整備を行います。完成したものを市が借ります。これでおしまい。

だから、よく見たら、利活用に当たってはとか、いろいろ入っちゃうから、文章が変になってしまっている。ここはちょっと検討してください。いかがですか。この最初の3行を見ていて、違和感を感じませんでしたか。課長が答えるんだったらいいや、いろいろおつらいでしょうから。私はこれ、すごく違和感を感じる文章でしたよ。後々に御検討いただければと思います。

あと、最後に、事業費としては、以下の項目で費用が必要となることが見込まれますが云々とありますよね。結局、相手に建てさせて、土地・建物、両方借りるという形式は、これで判明しちゃっているわけですよ。そうなると、適切な賃料をどう設定するか議論が次に出てくるわけですよ。ところが、この議論する場がないんです、実は。予算審査までしか。予算審査が次になっちゃうんですよ。果たしてそれでいいのかというのは引っかかるところです。

この点についても、きちんと説明をしていただきたい。いかがでしょうか。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 先ほどからの、そもそもの財政的な予算の在り方ということも含めて、これについては、私どもの、まず受け止めというか、今回こういうプランでお示しした内容等についてのいろいろ疑義があるということについては、お受けいたしましたので、それについては内部でよく財政部門とも確認して、この辺の表記の在り方も確認して、また正式にまとめる最終案のところまでは整理をしていきたいなと思います。

○委員（半田伸明さん） これで、この辺にしておきますけども、少なくとも来年の3月に基本プランの最終案を提示しますよとありますよね。来年3月、案ですね。その1か月前に、もう工事が始まっています。これはおかしいよ。つじつまが合わない。だから、唯一合わせるとしたら、地権者の意向で建てる建物なので、中身については、市側がああだこうだ言うことではありませんという一筆がこのプランにあるんだったら、つじつまは合いますよね。

要するに、失礼は承知で言わせてもらいますけど、矛盾だらけなんです。もう一回、ここはきちんとやったほうがいいと思います。予算審査的な部分をどう説明をするのか。最終案を提示する前に、工事が着工されているのをどう説明するのか。この辺りは、実は矛盾が発生するのは無理ないんですよ。これ、初めてのケースでしょう。基本的に公共施設というのは自前でやってきたのを、準公共施設的な物を地権者に造らせて、借りるというのは、定期借地権の言わば貸し方ではなく、借り方になるというのは、実は経験ないんですよ。だから、ここはきちんと整理しておいたほうが、僕はいいと思う。

誤解のないように言っておきますけれども、これに反対と言うつもりはないですよ。私が言っているのはあくまで手続論なんです。この辺り、最後の質問になりますが、御答弁よろしくお願ひしたいと思

[速報版]

います。いかがでしょうか。

○副市長・都市再生部長事務取扱（久野暢彦さん） おっしゃるように、手続上、私たちがこの事業スキーム、初めてな形です。相手さんに造ってもらって、それを使って、私たちが公共的な施設として使うというパターン。そういった中で、今おっしゃられたようなタイミングのこととか、また、手続の内容については、これから3月に向けていろいろ整理していきたいと思います。初めてのところで、苦手なところといいましょうか、確かにそうだなというところはあろうかと思いますが、これについては、これから検討していきたいと思います。

○委員（おばた和仁さん） 私も質問するつもりはなかったんですけども、今、半田委員からも御質問がありましたし、他の皆さんからも質問があったので、1点だけ確認します。この三鷹幼稚園跡地の利活用基本プランについて言うと、今日の御説明を聞いていて思ったのは、この建物については、この土地を所有している地権者さんが建てるということの中で、こういった建物を造るから、三鷹市がその建物の範囲の中で利活用してよと、こういう基本構図になっているという理解でよろしいですか。

つまり、例えば三鷹市のほうで、この建物を例えばこういうふうに使いたいの、2階建てにしたいとか、そういう、ある程度利用する、いろんなことを地権者さんに言って、それに基づいて建物を造っていただくというよりも、かなりそこが、地権者さんが制限的にこういう建物を造るから、それだったら貸しますよみたいな話になって、こういう形になっているというふうには、今の説明を聞いていると、そのように感じるんですけども。

だからこそ、この建設が2月にスタートするということになるということで、当然、市民の皆さんから、もうちょっとこういう利活用をしたいとか、だったら、もうちょっと建物を大きくしたいとかいうようなことも、もしかしたら出てくると思うんですけども、そこは、この建物の中で考えるという大枠があるという、そういう考え方が、ここにはあまり詳しく説明されていないんですけども、そういう理解でいいのかということを確認したいと思います。

併せて、私、申し上げますけれども、この地権者さんが今回この三鷹幼稚園の跡地利用に関して、三鷹市がこの場所を活用させていただくということについては、非常に地権者さんにありがたいということとで考えておりますので、地権者さんが最大限考えていただいて、こういう形になったとしても、それは歓迎すべきことといたしますか、それに対して地権者さんに何かを言うという話じゃないと思っています。地権者さんに対しては、あくまでもありがたいというスタンスでおります。その上でこの質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○都市再生部三鷹駅前再開発推進担当部長（向井研一さん） 非常にお答えをしにくいというか、明確に答えられないところもあるのですが、初めにこの地権者の方と、この跡地を使ってどのぐらいのスペースの建物を造るのか、どんな建物にするかということ、初めにきちっと約定して、それで進めているものではないです。なので、現時点では、どのぐらいの規模の建物になるかということについては決まっておりませんが、大体こんな感じ、1階で、このぐらいのスペースだねということの協議をしながら、少しずつ先方の設計をする方と調整を図りながら、意見交換をしながら進めているというようなことであります。

そういった前提があるために、今回のこのプランを出すタイミングと、先ほど半田委員からの御指摘のあった予算の在り方という手続のところが、整合が図れていないのではないかというような御質問をいただいたということは、そのとおりだなというふうに思っています。そこはきちっと整理をしていき

[速報版]

たいと思います。

ただ、まず前提として、先ほども申し上げたように、ここで子どもの居場所といったものを中心とした施設をつくるということは、先方の地権者の方は御理解いただいていますので、まさに地権者の方に御理解をいただきながらということでは、今は申し上げることはできない、こういう状況でございます。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、都市再生部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 都市整備部報告、本件を議題といたします。

○都市計画課長（梶原一郎さん） まず、（仮称）三鷹市まちづくり拠点形成計画2027（案）について、資料Ⅰを用いて説明させていただきます。本計画については、段階的に取りまとめを行い、これまでも随時、本委員会で報告してきましたが、本日は、本計画の検討案に関して実施した住民説明会、及び意見募集の結果や、前回の報告以降に整理した内容について御説明させていただきます。

まず、資料Ⅰ－Ⅰを御覧ください。Ⅰ、住民説明会・意見募集の結果の(Ⅰ)、概要です。まるⅠ、住民説明会につきましては、各コミュニティ・センター及び教育センターで計8回開催し、延べ26名の方に御参加をいただきました。まるⅡ、意見募集につきましては、10月15日から11月5日まで、おおむね3週間を募集期間といたしまして、13名の方から御意見をいただいております。

続きまして、(Ⅱ)、意見等に対する市の回答です。こちら、内容につきましては、一番最後のほうに、参考資料Ⅰとしまして、住民説明会における意見等に対する市の回答と、それから参考資料Ⅱとしまして、意見募集における意見等に対する市の回答を添付させていただいております。意見募集につきましては、国立天文台周辺のまちづくりの取組や事業に関する意見が多くございました。それぞれの意見と回答については、参考資料を御覧いただければと思います。

なお、説明会の参加人数について、周知が足りなかったのではないかという意見もいただいております。住民説明会等の周知については、前回御説明したとおり、ホームページや市報への掲載のほか、X（旧ツイッター）への掲載、それから市役所、コミュニティ・センターへの開催案内の掲示、それから居住誘導区域の区域外となる土砂災害特別警戒区域に近接する地権者への開催案内を投函により行いました。

今回、住民説明会等でいただいた意見を踏まえまして、説明会の開催後、計画の検討案につきまして、ホームページや各コミュニティ・センター等で、引き続き閲覧できるようにしてございまして、このことを市報やXに掲載するなど、計画制度のさらなる周知に努めているところでございます。

いただいた御意見を踏まえまして、本冊のほうで修正した主な箇所を御説明させていただきます。資料Ⅰ－Ⅱを御覧ください。まず、40ページです。修正、追加した箇所については、赤字にしております。三鷹駅前の再開発事業や国立天文台周辺のまちづくりの取組などの各事業を踏まえて、誘導施設を設定しているが、市の考え方が確定しているだけで、もっと市民の意見を聞き、事業として確定してから本計画も策定すべきではないかとの意見をいただいております。

前提としまして、本計画は都市全体から見た拠点づくりの方向性を示すマスタープランとしての性質を持つものであることから、具体的な施設整備や事業等については、各地域のまちづくりの取組の中でまた整理し、その内容を反映して整合を図ることとなります。三鷹駅周辺では、令和5年2月に策定し

[速報版]

た「子どもの森」基本プラン、国立天文台周辺は令和6年10月に策定した国立天文台周辺地域土地利用基本構想で、それぞれ示されている現時点での事業等の方向性を踏まえて、誘導施設などを設定しておりますが、ここでは、今後これらの事業等の方向性に変更などが生じれば、本計画を見直していくということを、設定方針として追記しております。

続きまして、47ページを御覧ください。(2)、誘導施設です。ここは、修正した箇所を黄色で囲っておりますが、学校や学童保育所について、国立天文台周辺の都市機能誘導区域では、誘導施設として位置づけている一方で、市民センター周辺の都市機能誘導区域にも同様のものが立地しているのに、なぜ誘導施設として位置づけないのかという御意見をいただいております。学校や学童保育所については、基本的に学区ごとなど、身近に立地しているとよい施設ですが、場所等が変わるなど、新設の場合のみ、利便性の向上のため、拠点に立地しているとよいという形で整理し、誘導施設としています。

国立天文台周辺の誘導施設のうち、学校と学童保育所については、羽沢小学校など、既存の施設が都市機能誘導区域内に立地しているものの、新設する施設としては立地していないため、誤解のないように赤丸としていたものを赤の四角、区域内に立地しない誘導施設という形で修正をしております。

その他、いただいた意見を踏まえまして、計画の内容が分かりやすくなるように、適宜追記修正しているほか、別途、策定を進めている各個別計画等との表現などの正誤に伴う修正、それから、誘導区域の境界精査による面積の修正などを行っております、これらの箇所についても赤字にしております。

なお、図面を修正しているものについては、図面の名称のほうを赤字にしています。

次に、前回報告以降に整理した部分について御説明させていただきます。資料1-2の95ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。2、定量的な目標値の設定です。前回、検討中としていましたが、今回、各評価指標の計画期間としている令和9年の目標値と中期、長期の参考となる数値を設定しています。1)における都市機能誘導区域内の誘導施設の立地割合については、想定される事業の実施時期を考慮した上で、事業等により区域内に誘導施設の誘導を図るほか、現在、立地する誘導施設の維持、充実等を図る視点で設定しております。

また、2)における居住誘導区域内の人口密度については、将来人口推計を踏まえた人口密度を算出し、居住誘導区域内でその推計人口の維持、または増加を図る視点で数値を設定しております。

めくっていただいて、96ページを御覧ください。3)における路線バスの1日平均客数については、現状の維持を図る観点で数値を設定しております。

前回も御説明しましたが、今御説明した3つの指標以外は、基本計画で位置づけている指標を本計画でも用いております、令和9年の目標値も同じ数値となります。中期、長期の参考となる数値は、それぞれ維持を図る視点や、これまでの実績等を考慮した上で設定をしております。

最後に、資料1-1にお戻りいただいてよろしいでしょうか。1ページの下、2、今後のスケジュールについてです。今回お示ししている計画案については、12月16日に都市計画審議会でも報告した後、東京都への意見照会と、1月6日から27日まで、条例に基づくパブリックコメントを実施する予定です。その後、これらの意見を反映し、3月に計画の最終案として本委員会への報告と、都市計画審議会への諮問を行う予定です。

(仮称)三鷹市まちづくり拠点形成計画2027(案)については、以上です。

続きまして、三鷹市土地利用総合計画2027(案)についてです。資料2を用いて御説明をいたします。

[速報版]

資料２－１が案の概要について、２－２が本冊となっております。御説明は主に資料２－１の概要を用いて説明させていただければと思います。

資料２－１のほうに、それぞれの項目について、本冊のどこに記載をしているかということをページ番号で、後ろのほうに括弧書きで載せておりますので、併せて御覧ください。

資料２－１の１、策定の主なポイント。(1)、まちづくりの新たな視点を取り入れております。ア、「百年の森」構想の推進を図るとともに、新たなにぎわいの場の創出のため、三鷹駅前や東八道路沿道における緑とにぎわいが感じられるまちづくりへの取組や、イ、持続可能で安全安心な質の高いまちづくりを目指すため、地域交通の整備等と合わせた拠点づくりと、分散ネットワーク型の都市形成による日常生活圏を基礎としたまちづくりの推進の２点を、まちづくりの新たな視点として記載しております。

ポイントの２つ目、(2)、都市構造の見直しについてです。これについては、めくっていただいて３ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。令和６年度に策定する、先ほどの三鷹市まちづくり拠点形成計画と整合を図りまして、中心拠点や地域拠点の視点が加わったことが大きなポイントとなっております。さらに、新たな拠点としまして、右側の変更図を見ていただきたいと思いますんですが、井口特設グラウンドと環境センター跡地を加えております。

さらにめくっていただいて、４ページを御覧ください。イ、まちづくりのゾーニングについてです。ポイントが２点ございます。１つ目は、まる１としまして、羽沢小学校周辺です。こちらは、国立天文台周辺地域土地利用基本構想や、先ほどの三鷹市まちづくり拠点形成計画の検討状況を踏まえまして、大沢の商業環境の創出を誘導する区域に追加をしております。そのため、住・商調和形成ゾーンを拡大しております。

ポイントの２つ目としまして、東八道路沿道（野崎一丁目）です。こちらは、東八道路沿道における景観ガイドラインを踏まえて、土地利用規制を見直しながら、さらなる都市型産業等の育成に向けたまちづくりを推進する地域として位置づけることを検討しております。そのため、住・工調和形成ゾーンを拡大しております。

資料２－１の１ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。２、個別箇所の主なポイントです。今後、都市計画制度等を活用し、地域特性を生かした土地利用の誘導等を図るなど、まちづくりの検討等を予定している箇所となります。

(4)としまして、野崎三、四丁目地区、かえて通りから天文台通りに至る区間については、住環境に配慮しつつ、商業、工業を誘導する地域として、新たな特別用途地区の指定を検討するため、これらの取組について記載しております。

また、(7)、牟礼地区では、東京外郭環状道路と東八道路のインターチェンジの完成を見据え、新たな沿道のまちづくりを検討していく必要があるため、これらの取組について記載しております。

３、その他の主な修正箇所です。(5)のゼロカーボンシティや、また、(7)では、空き家のマッチング制度による空き家等の活用促進や、マンション管理の適正化など、住宅施策について記載しております。また、(8)では、農業の６次産業化の検討に関連することについて記載しております。

めくっていただいて、２ページです。４、今後のスケジュールでございますが、こちらについては、先ほどの資料１、まちづくり拠点形成計画と同様となっております。

三鷹市土地利用総合計画2027（案）についての御説明は以上です。

[速報版]

- 委員長（土屋けんいちさん） ただいま、市側の説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩します。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明を続けます。

項目ウからキに対する市側の説明を求めます。

○都市計画課長（梶原一郎さん） そうしましたら、今度は、三鷹市景観づくり計画（案）について、資料3を用いまして、御説明をさせていただきます。こちら、資料3-1は、計画案の概要について、3-2がその本冊になっておりますので、資料3-1の概要版で御説明をさせていただければと思います。

それでは、資料3-1、1ページを御覧ください。1、改定の主なポイントです。(1)、事業進捗状況の反映についてです。ウ、三鷹駅前地区の景観づくりについて、三鷹駅前地区まちづくり基本構想や「子どもの森」（仮称）のイメージの具現化に向けた取組を行い、三鷹駅前から市全体を緑のまちにする「百年の森」構想の実現を目指すことを追記しております。

続きまして、(2)、ガイドライン等の策定についてです。イ、「屋外広告物ガイドライン」の策定について、今後、三鷹らしい屋外広告物の在り方を検討していくことを追加しております。

(3)、都市農地の保全についてです。特定生産緑地制度を活用するとともに、三鷹市農地の保全に向けた基本方針に基づく対応策を講じ、農地の保全が図られるようにすること、国や東京都の制度を活用し、まちづくりや緑地保全と連動した施策を進めていくことを追記しています。

(5)、景観重点地区についてです。本年8月の委員会で御説明させていただきましたが、東八道路沿道の野崎三、四丁目地区において、緩和型の特別用途地区の都市計画決定に併せて、「東八道路沿道野崎三、四丁目重点地区」を新たに指定することについて、景観づくりの基準、色彩基準、届出対象行為及び規模を追記しております。

(6)、景観重要公共施設についてです。東八道路を景観重要公共施設に指定することについて、道路管理者である東京都と協議を行い、今日までおおむね協議の調った内容としまして、無電柱化などの整備に関する事項の5項目と、バス停上屋などの占用許可の基準を追記しております。

めくっていただいて、2ページです。3、その他の主な修正箇所です。(4)、景観審議会の審議内容について、表彰に関する事項や、色彩基準に適合しない色彩を使用する場合に、審議対象となることを追記しました。

(5)、地区計画を活用した景観づくりについて。地区計画を定める際には、区域の特性に合わせ、建築物の制限条例等を定めることや、公園・緑地等の公共施設の適切な配置を検討していくことを追記しております。

最後に4、今後の予定です。こちら、先ほどとほぼ同様なのですが、こちらは三鷹市の景観条例に基づきまして、景観審議会へ諮問させていただくという形になります。

資料3の説明は以上です。

続きまして、三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027（案）でございます。こちらも同様に、資料4-1には計画の概要について、資料4-2がその本冊となっておりますので、4-1の概要版で御説明をさせていただきます。資料4-1、1ページを御覧ください。1、策定の目的です。第5次三鷹市基本計画と整合を図りながら、三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027を策定します。

[速報版]

策定に当たりましては、バリアフリー法の改正を踏まえ、心のバリアフリーの位置づけによる教育啓発特定事業等の拡充を行うなど、ハード・ソフト両面の施策の拡充や、生活関連施設の見直しを行いました。

2、計基本構想の期間です。2024年度から2027年度を計画期間として策定しますが、特定事業については、中長期的な実現を視野に入れて、2035年までを整備目標時期として設定し、市で進捗管理を行っていきます。

3、主な拡充等の内容です。(1)、心のバリアフリーの記載の拡充です。障がい理解のための広報啓発や、障がいのある人と市民、事業者の交流機会の提供など、様々な心身機能の障がいとバリア、社会的障壁を理解するためのコミュニケーションと、計画実施段階での当事者参加によるインクルーシブな環境の検討など、バリアを取り除くためのコミュニケーションにより、まちなかにある物理的なバリア、しくみのバリア、文化・情報面のバリア、意識上のバリアの改善について追記しました。

(2)、教育啓発特定事業の検討です。これまで基本構想にソフト対応としまして位置づけている内容を、教育啓発特定事業として整理し、拡充をしていきます。

(3)、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定です。重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路については、現行基本構想では、生活関連施設経路の設定条件が明記されていないため、この基本構想、今回の改定で、これらの設定方針について整理し、改めて生活関連施設経路を設定しました。

めくっていただいて、2ページを御覧ください。4、計画の構成と主な策定のポイントです。第3章の基本的な方針における心のバリアフリーの記載の拡充、第4章の重点整備地区における重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の設定方針や、特定事業における配慮事項の記載の拡充、バリアフリー法の改正で新たに設けられた教育啓発特定事業を設定しております。

4、今後のスケジュールです。こちらにつきましても、パブコメや本委員会で報告は同様なのですが、こちらはバリアフリーのまちづくり推進協議会にも報告をさせていただく予定です。

最後に、重点整備地区である三鷹駅周辺地区、三鷹台駅井の頭公園駅周辺地区、市民センター周辺地区の重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の設定案について添付いたしております。3折りの1枚目、三鷹駅周辺地区についてです。新規の生活関連施設については赤字で記載しております。三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー、三鷹観光案内所、商業施設のトリコナ、障がい者等の利用が多い福祉施設等を追加し、青い点線部分の生活関連経路を追加しております。

2枚目が、三鷹台駅、井の頭公園駅周辺地区についてです。三鷹市吉村昭書斎、三鷹台児童遊園を追加しております。生活関連経路については、追加した施設までの区間の道路幅員が狭く、歩道等の整備が不可能なため、新規追加をしております。

3枚目の市民センター周辺地区についても同様の記載となっております。

説明は以上です。

○ファシリティマネジメント担当課長（石川隆司さん） 私のほうからは、報告の5個目、資料については5になります。三鷹市公共施設等総合管理計画（改定）（案）について御説明させていただきます。こちら、本年9月に行いました、まちづくり環境委員会において御報告した、公共施設等総合管理計画（改定）の基本的な考え方に基づき、このたびインフラ施設の関係各課との調整によって、改定内容を整理しましたので、5-1にあります概要版に沿って内容を説明したいと思います。

まず、策定の目的ですが、市が管理するインフラ及び建築物の公共施設等について、マネジメ

[速報版]

ントや管理に関する基本的な考え方、取組方針等を定めるもので、国からの要請に基づき、平成28年度に策定したものとなっております。

今回の改定は、令和5年10月に行った国の策定指針の改定に伴う一部見直しとして、記載すべき事項としていた部分の追加や、第5次基本計画及び関連する個別計画の改定等を踏まえ、計画全体の改定を行うものです。

全体の構成につきましては、本冊の5-2のほうの表紙をめくっていただきまして、目次にありますように、目的の位置づけから計画の推進までの8項目について、平成28年度に策定した総合管理計画と同じ構成となっております。

概要の1ページに戻りまして、対象の施設についてですけれども、こちらは道路・橋梁・下水道・公園等のインフラ施設及び公共施設にて変更はございません。また、計画期間については、国が示す公共施設等総合管理計画の策定に関する指針において、計画期間は少なくとも10年以上とされていることから、当初の10年計画の2028年までを前倒しするとともに、令和17年度までの12年間といたします。

次、今回の主な改定内容ですけれども、対象施設における現状や将来の見通し、施設数や数量の更新、個別計画の反映と、平成28年度策定した当初の公共施設等総合管理計画に掲げている、公共施設等の管理に関する基本方針について、4つの基本方針は従前どおりとしながら、この間の取組や個別の計画を反映して新たな視点を加えております。

今回、改定の本冊においては、当初の総合管理計画に沿いながら追加した部分や、この間の取組で変わった部分などを中心に、赤色で示しております。一部平行して取組を進めています、下水道課の下水道計画については、内容に変更が生じることがあれば、更新、差し替えを行い、対応していく予定としております。

それでは、4つの基本方針のうち、新たに加えた部分として主なものを挙げていきます。まず、本冊の20ページになります。基本方針1、計画的な維持保全による長寿命化の推進になります。こちらでは、公共施設維持保全計画2022での基本理念である、今あるものを大切に長く使うを基本に、令和4年に策定した三鷹市新都市再生ビジョンでうたっている施設の長寿命化を原則としながら、更新時期が集中しないよう、優先度や時期の調整を行い、施設更新の分散化と平準化を図ることや、早急に取り組むべき課題が生じた場合は、計画の見直しや緊急対応方針を策定するなどしながら、柔軟かつ迅速に対応することなどを加えております。

続きまして、21ページにあります基本方針2、安全安心で快適に利用できる施設の確保についてです。ここでは、公共施設等のゼロエネルギー化、緑化の推進、脱炭素の取組、衛生環境の向上など、適切な管理により、安全安心で快適に利用できる施設の確保を図ることや、老朽化の進行は安全性や機能低下につながるため、計画的に老朽化対策を行っていくことなどを入れております。

続きまして、同じ21ページにあります基本方針3、社会情勢の変化等への対応と施設の適正化についてです。ここでは、やがて迎える人口減少社会と、それに伴う財政的な制約の高まりなど、社会情勢の変化に対応するため、ハード・ソフトの両面から見直しを行い、機能転換や再配置、集約化等を進め、既存ストックの有効活用を推進し、量から質へ、作るから使うへ転換していくことなどを入れております。

続きまして、同じページの基本方針4、効率的で質の高い施設管理の推進についてです。ここでは、維持保全経費の縮減や市民満足度の向上を目指し、不具合箇所の早期発見と迅速な対応など、日常的な

[速報版]

維持保全を重視していくこと。また、前回のまちづくり環境委員会で御意見いただきました、集約化施設、跡地利用という表現を、事業手法、既存ストックや余剰地・余剰床の有効活用等において、内容に即して民間の活用やノウハウ、資金を導入することによって、市民サービスの向上や、効率的で効果的な維持管理の実施、新たな財源の確保を図るとして、新都市再生ビジョンでうたっている内容に即して修正いたしました。

続きまして、国の指針に沿った内容の追加等について、ページが22ページの6-2から6-4に示しております。こちら、冒頭お伝えしましたように、令和5年度の一部見直して追加したユニバーサルデザイン化の推進方針、脱炭素の推進方針、PDCAサイクルの推進等に係る方針について、国の指針で記載すべき事項になっているため、改定にも追加しております。

続きまして、23ページ、施設類型ごとの管理等に関する基本的な考え方の新たな視点についてになります。こちらでは、これまでの視点に対し、対象施設ごとに、これまでの取組や個別計画などから、新たな視点を加えております。

まず、同じページになりますが、公共建築物になります。こちらでは、令和4年に策定した三鷹市新都市再生ビジョンの維持保全計画に基づき、各施設の改修や建て替えに取り組むこと、また、包括管理制度のPPP／PFI手法の活用など、民間活力を活用した施設管理を推進すること。また、余剰地・余剰床は民間活力を導入するなど、有効活用を図ること。また、施設所管ごとに行われている日常的な維持保全業務を集約化することで、効率性や有効性など、行政サービスの質の向上を図ることなどを加えております。

続きまして、25ページ、26ページのインフラ施設、道路になります。ここでは、道路ネットワークの形成やバリアフリー化など、人や環境に優しい道路環境を創出し、ウォカブルな道づくりを推進すること。また、道路拡幅事業や新設する都市計画道路に併せて、電線類の地中化を行うなど、技術的な課題を踏まえて路線を選定しながら、無電柱化を推進すること。

さらに、前回のまちづくり環境委員会でこちらも御意見をいただきました、新たなニーズへの対応という部分で、施設の不具合や故障に対して早期の発見と迅速な対応を図るため、デジタルツール等を活用し、利用者からの情報提供の仕組みづくりを進めることを追加いたしました。

続きまして、27ページ、28ページの橋梁になります。ここでは、令和3年に策定した三鷹市橋梁長寿命化修繕計画括弧（改定）に基づき、施設の改修、更新や長寿命化に向けて取り組むことを入れております。また、5年に1度の定期点検を基に、現状で損傷している箇所を初期段階で修繕を行い、その後は予防的な対策を行うことで、常に健康な状態を維持していくことなどを追加しております。

続きまして、28ページ、29ページの下水道施設になります。こちらでは、気候変動を踏まえた災害に強い下水道の構築を図ること。また、令和2年に策定した三鷹市下水道再生計画（改定）に基づき、施設の改築・更新を計画的に進め、下水道施設の長寿命化を図ること。また、予防保全型の維持管理により、管路施設の老朽化に伴う耐震性能の低下に対して着実な対応を図ること。また、雨水浸透ますの設置事業や、雨水貯留浸透施設の整備を推進し、下水道への雨水の流出を抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図るとともに、局所的な豪雨や大雨に対しては、浸水シミュレーションを行い、東京都豪雨対策基本方針を踏まえた必要な対策を検討、実施することなどを加えております。

続きまして、最後に30ページ及び31ページの公園になります。こちらでは、新たなニーズ等への対応を図りながら、誰もが利用しやすい公園づくりを進めること。また、照明のLED化や、雨水浸透施

[速報版]

設等の設置、雨庭（レインガーデン）の整備など、環境に配慮した整備を推進すること。また、気候変動による猛暑日の増加に対し、公園利用者の熱中症対策として、ミスト設備の設置や木陰づくりなど、クールスポットの創出を図ること。さらに、道路のほうでもお伝えしましたが、施設の不具合や故障に対して、早期の発見と迅速な対応を図るため、デジタルツール等を活用し、利用者からの情報提供の仕組みづくりを進めることなどを加えております。

最後に、概要のページ3、5項目め、今後のスケジュールですけれども、年が明ける1月にパブリックコメントの実施、3月にはパブリックコメントを、報告を含めた確定報告をまちづくり環境委員会に行う予定です。

説明は以上です。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 私のほうは、資料6、三鷹市下水道経営計画2027（案）について御説明します。三鷹市下水道経営計画2027（案）につきましては、資料6-1、今回、報告の概要と、資料6-2で、計画の本冊をお示ししております。本冊のほうでは、前計画から変更、追加になった部分を赤字で示しております。なお、計画の目的、背景などは、前計画を時点修正したものとなっています。

それでは、資料6-1を基に御説明いたします。(1)、計画の見直しの概要と目標値について。まる1、計画の位置づけについて。本冊の3ページに記述しています。本計画は、下水道事業のマスタープランであり、総務省より策定を求められている経営戦略に位置づけております。計画期間につきましては、第5次三鷹市基本計画等と整合を図り、4年としますが、経営戦略として策定する収支計画については、令和15年度までの10年とします。次に、まる2、計画の基本方針と、重要な事業・施策の設定についてです。本冊の17ページから20ページに記述しております。基本方針を持続可能な下水道、災害に強い下水道、良好な環境に貢献する下水道の3点に設定し、方針ごとに取組の方向性と事業施策を抽出しました。

また、事業施策を5つにまとめ、その中でも主要な取組として、下水道施設の老朽化対策、都市型水害対策の推進、経営基盤の強化の3点を記述しました。

まる3、主要な取組についての目標指標として、管路の長寿命化による管更生延長、雨水浸透ますの設置数、使用料による経費回収率を設定いたしました。

(2)、取組の重点、事業計画について。各取組の重点、事業計画については、下水道の老朽化対策への取組として、21ページから22ページに、計画的な改築、更新や、効率的な維持管理の推進等について記述しました。

次に、都市型水害対策の推進への取組として、23ページから24ページに、東京都豪雨対策基本方針に基づく内水対策の検討などについて記述しました。

次に、経営基盤の強化の取組として、25ページから27ページにコスト削減の取組の強化、定期的な使用料適正化への検証などについて記述しました。

そのほかの事業につきましては、28ページから29ページに、下水道地震対策や、良好な環境に貢献する下水道の取組について記述しています。

(3)、下水道財政計画について。下水道財政計画については、現状の整理として総務省が公表する経営比較分析表を活用した現状分析を、35ページから39ページに新たに追加しています。令和5年度決算の数値は公表後に追加する予定です。

[速報版]

また、各経費の実績として、40ページから48ページまで、建設改良費、維持管理費、公債費、下水道使用料について、推移と現状を、また、汚水処理原価と経費回収率の傾向も整理しています。

将来財政計画として、49ページから55ページまで、投資計画、収益的収支、資本的収支、一般会計繰入金、市債償還等の見通しについて記述しました。

56ページに、使用料の適正化に向けた検証について、経費回収率が80%を下回る可能性が高い令和14年度前後では、一般会計からの基準外繰入が令和5年度の2.5億円から約5.5億円まで増加する見込みとなっています。このため、老朽化対策や流域下水道への編入等に関わる施設整備を精査しつつ、適正な使用料の在り方について検証を行っていく必要がある旨を記載しています。

資料6-1の2ページ目になります。また、経営戦略期間（10年間）における投資・財政計画について、57ページから62ページまで改定内容を掲載しました。なお、令和7年度の予算編成と同時に、令和6年度の決算額についても精査中であることから、現在の推計値に影響がある場合は、分析結果等の修正を行います。

(4)、社会資本整備総合交付金の交付要綱への主な対応。社会資本整備総合交付金の交付要綱による交付要件に対応するため、64ページに経費回収率の向上に向けたロードマップを掲載し、効率的かつ効果的な事業運営についての記述、及び定期的な下水道使用料適正化に向けた検証を行い、必要に応じて使用料改定を行う旨を記述しています。

そのほか、本計画に新規に追加したものは、多摩川・荒川等流域別下水道総合計画が今年度改定予定であることから、改定内容について、9ページに記述しました。下水道の現状と課題における都市型水害対策について、気候変動の影響による豪雨が激甚化・頻発化していることや、気温上昇が予測されていることから、令和5年に東京都豪雨対策基本方針を改定し、気候変動に伴う降雨量の増加を踏まえ、対策目標降雨を、多摩部では1時間当たり75ミリになったことを、14ページに記述しました。

今後の予定については、記載のとおりです。

説明は以上となります。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 私からは、資料7、三鷹市緑と水の基本計画2027について、概要版、資料7-1にて御説明させていただきます。

それでは、資料7-1を御覧ください。1、主な改定のポイントです。(1)、達成状況を踏まえた新たな目標の設定。括弧に本冊の記載されているページがございますので、必要に応じて御覧ください。第5次基本計画の目標値、過去の推移等から、また、市内の公園緑地面積については、具体的に想定して、表のとおり目標値を算出しているところでございます。

(2)、水循環の保全・再生。雨水浸透施設の設置の推進や、雨庭（レインガーデン）の整備を図り、水循環を図ることを記述しております。(3)、(4)は後で本冊で御説明いたします。(5)、借地公園の公有地化。民間の方からお借りしている公園で、市民の方の身近にある公園が宅地化とならないように、適切に公有地化を進めてまいりたいと思います。(6)も後で本冊で説明いたします。(7)、樹木等の適切な維持管理と緑の質の向上について。樹林地等を健全に維持していくために、適正な維持管理や更新を推進していくことや、公園・緑地等の樹木について、樹木の特性や樹勢、生育環境等を踏まえながら、樹形や樹冠にも配慮した管理を行い、緑の質の向上を図ることについて、記述しております。

(8)、「百年の森」構想に関する記述の追加。市内全体の様々な緑地・里・樹林・農地をつなぐことで市全体を大きな緑のまちにする「百年の森」構想を推進することを記述しております。

[速報版]

(9)、三鷹駅前再開発事業及び東八道路沿道における緑の創出。ア、三鷹駅前地区に魅力ある質の高いまちづくりを推進するため、「子どもの森」をコンセプトとした三鷹駅前南口中央通り東地区再開発事業を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出を図ることを記述しております。イ、東八道路沿道については、良好な住環境を維持しながら、本市の目標とする都市像である「緑と水の公園都市」の実現に向けて、西部の野川公園と東部の玉川上水をつなぐ、市の骨格となる連続した緑とにぎわいを感じさせる三鷹らしい景観づくりを行い、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることを記述しております。

(10)、地域のまちづくり等を踏まえた拠点の見直し及び緑と水の連続空間の明確化。三鷹市まちづくり拠点形成計画2027及び三鷹地土地利用総合計画2027との整合を図り、三鷹台駅、井の頭公園駅、国立天文台、井口グラウンド及び環境センター跡地周辺エリアを位置づけているところがございます。さらに、緑と水の連続空間として、三鷹中央防災公園、農業公園を含む市民センター周辺エリア～仙川平和公園～丸池の里～新川天神山青少年広場～仙川下流までと、三鷹駅周辺エリア～風の散歩道～井の頭の森～市立アニメーション美術館までを、連続空間としております。

3ページを御覧ください。拠点整備計画位置図がございますので、御確認のほどお願いいたします。

(11)、牟礼の里農園（仮称）整備等に関する記述の追加。エリアから玉川上水までの連続一体の緑の空間を確保することについて、記述しております。

それでは、資料2の38ページを御覧ください。公園での特化している項目について、本冊を用いて説明させていただきます。こちらの上の写真というのが、インクルーシブ遊具の写真になります。介助者と一緒にブランコに乗れたり、寝そべって乗れるブランコになります。体に障がいがある子も、ない子も、一緒になって遊ぶことができる遊具となっております。

また、38ページの下に、クジラの写真がございまして、これはミスト施設を中央防災公園に整備したのになります。今年も猛暑が続きましたので、子どもたちからも評判がよく、非常に人気がありました。今後もクールスポットの創出を図りたいと考えております。

また、38ページの下から5行目に、皆様から御要望の多い水遊びのできる施設整備についても、記載させているところがございます。

次に、隣の39ページ、こちらは「じじよまる君」の遊具の写真になります。災害時在宅生活支援施設に設置しており、写真は北野いこい児童遊園の防災倉庫の前に設置しているところがございます。防災キャラクターのじじよまる君の遊具を設置することで、防災について考える機会になるきっかけとなるなど、情報発信のソフト対策を行っているところがございます。

それでは、資料7-1、3ページ、今後の2、今後のスケジュール（予定）でございます。記載のとおり、令和6年12月に都市計画審議会に報告させていただき、令和7年1月にパブリックコメントの実施、令和7年2月には環境保全審議会で諮問をし、令和7年3月にまちづくり環境委員会と、都市計画審議会に報告させていただく予定でございます。

私からの説明は以上になります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（山田さとみさん） よろしく申し上げます。まず、資料1についてなんですけれども、本冊66ページの乗換え制度の整備というところで、赤字になっているところなんですけれども、ハード環

[速報版]

境の整備とともに、ＩＣカードや、みたか地域ポイントの活用による料金面の優遇措置などというふうに加わったと思うんですけども、こちらについて、現段階で構想していることについて伺います。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） こちらのほうは、今後、全体的な地域交通の中での取組の中の１つとなりますけども、地域交通として、１つは地域のデマンド等の地域交通と、それと路線バスの全体的な施設を結ぶ路線を、乗換えながら、全体的に地域コースをつくって、いこうというような方向性で考えておりますので。

そうなりますと、乗換えというのは１つの重要なポイントになってくるということがあります。そこで、乗換え環境をより向上させるという観点から、例えばＩＣカードの活用であるとか、あと地域ポイントを使って乗換えができると、コミバスに乗れるだとかといったことができればいいんだというところでの検討を、今後進めていくということでは。

実際には、いろんなバスそれぞれのハードの環境面の整備なども必要になってきますので、幾つかハードルなどありますので、そういったところを一つ一つ検証しながら、取組を進めていければというようなことで考えているところでございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。いろいろと考えていただいて、ありがとうございます。

次に、資料２の本冊１０４ページ、６次産業化のための加工施設等について追記されていると思うんですけども、施設と書いてあるんですが、これは何か大きな工場とかを考えていらっしゃるのか、現段階のイメージを伺います。

○都市計画課長（梶原一郎さん） ６次産業化ということで、１次産業、２次産業、３次産業を掛け合わせて６次産業化ということですが、市内の農産物を使って、それを加工しつつ、さらに商品価値を高めて販売していこうという取組です。その加工の際に、今までの農地の中だけでは収まらず、例えばパウダー化するとか、そういったものが結局工場に該当してしまうので、そうすると、また用途地域と、それに基づく建築基準法の規制により、建てられる場所が限定されるというのがございます。

工場については、これとは別に、以前から周辺環境に配慮していただければ、一定程度、元から工場が集積している場所であれば建て替えますよという取組をやっておりますので、そういったものを参考にしながら、そういった農作物の加工施設についても、今の用途地域上、建たないところも、同じように周辺環境に配慮していただきながら建てられるようにというところを検討してございますので、その辺を記載させていただいたということです。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。分かりました。あと１５３ページ、環境センター跡地の土地利用の検討について、日常生活を支える拠点とか、スポーツ等を核とする拠点というふうに書いてあるんですけども、三鷹市景観づくり計画によると、古着等のストックヤード、スポーツ施設と書いてあるんですけども、これはどんなことを想定されているのか、お答えできる範囲でお願いします。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） こちらのほう、まだ具体的な検討までは至ってはいないんですけども、ただ、現状あそこのところにまだ施設が残っていたりとか、土壤汚染の課題があるといったところがございます。そういった中で、一定程度、そういったストックヤードなどを使うことによって、解体等についての費用の助成が受けられるんじゃないかというようなことでの一定の検討してきた経過もございます。

[速報版]

そういったことも含めて、現状、まだまだこれからいろんな検討には幅があるという状態ではございますけれども、一定程度、今、市の暫定利用ということでの土地でありますので、今回、この計画の中では、そういったような様々土地の検討については進めていきたいといったようなことで。時期については、いろんなほかの事業のあるタイミングの中での検討ということになるかと思っておりますけれども、そういったところでの跡地については、しっかりと位置づけをしながら、まちづくりとしての1つの種地といえますか、そういったことになりますので、計画の中ではそういったような形で位置づけをさせていただいているというところでございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。162ページなのですが、市民センター再整備に向けた調整というのを赤字で書いてあるんですけれども、これまでも、調整、いろいろと考えてきていらっしゃると思うんですけれども、これ、何か大きな動きがこの計画期間内にあるというようなことで追加されているのでしょうか。どういう意味合いで、ここに追加されているのか伺います。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 市民センターにつきましては、これまでも新都市再生ビジョンの中でもお示ししているように、建て替え、長期の使用には適していないというふうな形になっておりますので、一定程度考えていく時期には来ているとは思っております。ただ、実際に今後、具体的内容については、多様な方面から検討していくというふうには考えております。

ただ、一定程度、時期的な制約がありますので、検討ということは進めていくべきだろうということで、計画の中では位置づけをしているといったところです。

○委員（山田さとみさん） この冊子については最後の質問なんですけれども、書き方なんですけれども、具体的施策の体系というのは54ページ、64ページ、77ページ、89ページ、99ページとあるんですけれども、この体系図が、上からいろんな施策が載っていて、矢印みたいになっていて、これが何かにつながっていくんだみたいなイメージ。例えば、ここにはアウトカムが来たりとかするような。ほかの計画、今すごいいっぱい見えていて、こういう図だと、ここにアウトカムが来るんだろうな、みたいなふうにちょっと見えただけなんですけれども、これは、施策はこれですよみたいに示している図だと思うので。

例えば54ページだったら、災害に強いまちづくり施策と書くんだったら、(3)の具体的施策体系の下に入れてもいいのかなというふうに思いましたので、これは見る人によって違うかもしれないので、これについてちょっと申し上げさせていただきました。

次、資料4なんですけれども、資料4の三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027（案）についてお伺いします。本冊の40ページ、プラットホーム・車両の安全対策で、ホームドアの整備について追加されています。今後の具体的な動きについて決まっていることがあれば、お伺いします。

○都市整備部調整担当部長（高橋靖和さん） JRの三鷹駅につきましては、以前からJRさんのほうに早く施工していただくように、整備していくように要望しているところです。実際に具体的な内容についてはまだ詰められていないんですが、ただ当初、プレス発表でもしたように、三鷹駅も含んで、最初2025年までにやるという形だったんですが、2030年までにということも、もう一度プレス発表されたところもありました。

ただ、近々にはそういうことをやっていただくような形でということで、再度、すぐまた機会あるごとに要望していきたいというふうに考えているところです。

あと、京王井の頭線の三鷹台駅は今年の3月にできたと思うんですが、井の頭公園駅につきましては、これは東京都経由でなんですけれども、2020年代の中ぐらいということで、まさに2024年、そのもの

[速報版]

になってきているので、それも近々にはやっていただけたらと思っていますので、そちらのほうの情報も確認しながら、早くに整備されるように要望していきたいと思っています。

以上です。

○委員（山田さとみさん） この本冊については最後の質問なんですけれども、66ページの鉄道事業者（京王電鉄）というところで、赤字で書いてあるんですけれども、ホームドア整備と併せた段差・隙間の縮小やディスプレイの多機能化と書いてあるんですけれども、これってどのような機能があって、バリアフリーにつながっていくのか伺います。

○都市計画課長（梶原一郎さん） まず、こちらの特定事業については、各事業者さんが特定事業として定めていただくもので、形としては、基本構想の中にそれらをまとめて記載していることになっております。

なので、これについては、京王電鉄さんのほうに確認をさせていただきながら記載をしているところなんです。すみません、詳細な部分が確認できていないんですが、いろんな方がこういった鉄道駅や鉄道の交通を利用しやすいような御案内を工夫していただくということで捉えております。

以上です。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。また、個別にお伺いできればと思います。

私からの最後の質問なんです。資料5の公共施設等総合管理計画（改定）（案）についてなんですが、細かいことなんですけれども、三鷹市緑と水の基本計画2027（案）では、公共施設等総合管理計画（改定）（案）の本冊30ページについて申し上げます。気候変動による猛暑日の増加に対し、公園利用者の熱中症対策として、ミスト設備の整備や木陰作りなど、クールスポット創出を図りますというふうに書いてあるんですけれども、資料7-2、だと、水遊びができる施設というのも追加してあるので、こちら、併せて追加して書かれたらどうかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 各個別計画の全てを引っ張って、全部丸々書いているわけではありませんけども、今いただいた御意見も踏まえて考えさせていただければと思います。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。私は、資料の2-2の三鷹市土地利用総合計画の本冊の、伺いたったのが、95ページ、空き家等、空き地対策の推進というところの文のところなんです。最後、赤字の一番最後のところで、空き家等に同様に空き地についても、所有者等の空き地の適正管理の促進を図りますとあるんですが、非常に本当にここ最近、空き家の御相談。しかも、その御本人ではなく、その周辺の地域に住まれている方々が、タヌキが出る、ハクビシンが出る、それから植栽で家の中まで空き地の植栽が生えてくるとか、様々、いろんな苦情が物すごく増えているなというのが体感的にあります。

この促進を図りますって、もちろんお願いしたいところなんです。スケジュール感とか、そういったことなんかを教えていただけたら。もうちょっと、スピード感というのが伝わるような感じが欲しいなと思ったんですけど、その辺は難しいんでしょうか。

○都市整備部調整担当部長（高橋靖和さん） 空き家、空き地について御質問いただきました。実際に今、住宅政策課、都市再生部のほうですけども、そこが所管となって進めているところで、基本的には来年度、住宅マスタープランや、その他、空き家についても、ある程度まとめるようなスケジュール感になっているかと思っています。

[速報版]

ただ、その詳細については、すみません、部も違うので分からないんですが、ただ、そこと連携しながら、今委員さんがおっしゃられたように、今、空き家、空き地というのは大きな問題で、いろいろと周辺の方からも管理ができてない、害獣、いろいろそういうふうな課題もあるということは聞いているところもあるので、そういうところのやり方等も、詳細にいろいろと今情報収集しながら、それに向けて住宅政策課のほうも動いているというふうには聞いていますので、そこと連携を取りながら、この内容にどこまでそれは反映できるかというのはあるんですが、そこは検討させていただいて、進めさせていただければと思います。

○委員（佐々木かずよさん） よろしくお願ひします。あと、96ページ、老朽マンションの適正な管理促進と再生に向けた支援というところのこの文章で、最後、下から2行目の都と連携して専門家などアドバイザー派遣とあるんですが、これ、どういった専門家で、どういったアドバイザーの方なのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 今でも、こちらも都市再生部の住宅のほうの担当になるんですけども、東京都の外郭団体の建築まちづくり防災センターというところで、このマンションに対してのアドバイザー派遣制度というのを持っております。例えば、いろんなマンションの管理上の課題についての御相談だとか、あと、修繕の関係の相談ですとか、そういったような相談に対してアドバイザーを派遣する制度がありますので、多分それぞれの相談内容って分野がありますので、それに沿った専門家が派遣されるということになっております。

そういったところと連携しながら、また、このアドバイザー派遣については、費用が発生するんですけども、それに対して市のほうでも補助をしておりますので、そういったところでマンションは特に大勢の方がいらっしゃって、合意形成等に変な課題があるというふうに認識しておりますので、そういった制度を活用しながら、合意形成などの支援をしていければということでの記載をしているところでございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。三鷹市、我が会派でも、今回、一般質問でこの老朽化マンションのことを質問した議員がおりますけれども、もし災害があったときに、この老朽化マンションというのは非常に被害が大きくて、また、その周辺の方にも非常に被害が及ぶというふうに考えるので、ぜひこの円滑な合意形成のほうを進めていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

あと、ちょっと質問なんです。今度、資料4-2の三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027のところで、17ページ、18ページに、様々、市民意見ということで記載をしていただいております。19ページにもございますが、もちろん、これは時間がかかるものだと思うんですが、三鷹駅周辺が令和5年、三鷹台駅、井の頭公園駅が令和元年で、市民センターなどが平成29年に実施したお声が記載をされております。

例えば18ページの三鷹台駅・井の頭公園駅周辺の主な意見のところなんかでは、先ほど山田委員からも御質問がありましたが、駅・駅前広場のところで、一番下の4つ目のぼち、ホーム内に転落防止柵があると便利であるとありますが、もう三鷹台駅は設置されておりますし、さっき言った井の頭公園駅はまだなんですけれども、この辺、時間的にすごくたっている意見を掲載しているのではないかなというふうに感じたんですが、その辺のお考えを教えていただいてよろしいでしょうか。

○都市計画課長（梶原一郎さん） 御指摘のとおり、今回、この計画策定に合わせまして、三鷹駅周

[速報版]

辺地区は昨年度、まち歩きワークショップをさせていただきました。残念ながら、ほかの重点整備地区については回れなかったんですけど、おっしゃっているとおり、定期的な特定事業の進捗状況につきましては、毎年チェックをさせていただいているので、また、一定程度そういったものが進んだことの確認ですとか、あとは何か大きな、例えば公共施設が整備されるとか、そういったタイミングに合わせて、また同様に様々な場所でまち歩きワークショップをしながら、実際、協議会のメンバーですとか、あとは当事者の方の御意見をいただいきたいと考えています。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、特に三鷹台駅の駅前にもロータリーができたり、すごく変わっている地域なので、また、皆様、意見が変わっているかもしれないので、その辺は丁寧に聞いていただければというふうに思います。

あと最後でございます。今度は、資料7-2の緑と水の基本計画で、ちょっと細かいんですが、59ページの(4)、井の頭住区というところで、赤字で、ちょうど真ん中辺りに、様々な取組が進められていますというふうな表記があります。ほかのところは、結構具体的な内容が書かれているかと思うんですが、この井の頭だけが様々な取組というざっくりな感じがしたんですけど、この辺をもう少し具体的に何か表現していただけないのかなと、ちょっと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 先ほど御質問いただいた様々な取組というところですが、もう少しほかの住区と併せて、具体的な内容を記載させていただけたらと思います。

説明は以上になります。

○委員（佐々木かずよさん） 非常に井の頭住区、様々な取組を本当にやっていらっしゃるの、もうちょっと具体的に書いていただけたらうれしいかなというふうに思いました。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） よろしくお願ひします。資料1です。これまで住民説明会や意見募集をされてこられたんですけども、8回、住民説明会が行われて、参加者が非常に少なかった。時には1名のところもあったということなんですが、先ほどもホームページや、Xや、地権者の方への案内などもやられて、努力はされたということだったんですけども、せっかくの説明会で、参加者が少ないというのは大変残念だなというふうに思います。

年が明けると、これらのたくさんの分厚い資料が、1月6日からパブリックコメントが始まるわけですけども、正直、この委員会でも、2日前ぐらいにこの資料がどばっとたくさん届き、全部を熟知して読み込むというのは大変な作業だと思います。私たちも大変だったんですけども、市民の方にとっても、なかなか興味はあっても、いざこれを読み込んで意見を書くというのは、かなりハードルが高いのではないかと思います。

例えばパブリックコメントの募集する時期、6日から何日というのは決まっているけれども、もうちょっと事前に資料だけは読めるようにして、これを読む時間を延ばすとかいうことはできないのでしょうか。

○都市計画課長（梶原一郎さん） 先ほども御説明させていただいたんですが、各住区の説明会で参加者が少ないという御指摘がございました。それに基づきまして、そのときの案というか、冊子の状態のものを、現在、各コミュニティ・センターで御覧いただけるようにするとともに、ホームページでも意見募集を終えた以降も引き続き御覧いただけるような形になっております。

なので、今回お示ししている案とは若干違うんですが、その前の状態で、確かに内容が専門的なこと

[速報版]

が多い上に多岐にわたっておりますので、この意見募集の期間だけ見れるという形ではなくて、継続的にずっとその時点でお出しできるものを、お示しさせていただいているという形をとっております。

○委員（紫野あすかさん）　そうですね。確かに大沢コミュニティ・センターで行われた説明会は、新しいまちづくりの具体的な課題を市民の方が認識されておられたから、参加者が多分多かったんだと思うんです。なので、この問題はすごく環境問題を何とかしたいって思っていらっしゃったり、まちづくり、こう思うというような、様々な市民の皆さんの思いというのがあると思うので、できるだけたくさんの方に、三鷹市が基本構想をこういうふうに考えているということが伝わるように、努力していただきたいなというふうに思います。

あと、資料2の土地利用総合計画の67ページのところなんですけれども、幹線道路の交差点等の整備というのがあって、「交差点すいすいプラン」を実施されておられて、市内では5か所計画があって、うち1個は完了となっているんですけれども、この、うち1個完了というのは狐久保の交差点のことでよかったんですか。5つがどこで、うち、どこが完了しているのか、これを見ると分かりにくかったんですが、教えていただければ。

○道路管理課長（古賀　豊さん）　まず、完成している場所なんですけど、人見街道、J A東京むさしの交差点が完了しております。まだ完成していない場所については、吉祥寺通りの下連雀八丁目交差点、あと新川二丁目の交差点、あと人見街道の三鷹市役所前の交差点、あと武蔵境通りの日赤病院南の交差点の4か所になります。合わせて5か所になります。

私からは以上です。

○委員（紫野あすかさん）　それ、どこを見れば書いてあるんですか。

○道路管理課長（古賀　豊さん）　この本冊には載っていないんですが、都市整備部と都市再生部で出しています、事業の概要の58ページに。

○委員（紫野あすかさん）　ちょっと、もやもやがすっきりしたんですけど、やはり具体的に書いていただけると、ああ、あそこはこれからこうなる計画なんだなというのが、場所などもイメージしやすいかなと思って、ぜひ書いていただけるとありがたいかなというふうに思います。

あと、その先のウのところ、生活道路の整備というところなんですけれども、先ほど午前中も別のお話をしたんですが、今歩行者と自転車の事故が深刻な状況にあると思っています。この間も死亡事故が起こったんですが、コミュニティゾーンの整備を拡充や、あんしん歩行エリアを増やすなど、ハード面の対策が一番大事なと思うんですけれども、具体的には、どのように取り組んでいかれるとかいう、今回の事故のことも受けて、何か考えていらっしゃることはあるのか、ちょっと確認したいと思います。

○道路管理課長（古賀　豊さん）　市内には幾つかコミュニティゾーンが指定されておりますので、まだまだ整備し切れていない場所もありますので、そこをまずは優先的に取り組むとともに、あんしん歩行エリア、こちら警視庁と一緒に整備したエリアもあります。また、ゾーン30ですとか、新しい施策もありますので、そういったところをしっかりと交通安全対策に取り組んでいきたいと思っています。

私からは以上です。

○委員（紫野あすかさん）　都市再生部の方にも同じようなことを言ったんですけれども、ぜひ連携していただいて、交通安全対策に力を入れていただきたいと思います。

次に、資料7の緑と水の基本計画についてなんですけれども、環境の後ほどのところも出てくるんですけど、資料7-1の緑被率が、平成22年から令和5年度にかけて減っている。32.2%になっている

[速報版]

ところ、令和9年度、本計画の目標値が現状維持に努めるというふうにあるんですけども、これは、増やすということはかなり厳しいので、現状維持に努めるというふうな目標にされているのでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 委員さんがおっしゃるとおり、緑被率というのは減少傾向にございます。特に農地面積に引っ張られて減少しているというところがございます。そういった中でも、緑と水の基本計画の中では、何とか現状維持に努めて、緑を減らさないというような、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○都市整備部調整担当部長（高橋靖和さん） 今、担当課長が言ったとおりなのですが、緑被率というのは、樹木地と、草地と、農地と、屋上緑化ということで、農地が入ってくるんです。さっき担当課長が言ったように、農地がだんだんと減ってきて、生産緑地が減ってきているというところがあって、そこが大きいところがあるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、生産緑地以外のところは、これまでも増えてきたところもあるという感じでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 資料7-1の1ページ目の表でございますが、3段目、公園緑地面積、平成22年度に比べて、令和5年度が増えていると。6行目の屋上緑化、こちらのほうも増えているというような状況でございます。

私からの説明は以上になります。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、緑被率は現状維持に努めるというのが現実的な目標値だ、致し方ないということでよろしいですか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 今まで課長、部長のほうも申し上げましたように、農地が失われると。失われると、やっぱりどうしても大きな面積で失われてしまうということになりますので、緑化としては、いろいろ、さらなる緑化に努めてはいますけども、小さなものを積み上げていっても、大きくて減っちゃうみたいなのところがあって、全体として、総量として積み上げて、現実としてはなかなか難しい部分がございますけども、我々の気持ちといいますか、気概といましようか、それは現状維持に努めていくんだといったところで取り組みたいという、その熱い気持ちで、こちらのほうは示させていただいているところです。

○委員（紫野あすかさん） その熱い思いが、本気の思いが伝わってきたらいいなあというふうに見ました。

終わります。

○委員（吉田まさとしさん） よろしくお願ひします。1個だけ、ちょっと質問させていただきたいんですが、今、紫野委員からもあったんですが、資料1のまちづくり拠点形成の意見募集についてなんです。これ、たしか前回、当初は10月29日まで予定していたので、前回の御説明で1週間延ばすということだったんですが、この1週間延ばしたことによる効果、数字的なものになってしまうかと思うんですけども、あったのかどうかだけ、1点だけお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○都市計画課長（梶原一郎さん） 前回、大沢コミュニティ・センター、最後10月28日の開催のすぐ後に意見募集を締め切ってしまうのは、ちょっと短いんじゃないかという御指摘をいただいて、11月5日まで延ばした経緯がございます。そういったところ、いただいた御意見については、参考資料2のほうなのですが、天文台のまちづくりに関する御意見をたくさんいただいて、説明会に来た方が御意

[速報版]

見も結構いただいているというところなので、意見募集期間、延ばした期間について、いただいた意見というのはたくさんございました。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。延ばしたことによって効果があったということで、ありがとうございました。

以上です。

○委員（半田伸明さん） 下水道です。20ページ、目標指標がありますね。まる1、まる2、まる3とあって、まる2の都市型水害対策の推進で、雨水浸透ますの設置数、まる3で経営基盤の強化で、使用料回収率。これは、目標値は、まあ、こんなものだろうというのは想像がつくんです。なぜなら、まる2は、同じ8万件台。まる3は、同じく90%台と。あまり大差がなくて、ちょっと背伸びしようかなというのが、これで読み取れる。

一方、まる1の管路長寿命化（管更生工事）のところで、令和9年度、1,250メートルってありますよね。これは何でこの数字になったのかの説明が、ここにはないんですよ。ここを事情を説明いただきたいと思います。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） この数字につきましては、計画的に長寿命化を進めていまして、この時点でできる、予定している長寿命化の延長を記入させてもらっています。

○委員（半田伸明さん） ですから、なぜ1,250メートルなのかということが読めないんですよ。計画的にやっているという理屈はよく分かりますよ。例えば令和5年から令和9年まで、4年間ありますが、4年間で1,250メートルから500メートルを引いて700メートルぐらい。だから、4で割って、百七、八十メートルずつになりますか。それしか進めないみたいなのが1行あると、理解できるんです。

ぽこんと1,250メートルというのが出てきて、これは積算根拠という言い方がいいかどうか分かりませんが、こういう理屈で1,250メートルになるんですよというのが、ちょっと足りないのかなと。ここをもう少し補足してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 管路の老朽化対策につきましては、調査をかけて、そこで実際に対策が必要なものを抽出しているということをやっております。調査をかけてきて、それで見つかったものを、先ほど課長が言ったように計画的に、ここをこうやっていくとなっていますので、実際に今まで調査をかけて、今後の対策が必要という数字をベースにやっておりますので、そういったところが分かるような工夫を、また考えてみたいと思います。

○委員（半田伸明さん） この1,250メートルというのが、なぜこういう1,250という数字が出てきたのかというのを、例えば米印でまる1、まる2、まる3の下にちょこっと書くとかしてもらえたら、ありがたいなと。部長、何でこういう質問をしているかということ、午前中に都市再生部の行政報告をいただいたんですよ。だから、部が違うところを紹介するのも、かたじけなくて申し訳ないんだけど、そこは交通の計画を出してきた。交通総合計画。バスの利用者だとか、何とかかんとか、きちんとK P I というのは数字を出してきた。

これは、下水がK P I 云々が通用しないというのは、よく分かった上で、今聞いているんですよ。その交通総合計画では、目標となる数字がなぜこの数字になるのかというのを別紙で書いてあるんだ。別の次のページで。部が違くと、結論しか書いていない。これはやっぱり、どうなのかなと思うんです。だから、数字の根拠が、こういう根拠で出されているというのが、部が違くと、表現ががらっと変わっ

[速報版]

てくる。

都市再生部のほうは、いろいろ算数の理論値があるんでしょう。そのことを細かく書いているのが、目標数値の次のページにちゃんとまとまっているんですね。じゃあ、都市整備部さんはどうかといったら、ぽこんと1,250メートル。今、説明を聞いて理解しましたよ。多分そういう答えが来るだろうなと分かっていて、あえて聞いたんですけど、だったら、それを書いておく。1,250メートルというのは、こういう理屈ですみたいなを書いておくと、より理解しやすいのかな。

だから、何でもこういうことを、下水だけ取り上げて大変恐縮でございましたが、どういうことかという、言いたいこと言いますね。この1,250メートルというのをきちんと書いてくれというのもそうなんだけど、そこは入り口で、一番言いたいことは、部が違くと数字の出し方と、根拠と、結論と、示し方が違うのはいかなものかと思うんです。これ、都市整備部さんを責めているわけじゃないんですよ。

都市再生部さんを褒めているわけでもないんです。一致してほしいと言っているんです。ですから、今回7つ、個別計画が出てきていますけど、こういう7つの計画、こんな分厚いの、もう一回見直せというのも大変恐縮なんですけど、こういう数値的なものが出てくるページについて、もう一回確認してもらって、なぜこの数値の目標を設定したのかの記述を全般的に、私は入れたほうがいいと思う。

この辺り、他部との調整。要するに市として出している個別計画という意味でいうと、あくまで部が違ったら駄目ですよ。この辺り、どう考えていくのか。だから、都市再生部の行政報告を先に見とけなんて、そんなことは言いません。そんなことはできっこないから。ただ、報告を受けた人間の指摘は、それはせざるを得ないんです。この点、総括的に部長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（小泉 徹さん） 我々も、交通でどこまでどういうのか、ちょっと分かっていないので何とも言えない部分はありますけども。おっしゃる意味としては、同じように計画を出されて、理解の深度が違うという部分につながっていくことになるかと思うので、都市整備部、都市再生部だけではないという部分もありますので、どこまで、どういうふうに整理できるかというのは分かりませんが、今そういった御意見があったところにつきましては、これ、計画全体については企画部でも取りまとめをしておりますので、そちらのほうにはお伝えをしていきたいと思っております。

○委員（半田伸明さん） 少なくともこの下水の20ページの1,250メートルというのが何で出てきたのかというのは、ぜひ一筆を入れていただきたいなと思いますので、この点についてはよろしく御検討のほどお願いを申し上げます。

同じく下水、悪く思わないでください。下水だけ目についたもので。62ページ、資本的収支計画です。これはもう随分前に似たようなことを聞いた記憶があるんですが、令和12年度から企業債が15億円ぐらいになっていますよね。それまで半分なんです。62ページ、資本的収支計画の一番上の企業債のところ。その前のページは、その前の段階、令和10年度までの段階で、大体7億円、8億円、6億円弱と、そういった数字が並んでいるのが、いきなり令和12年か15億円なるわけですよ。

ここをきちんともう一回、説明をしていただきたいと思います。なぜ令和12年から15億円と倍増するのか、どういった背景があるのかについて教えてください。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 今、令和12年から流域編入の工事費を見込んでいます。その額が大体8億円ぐらいを見込んで積んでいますので、倍増していく形になっています。

○委員（半田伸明さん） そういう答えになりますよね。以前も質問したとき、そういう答えだった

[速報版]

記憶はあります。一方、今回、次の行政報告で流総の見直しの変更の回答書の話が出てきますよね。何が言いたいかというと、流総のこの新しい話について、たしか100億円だったわけ、そのうちの幾らを負担する。指1本、多いんじゃないの。それは冗談ですけど。要はそのでかいお金を、府中市さんとか、ほかと一緒に案分していくわけです。その数字がある程度固まってきたら、この計画は見直しとなるのか。つまり、その8億円台というのは仮置きなのか否か、ここを一応確認しておきたいと思います。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） 6市の負担金については、今後、これから協議して決めていくことになりますので、今はあくまで仮置きの数字となります。

○委員（半田伸明さん） というやり取りを、仮置きの数字なんですよということ、もう随分前に質問した記憶はあります。仮置きということを書いておかないと、誤解を招くよという指摘をした記憶があります。書いていないですよ。書いてある。ごめん、見落とし。ああ、書いてあるじゃん、ごめん、なし。分かりました。大変失礼をいたしました。

目標値の記述の在り方、根拠について、どのように継ぎ足すかについては、下水道課さん関係なく、どの課も一度見直しをしていただきたいと思います。その旨申し上げまして、質問を終わります。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で項目アからキに対する質疑を終了いたします。

次に、項目クに対する市側の説明を求めます。

○水再生課長（一瀬貴仁さん） それでは、資料8を御覧ください。多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画、略して（流総計画）と申しますが、この流総計画は、東京湾の水質環境基準を達成、維持するために、下水道の整備に関する総合的な基本計画として東京都が定めるものとなっております。現在の計画の計画期間満了に伴い、東京都が計画変更を行うに当たり、下水道法の規定に基づき、関連市に意見照会がありましたので、変更案の内容と三鷹市の回答案について御報告いたします。

まず、1の変更（案）概要ですが、これは2ページから3ページの処理区域図で御説明申し上げます。2ページを御覧ください。これが、三鷹市の下水処理区の現況となります。三鷹市の処理区は、井の頭処理区、烏山処理区、東部処理区、野川処理区の4つに分かれています。井の頭処理区、烏山処理区は区部流入によって東京都へ処理委託をしており、大田区にございます森ヶ崎水再生センターで処理しています。

東部処理区は、市の単独処理区でありまして、新川にあります東部水再生センターで処理をしています。それから、緑色の野川処理区ですが、これが流域下水道でありまして、ここの終末処理場も区部流入と同じく、大田区にあります森ヶ崎水再生センターで処理をしているというのが現況であります。

次に、3ページ上段を御覧ください。これが現在の既流総計画の内容でございます。これは、平成21年に策定されたもので、井の頭処理区、烏山処理区は区部流入により、大田区にある森ヶ崎水再生センターで処理ということで、現況から変更はありません。それから、東部処理区でございますが、これが全て野川処理区下流部に流域編入されまして、流入先は大田区にある森ヶ崎水再生センターで処理するというものです。

それから、野川処理区上流部でございますが、これは調布基地跡地に計画されている野川水再生センター（仮称）で処理される計画となっております。今回、意見照会がありました流総計画の変更（案）でございますが、同じく3ページの下段を御覧ください。井の頭処理区、烏山処理区は、既流総と変更はございません。それから、東部処理区でございますが、野川処理区下流部に流域編入されまして、流入先は大田区にある森ヶ崎水再生センターで処理するというもので、これも既流総計画と変更はござい

[速報版]

ません。

それから、野川処理区上流部は、野川水再生センター（仮称）を廃止し、中継ポンプ施設を経由して既設の北多摩一号水再生センターの水処理施設を増設し、施設能力を増強して処理する計画に変更となっています。

1ページにお戻りください。2番目の既流総計画と、流総計画変更（案）との主な違いを比較した表となります。まず、計画年度ですが、既流総計画は令和6年度、流総計画変更（案）は、令和31年度となっています。施設計画人口は、既流総計画は17万3,000人、流総計画変更（案）は16万3,000人と、1万人減少となっています。

それから、生活汚水量原単位ですが、これは1日1人当たり、どれくらい水を使用するかという量でございまして、これが下水道処理場の施設等に関係してくる量でございます。既流総計画ですと、1日1人当たり270リットル、流総計画変更（案）ですと、1日1人当たり220リットルとなっています。

それから、三鷹市全体でどのくらいの汚水量になるかを示す日最大汚水量は、既流総計画では1日当たり9万2,200立方メートルで、流総計画変更（案）ですと、1日当たり8万400立方メートルとなっています。

なお、新たな施設整備に必要な事業費の概算比較として、既流総計画の野川水再生センター（仮称）の事業費、約2,000億円に対し、流総計画変更案では約900億円の想定と、東京都から聞いています。このうち、関係6市での負担金は約200億円を想定しているとのことです。

3番、流総計画に関する意見についての回答書（案）ですが、4ページを御覧ください。流総計画変更（案）は、将来の人口や汚水量の減少を踏まえ、野川水再生センター（仮称）を廃止し、既設の北多摩一号水再生センターを増強するもので、既流総計画より、施設設備、施設整備規模等の軽減がされた計画となっています。また、水環境の改善や危機管理体制の強化などが図れることから、市としては、同意したいと考えています。

今後の事業化に当たりましては、多くの課題が出てきますので、それに対する特段の配慮をお願いしたいと考えています。1点目は、東部水再生センターが耐用年数を迎えていることから、早期事業化の推進と、災害時のリスクを考慮して、北多摩一号水再生センターの水処理施設増強、同センターへ送水するための流域下水道幹線及びポンプ施設が完成する前に、東部処理区を森ヶ崎水再生センターへ接続できるよう、関係機関等への協議をお願いしますという内容です。

2点目は、北多摩一号水再生センターの水処理施設増強、同センターへ送水するための流域下水道幹線及びポンプ施設の事業化に当たっては、建設負担金を軽減するための措置の検討をお願いしますという内容を、併せてしたいと考えております。

説明は以上となります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、都市整備部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 生活環境部報告、本件を議題といたします。

[速報版]

初めに、項目アに対する市側の説明を求めます。

○生活環境部長（垣花 満さん） 本日、まちづくり環境委員会行政報告、生活環境部からは4点、御報告をさせていただきます。1点目が、地下水の水質調査の結果について、2点目から4点目については、各個別計画の案についてでございます。御説明につきましては、1番の地下水の水質調査の結果についてを御説明させていただいた後、2番から4番、また、まとめて分けて御説明をさせていただきますと思います。

では個別の説明については、各担当の課長から説明をさせていただきます。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） それでは、私から、地下水の水質調査の結果についてを御説明させていただきますと思います。資料1を御覧ください。今回、御報告いたしますのは、8月に地下水の水質調査の実施について行政報告を行いました、その結果が出ましたので、御報告いたします。

今回の地下水の水質調査は、有機塩素化合物や、有機フッ素化合物の環境中における存在状況を確認することと、災害時の井戸水の活用を見据えたものです。調査は、御覧のと通りの期間で行っております。調査地点数につきましては、市内120か所で、そのうち市が所有する井戸は9か所、こちらは表の下に米印に記載のとおり、市の井戸は小学校5か所、中学校、地区公会堂、公園と、あと北野ハピネスセンター、それぞれ1か所ずつという形になっております。それで、市以外が所有する井戸につきましては、111か所となっております。

次に、調査結果についてです。まず、有機フッ素化合物（PFAS）の調査結果です。先ほど、調査地点数は120か所と申し上げましたが、6か所辞退がございましたので、114か所の井戸で実施しました。調査の結果、107か所の井戸のPFOS及びPFOA、こちらは暫定指針値以下でしたが、7か所の井戸は暫定指針値を超過いたしました。

続きまして、先にPFAS以外の調査項目、(2)のほうになります。こちらは、調査対象120か所全てでありまして、そのうち51か所の井戸で水質基準の超過がございました。基準超過のあった項目と、その井戸の数、こちらは表にまとめておりますので、御覧ください。こちら、表の中の米印のついてる、ヒ素と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、こちらは、環境基準が設定されている項目で、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として設定されたものです。

ここで、ちょっと別紙のほうを御覧ください。調査結果につきましては、先ほど資料1のほうに記載されたレベルの内容で公表いたしますけれども、市が所有する井戸の調査結果につきましては、この表のように数値を公表いたします。まず、PFOS及びPFOAにつきましては、暫定指針値、1リットル当たり50ナノグラムに對しまして、12ナノグラムから32ナノグラムという形になっております。

要調査項目である、隣のPFHxSと書いてある、こちらにつきましては指針値のような数値設定はございませんが、1ナノグラム未満から13ナノグラムという結果が得られております。

一方、その隣、水質基準項目と塩化ビニルモノマー、水質基準項目等につきましては、御覧のような結果となりました。こちらに記載されているのは、超過した項目のみを記載しておりますが、上から順番にいきますと四小、五小、大沢台小、下連雀児童公園、こちらにおきまして、一部の項目が基準値を超過した結果となっております。

そうしましたらまた、また資料1のこの裏面のほうにお戻りいただけたらと思います。4番の井戸所有者への結果通知です。こちらは、令和6年11月29日付で結果通知文書を送付しております。PFA

[速報版]

Sが暫定指針値を超過した井戸につきましては、井戸水を飲用しないよう記載するとともに、飲用などにつきましては、東京都保健医療局に相談するよう案内をしております。具体的な相談先といたしましては、井戸の飲用に関するお問合せであれば、多摩府中保健所、それ以外にP F A Sに関する情報等、そういうものであれば、東京都保健医療局が開設しておりますP F A Sに関する電話相談窓口、このほか、東京都保健医療局のほうのホームページにも、健康影響に関するQ & Aというのが出ておりますので、そういったQ Rコードをつけるといったような形で、連絡先などを明記しております。

このほかに、環境省のP F O S / P F O AとはというQ & Aを掲載した分かりやすいリーフレット、そういったものも添付しております。

また、P F A S以外の基準を超過した井戸についても、飲用しないように記載いたしまして、結果の改善が見込まれる、一般的な方法、例えば煮沸や浄水器の案内などを紹介したものを添付しております。

続きまして、公表についてです。井戸所有者への通知につきましては、今述べたとおりですけれども、広くお知らせするために、「広報みたか」の1月19日号、詳細は市ホームページ、こういった形で掲載する予定としております。このとき、市が所有する井戸は、調査井戸数、井戸所在地及び測定値を公表いたします。

一方、市以外が所有する井戸、こちらにつきましては、調査井戸数及び基準値と超過井戸数、こちらを公表していますが、井戸所在地とか測定値、こういったものは公表いたしません。つまり、何か所中何か所で基準値等を超過しているというような表現で公表いたします。

最後に来年度の検査体制です。P F A Sの調査につきましては、今回の結果を踏まえまして、暫定指針値を超過した井戸7か所を中心に、環境中の存在状況を確認するため、井戸20か所から30か所を選定いたしまして、検査項目は今年度と同様にP F O S、P F O A、あとP F H x Sを継続して調査いたします。その他、例年実施している有機塩素化合物等の調査につきましては、例年実施している項目とか、あと、環境基準を超過した項目につきましては、井戸30か所を選定して調査することといたします。

説明は以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（佐々木かずよさん） よろしくお願ひします。この資料1の3番の調査結果というところで、今回、調査辞退の井戸が6か所あったということなんですけれども、これはこのまま、もう今後は調べないということでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そうですね、今回120か所のうち16か所の方はP F A S以外の項目につきましては、御協力を得られている状況です。ただ、P F A Sに関しましては、私どもは依頼文の中に回答書みたいな形で付けさせていただきまして、P F A S調査を希望されない方はチェックを入れていくような形でやっていますので、明確にそういう意思を示されておりますので、基本的には調査というのは、今回はしないという形になります。あと、次回以降とかというのは、今回出た調査結果を踏まえまして、また選定をしていきたいと思っておりますので、そのとき、この方にまた声をかけるかどうかというのは、全体の状況を見て考えたいと思っております。

○委員（山田さとみさん） よろしくお願ひします。大きな番号4番、井戸所有者への結果通知ということで、相談先など、また、対応方法についてなど、丁寧に周知をされたということなんですけれども、とはいえ、もし私が所有者で、P F A Sが出てきたと思ったら、すごく不安になってしまうと思う

[速報版]

んです。所有者から御相談が直接あった場合、ここには東京都保健医療局の相談先となっているんですけども、もし市のほうに御相談があっても、丁寧に御相談に乗っていただきたいと思うんですけども、その対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） おっしゃるとおり、市のほうでも、こういった方には丁寧に進めていきたいと思っております。また、基本的には、今回PFASを超過しているようなところというのは、当然のことながら、来年度以降も継続して見ていくということがまず前提にはなってくると思いますので、そういったところで、今回の調査で終わりということではなくて、井戸所有者のお気持ちもあるとは思いますが、できる限りこういった今後の調査結果も追っていくというような形はとっていききたいと思っております。

○委員（山田さとみさん） 丁寧にお願いいたします。ありがとうございます。

次に、別紙なんですけれども、市が所有する井戸の調査結果を公開するということなんですけれども、公表するだけでは、例えばこの小学校のお子さんとか保護者の方、これを見ただけで、ちょっと怖いなとか思ってしまうこともあるかと思うんです。ちゃんと調査して、公表するというのはすごくいいことなんですけれども、その後の対応について、これは超過しているからどうするとか、こういうふうに対応するから安心してくださいとか、何か言葉を添えるとか、対応が必要だと思うんですけども、そういったこの今後の対応については、どのようにお考えでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 今回、PFAS等は暫定目標値を超えることはなかったんですけども、一部で水質基準項目等を超えているところがございました。まず、こちら、井戸の状況といたしましては、基本的に誰でも水がくめるとか、そういう状況ではなくて、例えば井戸を起動させるための配電盤とか、そういったところを施錠しないと開けられないという状況なので、そこがすぐに使えるとか、そういう状況ではないというところがあります。

あとは、やっぱり災害時というところを見詰めた中で、防災課とか、そういった部署と連携いたしまして、今後そういった生活用水で今活用するということは使われていますので、直ちに健康被害があるものではないとは認識しております。ただ、そういったところは、今後のことは、災害時の対応も含めて検討していくということが大事で、それを不安がないような形で進めていきたいとは思っています。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。今の御説明、理解しているんですけども、この数字とか検査結果が独り歩きしてしまう心配をしているので、この公表する際には、少しフォローの文というか、入れていただけるとよいかというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。今回の調査で、基準値超えの場所があるということでしたが、PFHxS、ちょっと読みにくい、耳慣れない、正式名称はもっと難しいんですけど、有機フッ素化合物で、防水の加工材とか消火剤として結構利用されていて、環境省の資料なんかでも、動物実験では甲状腺の影響とか、肝臓の影響とか、神経伝達系などに影響が出ていると報告がありました。健康に与える、人体に与える影響については、まだまだ不明な点も多いのですが、動物実験では有害性が示されていることから、人体への影響がないとも、何とも言い切れないような状況なんです。今、日本には、具体的な基準値というものが設定はされていないんですが、今回、多くて12ナノグラム出ているんですが、全く問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 今回、委員さんもおっしゃるとおり、このPFHxSに関しまし

[速報版]

ては、まだ人への影響というものがなかなか定まっていないところがございます。そういった意味で、要調査項目として、国でも優先的に知見の集積を図るべき物質というふうに位置づけておりますので、現状においては、直ちに何か健康被害が起きるというような、そういったところまではないものと思っております。いずれにしても、まだ分からないことが多いところがありますので、その辺りの国の動向とか、そういったことを注視しながら考えていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） これらのPFASが検出されているということなんですけれども、その要因というか、原因については、なぜ出るのかというのはどのように捉えておられますか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 今回、PFAS全般というような形で、なぜ出ているかというところなんです。これ、原因の特定というのはなかなか難しいというのが現状です。もともと広く使われていたということもございますので、1つの原因であるということもないと思いますし、逆にそうでないとも言えない。非常に難しいところがあると思いますので、その辺り、国もなかなか難しいという判断をしておりますが、我々もそういったところの情報とかを集めながら、できるだけ知識というか、そういったものを集めていくようなことは考えていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） やはり、井戸で検出されたということは、不安な方も多いかと思えます。水道から出た場合は、活性炭などで除去したりとかということもできますが、井戸の場合は、そのような処置を具体的にこうやればいいというような、PFASの処置の仕方みたいなのはあるんでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 多分、いろんな濃度であったりとか、そういったところではあるとは思いますが、活性炭が有効であるとか、そういった一部、検証をしているものとかはあると思います。そういった中で、浄水の技術とかも含めて、今後どうなっていくかというところは注視していきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） 今後、継続的に検査もしていただけるということで、よろしくお願いします。

あと、大腸菌が大沢台小学校と下連雀児童公園のところに検出されたと。大腸菌自体は出ちゃいけないものですよね、ゼロが基準というか。これは、何で出たのかというのは分かっているんでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 大腸菌につきましては、何が由来であるとかいうところまでは、正直ちょっと分かっていませんけれども、そういった地下水に含まれるというケースがたまにあるというところはあるかと思えます。その上で、大腸菌は腸内細菌の1つでもありますので、いろんな種類もありますし、ほとんど病原性がないものが多いとは言われております。とはいえ、こういった1つの糞便汚染指標とか、そういったものとかにも使われるものでもありますので、今後こういったものが、生活用水とかで使う分には問題がないケースもあるかもしれませんけれども、今後どうしていくかというところは、課題にはあるかと思えます。

ちなみに、塩素消毒とかをすると、こういったものというのは基本的には検出されないようなものにはなっておりますので、基本的に水道水とか、そういったものであれば、塩素消毒とかされているものでありますから、通常でいくとまず問題はないと思います。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 災害時のときの井戸水の活用を見据えているということなので、やはり子どもたちが集まる場所とかなどは、安心な水の状態というのが保たれるようにしていただきたいなというふうに要望します。

[速報版]

終わります。

○委員（半田伸明さん） 市が所有する井戸の調査結果がありますけど、9か所。ちょっと細かい質問、行きます。この9か所以外は、市が所有する井戸はないということでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 市の所有井戸は、これ以外にあるという認識はしております。これ、資料1の2の調査地点数のところにもあるんですけど、私どものほうで把握しているものとしては14か所あるというふうには認識はしておりますけれども、今回、防災という観点から、生活用水給水所の9か所、そういったところを選んで調査をしたという形になります。

○委員（半田伸明さん） そうか、この2に14か所とあるね。じゃあ、これ、何で14か所を一気にやらなかったんですか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） まず、こちらは災害時を考えているところがございまして、生活用水給水所であったり、民間の部分とか、そういうところを数多くやるというところをまず挙げて、あと地域性も含めてやっていく中で、今回その9か所という形にしております。

○委員（半田伸明さん） あと、別紙のところで、市が所有する井戸の調査結果と出ていますけど、ちょっと基本的なことを聞いていいですかね。これ、井戸水は、学校だったら、児童・生徒は飲むことはないですよ。一応確認です。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そうですね、飲むことはない井戸という形です。

○委員（半田伸明さん） ちょっとまとめに入りますけど、何でこういう細かいこと聞いているかというと、広報の出し方は、ちょっと気をつけんといかんなというのがあったんです。14か所のうち9か所やって、残り5か所あるわけでしょう。だから、今回9か所を公表するんだけど、残りは5か所ありますというのは書いたほうがいい。

なぜかという、ほかにもあるんじゃないのということで、わざわざなって、あと残り幾つあるの、みたいなことになっちゃったときのことを考えて、先手を打つという意味で、14か所ある、その中で9か所ありました。残りの5か所については、いつ頃やる予定で済みたいなことを、例えば書いておく。そうしたら、読み手は不安は減りますよね。

あともう一つ、実際飲まないんだと。災害用云々で、生活用水が云々、それは書いてもいいですよ、書くべきなんだろうけど、じゃあ、災害のとき飲むんじゃねえかとなるんですよ。そこがすごく心配。だから、その表現をどうするか。早とちりしちゃった大沢台小学校に通う保護者が、ちょっと待って、大腸菌が検出された水を、うちの子、飲んでいるのとなりかねない。だから、公表するときに、これら井戸水は、下連雀児童公園のも飲まないんですよ。

だから、子どもたちが飲むということはありません。子どもが学校で飲んでいる水は、あくまで、当たり前といっちゃ、当たり前ですけど、上水道の水を飲んでいるんですという一筆を入れておくと、全然違うと思うんですよ。

さっき山田委員が言っていたけど、こういうのは結局独り歩きするリスクをどう未然に防ぐかの発想が大事だと思うんです。今2点ばかり言いましたけど、所見をお伺いします。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 委員さんのおっしゃるとおり、誤解とか、そういったところがないような形で、広報の作成のほうは工夫していきたいと思っております。

○委員（半田伸明さん） 特に、ふだんから蛇口をひねって出てくる水を飲んでいるというのは全然違う話なんだということは、米印でもいいし、ちょっとそこは強調をしていただきたいと思います。字体

[速報版]

をちょっと太字にするとかね。読み手がぱっと見て、ああ、別に飲み水じゃないのねということでの安心感って、やっぱりあろうかと思うので。そこは、ぜひ御留意いただきたいと思います。

以上、お願いを申し上げまして、質問を終わります。

○委員（おばた和仁さん） すみません、今の半田委員の質問に補足しまして、関連しまして、確認ですけれども。ですから、市が今回調査した市の井戸に関して言うと、この防災拠点である生活用水給水所ということだと思うんですけど、生活用水給水所というのは、具体的に震災等になったときに、どのような使われ方をするという想定になりますでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 基本的には、飲み水ではなくて、この名前のとおり生活用水として使う形になっておりますので、何か具体的には災害の担当とかになりますが、例えばトイレの水だったりとか、清掃の水だったりとか、そういう本当に生活用水に一般的に使うような形になります。

○委員（おばた和仁さん） ありがとうございます。できたら、具体的にこういうもので使えますって書いていただけると、皆さん、分かりやすいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で項目アに対する質疑を終了いたします。

次に、項目イからエに対する市側の説明を求めます。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） それでは、私のほうから、三鷹市環境基本計画2027（案）につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、資料2のほうを御覧ください。こちら資料2のほうは、資料2-1と2-2という形で、概要と計画の本冊の2つの資料で構成されていますが、説明の流れといたしましては、この資料2-1の概要に記載された順に行いますけれども、委員の皆様の方には、主にこの資料2-2の本冊のほうを見ていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料2-2の本冊、こちら、横長の30ページで構成されていまして、最初にちょっと見た目のほうのお話をさせていただきます。これまで、環境基本計画は紙に印刷された冊子を想定して策定していましたが、最近の傾向といたしまして、紙の冊子で入手していただく方ばかりでなく、ネットで検索していただく方もいて、パソコンでお読みになる方も増えていると思いますので、今回パソコンで見やすい横長の形にしております。こういった形で、環境基本計画という計画の性格からしても、ペーパーレスにつながることであり、今回はこのような形で作成をいたしました。

また、市民の皆様に分かりやすく伝えていくことを心がけまして、気軽にお読みいただけるよう、文字の大きさやレイアウト、冊子に掲載する分量、そういったところも工夫をしております。

それでは、続きまして、計画の目的、期間、対象範囲を御説明いたしたいと思っております。こちら、本冊、資料2-2の1ページ目を御覧ください。こちらが第1章となっております。まず、計画の目的。こちらの記載のとおりですけれども、前環境基本計画から大きく変わることはありませんけれども、本計画では、特に施策の必要性や優先度、こういったものを見極めながら、簡素化を図りながらも、実効性に重点を置いた実施計画の側面を持った計画といたします。

計画の期間は、記載のとおり4年間としております。そして、計画の対象範囲ですけれども、こちらは、前計画と比べまして、変更をしております。本計画では、環境基本条例に定める基本施策のうち、分野としてここにも記載のとおり、生活環境、自然環境、地球環境としましたが、前計画では、この3つの分野に加えまして、良好な景観の形成などを対象とする文化的環境、こちらがございました。

[速報版]

今回、それを外した理由といたしましては、先ほども申し上げたとおり、本計画では、施策の必要性や優先度を見極め、簡素化を図る、こういうことをしていくために、3つの分野に絞りまして、三鷹の環境を考える上で、より優先的に取り組むべき施策を取りまとめしております。

なお、文化的環境、こちらの施策は、基本的に他の個別計画に位置づけられるものでもありますので、この計画の対象範囲から外れたとはいえ、前計画と同様に、市として必要な施策、これが推進されるものと認識しております。

それでは、その優先的に取り組むべき施策、三鷹の環境を取り巻く課題から見えてくるものを取り上げています。本冊の2ページ目、1ページをおめくりください。こちら、2ページ目が、第2章として施策の背景を記載しております。そして、こちらの施策の背景が続きまして、5ページ以降には、前計画からの達成状況なども掲載しております。

前計画の達成状況から、本計画では、例えば温室効果ガス総排出量の削減など、引き続き取り組む必要があると考えております。それと、さらには、先ほども、今報告したばかりですけれども、PFASの取組など、地下水の保全とか、既存建築物等に残存しているアスベスト、そういったものも取り組むべき課題と捉えております。

それでは、ちょっと飛びまして、10ページを御覧ください。10ページ目の第3章ですけれども、こちらは三鷹市が目指す環境像、環境目標をちょっと御説明いたします。まず、三鷹市が目指す環境像は、前計画と同様に「循環・共生・協働のまち 三鷹」として、施策を推進してまいります。環境目標は4つございまして、環境目標1、ゼロカーボンシティの実現、2、ごみの減量・資源化・適正処理、3、安全で快適な都市環境、4、人と自然の共生となっております。

そして、主な取組といたしましては、施策の基本体系をお示ししておりますのが、次の11ページ、見開きのページになります。こちらが第4章となっております。こちらが、4つの環境目標に対して、各施策が並ぶような形で御紹介をしております。

こちら、次の12ページ以降が、環境目標1、ゼロカーボンシティの実現となっておりますので、ちょっとそちらを御覧ください。こちら、まず各目標には、必ず達成指標を掲げて目標値を定めています。そして、その環境施策は、この達成指標とも連動をしております。例えば、この見開きにある、(1)の公共施設における省エネ・再エネ活用では、達成指標、左側のページのほうの、三鷹市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量と関連がありまして、例えば太陽光発電設備の導入など、こういったものに取り組むべき施策として挙げております。

次の14ページ以降も施策が続きまして、(2)、14ページですと、環境基金を活用した設備設置等支援という形で、市民への助成制度を挙げております。ここで、このページの真ん中よりちょっと下ぐらいのところなんですけれども、環境保全行動指針というところがあるかと思います。こちら、ちょっと御覧ください。ここでは、行動変容につながるように、それぞれ市民の取組、事業者の取組として紹介をしております。

こちらには、ちょっと一文、環境保全行動指針の下に書いてある、みたか環境活動推進会議委員が市民の皆様からいただいた、実際に実践しているアクションなどを含みますと記載しております。これは、こういったことかといいますと、例えば先月行われましたふじみまつりで、このみたか環境活動推進会議と環境政策課が協働で出展をいたしまして、来場された市民の皆様、日頃取り組まれている何気ないエコな行動、こういったものを教えていただくアンケートを取りまして、その御意見の一部を市民の

[速報版]

取組に反映させていただいています。

この後のページで、ちょっと面白い御意見とかもございますので、この後、ページをめくるときには見ていただけたらなと思っております。

以降、次、(3)、見開きの自転車交通環境整備、(4)の交通ネットワークの構築という形で、自動車使用の抑制を図る取組などを挙げています。ここの(3)と(4)の施策のところ、具体的な環境施策の下のところには、交通総合計画2027において取りまとめているというような形で書いてあります。本計画では、ここにあるような記述にとどめまして、詳細は交通総合計画2027、こちらを御覧いただくような形をとって、つくっております。

先ほど、計画の対象範囲を少し狭くしたことも説明いたしましたが、こういった計画範囲内のものであっても、他の個別計画の施策として詳細が記載されているものは、このような形で記載していることも本計画の特徴としております。

以下、17ページのほうでは、環境について考える機会、実践できるような取組を推進する環境学習・啓発事業であったり、環境ポスターのような作品、先導的な環境活動を顕彰する、環境活動顕彰というものが続いております。

そして、環境目標、最後は19ページ、(7)のカーボンオフセットとなっております。今年度、三鷹市の森林環境譲与税を活用いたしまして、矢吹町であったり、白鷹町、こういったところ森林整備を行い、二酸化炭素の吸収量を埋め合わせる、そういった取組を行いました。今後もこのような取組を通じて、温暖化防止を努めてまいります。

続きまして、20ページを御覧ください。こちら、環境目標2です。こちら、ごみの減量・資源化・適正処理となっております。こちらも達成指標を掲げまして、それぞれの施策を進めていく形をとっております。具体的には、ごみ処理総合計画2027のほうで取りまとめているという形にしております。

続きまして、21ページ、見開きのページ、環境目標3、安全で快適な都市環境です。こちらは、先ほど一部触れましたけれども、光化学オキシダント濃度とか、あと、先ほどPFAS、トリクロロエチレンとか、そういったものに代表されるような物質の調査をする、地下水の環境基準超過井戸数、あとアスベストのような、大気中のアスベスト濃度、そういったところを達成しようとしております。

以下、22ページ以降、そのような形で、アスベスト対策、光化学スモッグ対策、地下水保全という形で、以降、続いていきます。

最後、こちらのところ、(4)といたしまして、国立天文台のあるまちとして、星空が失われないように、必要のない範囲を照らす、そういった明かりをなくして、エネルギーの無駄遣いをする光害対策といったものを、特徴として入れさせていただいております。

そして、次の26ページに最後、環境目標4、人と自然の共生。こちらは、緑、農地、雨水浸透ますの設置などの達成指標を掲げまして、緑化、農地、緑地の保全、水循環などの環境の施策を取りまとめております。この目標は、他の個別計画、緑と水の基本計画2027であったり、農業振興計画2027などで取りまとめております。

最後、30ページ、一番最後のページです。これ、計画の推進に向けてという第5章になりますけれども、こちらは、先ほどふじみまつりと紹介をさせていただきました、みたか環境活動推進会議であったり、三鷹市環境保全審議会による計画の進捗管理、本計画の進捗管理、あとは、三鷹市独自の環境マネジメントシステムの「みたかE-Smart」と、市長を委員長とした庁内会議の三鷹市環境委員会

[速報版]

による環境施策の推進というような形で、それぞれのシステムであったり、会議とか、そういったものを使いまして、より一層推進していきたいと思っております。

最後に、資料２－１にお戻りいただいてよろしいでしょうか。資料２－１の最後の３ページ、今後のスケジュールとなります。今後のスケジュールといたしましては、まず、パブリックコメント、こちらを12月20日から来年の1月10日まで実施いたしまして、その後、2月に環境保全審議会で諮問・答申を行います。そして、最後にもう一度こちらで、3月にまちづくり環境委員会で、計画策定の報告を行いまして、最終的に計画を確定したいと思っております。

私からは以上です。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 三鷹市ごみ処理総合計画2027（案）について、御説明させていただきます。資料といたしましては、資料３－１と、本冊の資料３－２を御覧ください。

それでは、始めさせていただきます。まず、本冊のほうで説明をしていきたいと思えます。よろしくをお願いします。本冊の1ページ目を御覧ください。この計画の背景と目的でございます。この計画は、廃棄物処理法に基づき、し尿を含む廃棄物及び資源の適正処理を進めるための基本計画となっております。また、昨今の廃棄物処理を取り巻く状況の変化として、循環経済への移行や、廃棄物分野における脱炭素の視点を加えるなど、これまでの成果や課題を整理して策定しております。

この計画の構成ですが、まず、平常時のごみの処理に関する一般廃棄物処理基本計画と、後半になりますが、非常時のごみ処理に関する災害廃棄物処理計画の構成としています。なお、この計画の期間中はリサイクルセンターの建て替え工事が行われていますことと、多摩広域のほうのエコセメント化施設の更新工事が令和8年から始まることを踏まえまして、計画を策定しております。

続きまして、冊子のほうの4ページをお開きください。こちらには計画の期間、計画の区域、計画の対象というふうに記載してあります。こちらにつきましては、前回の9月のまちづくり環境委員会の報告と変わっておりませんので、記載のとおりとなっております。

続きまして、6ページをお開きください。6ページから、ごみ処理に関する現状と課題を記載しております。6ページのところでは、人口の推計から始まりまして、11ページ、12ページでは、国の動向、東京都の動向等を記載しております。一番関連する部分といたしましては、令和6年8月に策定されました第5次循環型社会形成基本計画の中で、線形経済から循環経済への移行を国家戦略と位置づけていくというふうに示されております。

また、16ページ以降は、現在のごみ処理の体制や、今後も続きますが、ごみ処理施設についての記載をしております。

少し飛びまして、22ページ、23ページをお開きください。こちらから、ごみ処理の実績について御説明します。23ページのほうをお開きください。図表8のとおり、御覧いただけますと、ごみの総排出量につきましては、コロナ禍で一時増加いたしましたが、今は減少傾向になっております。

次に、24ページ、図表10のところにありますように、リサイクル率につきましては、残念ながら減少、または横ばいの状況になっております。

29ページをお開きください。6番のところで、ごみ処理における温室効果ガスの排出量について、現状を記載しております。こちらにつきましては、第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画（第1次改定）の記載のとおり、廃棄物部門から排出される温室効果ガスの排出量を示しておりまして、令和3年度の結果で1万3,000トンとしています。

[速報版]

続きまして、30ページをお開きください。7のごみ処理の評価。前計画の目標の達成状況について示しております。市民1人当たりのごみ総排出量は、令和5年度実績で650グラムで、目標を達成しております。一方、分別リサイクル率と、総資源化率につきましては、残念ながら達成できておりません。その他、焼却量、最終処分量につきましては、達成しております。

続きまして、35ページまでお願いいたします。これらのごみ処理の現状と評価を踏まえまして、5つの課題を定めています。1つ目の課題は、さらなる発生・排出抑制と分別の徹底による資源化です。ごみ量が減少傾向にありますけれども、さらなる発生・排出抑制、分別を継続して取り組むことや、販売店等、民間ルートを活用した資源化の推進を進めていくことが必要と考えております。

2つ目といたしましては、ごみ処理における脱炭素とサーキュラーエコノミーへの移行です。廃棄物分野における脱炭素を、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックの素材を他の素材、紙とか、木材、バイオプラへ切替えていくことや、リニアエコノミーをサーキュラーエコノミーに移行を進めることが重要な課題と考えております。

3つ目は、社会状況等の変化への対応としてしています。高齢化が進む中でのごみの排出支援、遺品整理など、一時多量ごみの排出対応が課題と考えております。

4つ目は、災害への対応です。近年多発する大規模災害によって発生する災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理して、早期の復旧・復興を進めるために備えることが重要と考えております。

5つ目は、老朽化する廃棄物処理施設の整備です。衛生的な生活環境を維持するために、安定的なごみ処理は重要な役割を担っていると考えております。ごみ処理を継続維持するために、老朽化した施設の整備が重要と考えております。

続きまして、ここから資料3-1のほうは2ページ目に移ります。本冊は38ページ、39ページを御覧ください。ここから、一般廃棄物処理計画、平常時のごみ処理の計画となります。こちらの基本理念と、次のページの基本方針につきましては、こちらが9月のまちづくり環境委員会での御説明と変更がありませんので、記載のとおりとなっております。

続きまして、40ページ、こちらには計画の目標を定めております。1つ目の目標は、市民1人当たりのごみ総排出量です。こちらは、466グラム以下としています。目標設定に当たりましては、ごみ減量等推進会議の代表者会議の18名の方と、オブザーバーとして学識経験者の方に入っていただきまして、検討会を行いまして、その中で、アドバイスや意見をいただき、650グラムから、毎年1グラムずつ削減するということで646グラムとしています。

次のページ、御覧ください。2つ目の目標としてリサイクル率です。計画期間中はリサイクルセンターが工事中ということで、全量のプラスチックと、一部のペットボトルは焼却し、熱回収することとしています。このことによりまして、目標値は下がるような形になりますが、なるべく資源物の分別と回収を行いまして、この目標値を維持していきたいというふうに考えております。

41ページの下ところに、3つ目の目標としまして、ごみ処理における温室効果ガス削減について、目標を定めています。こちらが、先ほど御説明しましたように、三鷹市の地球温暖化対策実行計画に基づく目標値をこちらに目標として定めています。

続きまして、42ページ目、4つ目の目標といたしましては、最終処分場の目標になりまして、引き続き埋立てゼロを継続していきたいと考えております。

次の43ページをお開きください。こちらには、この目標を達成するために市民の方ができると

[速報版]

しまして、具体的な取組などを紹介しております。一番左上のところの500ミリリットルのペットボトルを買わずに、マイボトルを持参した場合は、ごみ量が27グラム削減され、二酸化炭素が106グラム、CO₂削減されるといったものを掲げております。

続きまして、資料3-1のほうは3ページ目に移ります。本冊のほうでは46ページをお開きください。ここから施策の展開になります施策の体系は、46ページの表のとおりとなっております。先ほどの基本理念と基本方針に基づき、6つの基本施策を定めています。

47ページをお開きください。基本施策の1つ目として、発生・排出抑制と再使用の推進です。プラスチック削減の推進では、使い捨てプラスチックの削減、代替素材への変換、製品プラスチックの再商品化に向けた検討を進めていきます。食品ロスの削減の推進では、食品ロスの削減に関する情報発信や、買物や調理といった場面ごとに応じた食品ロスの削減の取組を紹介していきます。また、事業者との連携によるキャンペーンを実施してまいりたいと思っております。

続きまして、3つ目としまして、さらなるごみの減量、脱炭素化、SDGsの達成に向けた取組の推進といたしまして、学校や地域における出前講座の実施、分別リサイクルの情報提供や、生ごみの減量の取組、段ボールコンポストの紹介をしていきたいと思っております。また、リユース活動に関する情報発信や支援としまして、例えば粗大ごみのリユースとして、古物営業事業者の活用を検討など、さらに環境負荷の少ないごみ処理の研究といたしましては、EVパッカー車が有効活用はできないかというようなことも検討していきたいと思っております。

また、引き続き、拡大生産者責任につきましては、国への要請、また拡大を進めていきたいと考えております。

続きまして、49ページをお開きください。基本施策の2、適正処理の推進になります。分別の徹底、適正な収集処理、安定したし尿処理、快適な居住環境の確保、そして分かりやすい分別の周知、火災の原因となるリチウムイオン電池の適正処理を進めていきます。

また、製品プラスチックのリサイクルの実施の検討に併せて、今、分別処理をしております資源化の分別方法や収集方法なども、調布市と合わせていってはどうかという御意見もいただいておりますので、その辺りも検討していきます。また、それに当たりまして、ごみ袋の素材やサイズ、また、ごみ処理手数料の見直しについても、併せて研究、検討を進めていきたいと考えております。

次に、51ページをお開きください。基本施策3の資源循環の促進になります。サーキュラーエコノミーへの移行推進として、3Rの取組に加えまして、再生素材や再生可能素材への切替えの促進や、再び同じ製品に戻る水平リサイクルを進めていきたいと考えております。

続きまして、52ページ、53ページになります。基本施策4の社会状況やニーズの変化の対応です。高齢化の進展の中、粗大ごみの運び出しなどの支援の検討を進めるとともに、AIを活用した技術の研究用としまして、ごみの収集ルートを案内するナビシステムや、粗大ごみを写真で撮ると、金額が幾らというようなシステムが今開発されてきていますので、そういったものの導入可能性について研究を進めてまいります。

続きまして、53ページの基本施策5です。災害への備えでは、平時の備えの取組として、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための準備を進めてまいります。

続きまして、本冊54ページの基本施策としまして、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事ということですが、こちらにつきましては、リサイクルセンター建て替え工事中の取組として、プラス

[速報版]

チックやペットボトルの削減、発生抑制、排出抑制に努めていきます。また、新施設が稼働後につきましては、製品プラスチックをリサイクルを進めていくための方法等について検討を行ってまいります。

次に、57ページ、こちらは災害時のごみ処理の取組となっております。昨年策定いたしました三鷹市災害廃棄物処理計画の概要を記載しております。中身については御説明いたしません、災害時の発生の種類、廃棄物の発生量等を推計いたしまして、その処理方法等について記載しております。

最後に、資料3-1にお戻りいただきまして、計画策定のスケジュールになります。1月にパブリックコメントを実施いたしまして、3月にまちづくり環境委員会のほうで、再度結果等を御報告させていただきます、計画を確定していきます。

御説明は以上になります。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 私からは、三鷹市産業振興計画2027（案）につきまして、御説明をいたします。資料のほうは4-1、4-2とございます。

まず、4-1、御覧いただきまして、項番の1、三鷹市産業振興計画2027（案）でございますが、こちらは資料の別紙4の2でございまして、冊子でお配りしておりますが、後ほど順次、中身にも触れさせていただきますながら、御説明を加えさせていただきます。

続きまして、項番の2から4、策定の考え方、計画期間、目標とする都市像でございます。上位計画であります第5次三鷹市基本計画において、2026年、令和8年をピークとして生産年齢人口が減少すると見込まれている中、今回策定いたします三鷹市産業振興計画2027は、簡素化を図りながらも、実効性に重点を置きまして、魅力あふれる活力、にぎわいのまち、この実現に向けまして、事業者の皆様、商店主の皆様による高付加価値化への取組に対する支援を着実に推進してまいります。

計画期間は、今年度から令和9年（2027）年度までの4年間とし、目標とする都市像を「産業と生活が共生する都市」と設定し、産業と市民生活の良好なバランスの下、地域経済と地域社会がより密接な関係を保ち、相互に発展していくこと、これを目指してまいります。

続きまして、項番の5です。本計画における特記事項です。こちら、恐縮ですが、4-2のほうの冊子の14ページ、御覧いただきたいと思います。こちら、計画の14ページで、本計画は商店街振興と創業支援、この強化を2つの重点に据えまして、各種施策の推進に当たってまいります。この推進に当たりましては、その下に記載しております3つの視点、これを整理いたしましたところでございます。

また、前計画との違いにつきましては、計画の指標をより身近なところで測定できるものとしたほか、施策の柱ごとに課題や取組方針、施策や指標を整理しまして、分かりやすい表現に努めたものでございます。

続きまして、項番の6が計画の構成でございます。資料4-2、少しお戻りいただきまして、冒頭から2ページめくっていただいたところに目次がございます。こちらを御覧いただければと存じます。本計画は、全4章で構成しておりまして、各章ごとの記載事項について簡単に御説明を申し上げます。

まず、1章は、計画の基本事項として、1ページから3ページにわたり、各法令や本計画の位置づけと計画期間に加え、産業振興を推進する上での関係団体について記載をしております。なお、産業振興計画では、主に商業、工業、サービス業、建設業に加え、都市観光、これを対象範囲としておるところでございます。

続きまして、4ページ、5ページ、おめくりいただきますと、第2章で、計画策定の背景でございます。こちらにつきましては、市で産業振興計画の策定に先立ち、産業実態調査を実施いたしました。こ

[速報版]

これらの調査の概要を4ページ、5ページに記載するとともに、まず、6ページから10ページまでの間に市民の皆様の動向や御意見について記述をしております。これによると、商店街の情報は市民の皆様に十分行き届いていないことと、起業・創業に向けた様々な支援メニューへのニーズ、これらが見受けられると認識しておるところでございます。

続きまして、11ページから13ページまでに、今度は市内の事業者の皆様にお伺いした調査の内容から見えます状況、これを記述しているところでございます。共通の課題として、業態転換や事業再構築へのニーズが高まっていることや、適切な価格転嫁や賃上げの実現等の必要性、これを認識しているところでございます。

また、経営課題の解決に向けては、人材の採用や育成、これが最も重視されており、後継者の育成、事業承継にも、回答事業者の2割が上げていらっしゃることや、市に期待する支援策としては、補助制度の充実や資金繰り支援の充実、人材確保支援へのニーズが多く見受けられているところでございます。

これらの課題から、先ほど御覧いただきました14ページのところで、2つの重点と3つの視点、これらを整理しているところでございます。

そして、15ページのマチコエで受けた関連グループの提案の要素を加えまして、以降の第3章で各種施策について記載をしているところでございます。第3章の最初のページ、16ページを御覧いただければと思います。産業と生活が共生する都市を目標とする都市像に据えまして、体系には6つの施策の柱を掲げ、その6つ、17ページ以降で、その柱ごとに課題や取組方針、施策、指標について記載をしております。

まず、17ページから18ページにかけて、施策の柱の1番が商店街支援の推進です。この項目は、都の補助金の活用のために、商店街振興プランとも位置づけております。商店会への支援強化では、株式会社まちづくり三鷹との連携による、商店街にぎわい創出支援事業を中心に据えまして、まちとしての商店街が居心地のよい空間となることを目指し、各種政策を推進してまいります。また、三鷹駅前の再開発事業との連携により、交流の場づくり、これも推進してまいります。

続きまして、19ページから20ページにかけましてが、施策の柱の2番目、創業環境の整備及び支援の拡充でございます。さきの商店街支援の推進とともに、本計画の重点に対応する柱の1つです。ワンストップの相談体制の充実では、三鷹産業プラザに整備中の新創業支援施設に創業コンシェルジュを配置しまして、起業・創業に特化した相談窓口を設け、相談体制の充実強化を図ってまいります。

そのほか、創業後の育成カリキュラムによる成長支援や、特定創業支援等事業による創業期の事業者負担の軽減、これを図るほか、新創業支援施設にチャレンジスペースを設け、テスト販売機会を提供するなど、創業支援の充実強化に努めてまいります。

続きまして、21ページから22ページにかけまして、施策の柱の3番目、中小企業への支援です。個別の事情に合わせた相談体制、これを充実させるほか、積極的な投資に対して、補助金の適切な交付や、融資のあっせん制度による資金繰りの支援、これを軸に着実な事業者支援を行ってまいります。また、都市計画制度等を活用しながら、事業者の皆様の立地継続を進めるほか、農業、工業、商業や、関係団体が連携した付加価値性の向上への取組への支援について、調査研究を進めてまいります。

続きまして、23ページから24ページにかけましては、施策の柱の4番目、多様な働き方への支援です。ハローワークや東京しごとセンターをはじめとする関係機関と連携し、事業者の人手不足解消に向けた就労支援の推進に加えまして、兼業や副業を取り入れた雇用環境づくりを支援してまいりたいと思

[速報版]

うものです。

続きまして、25ページから26ページにかけて、施策の柱の5番目が、観光資源を活用したにぎわいの創出です。都市観光の推進に向け、観光案内所の体制強化に向けた取組を進めるほか、イベントへの出展や連携、情報発信体制の見直しにより、市内に点在する観光資源の修正、向上を図りまして、まちのにぎわい創出につなげてまいります。

続きまして、27ページ、施策の柱6番目が、みたかブランドの創出・推進です。三鷹の一層の認知度拡大のため、講座による三鷹の魅力の伝承を支援してまいります。また、土産品の開発支援においては、生産農家や和菓子職人、デザイナーや栄養士など、多くの力を結集して開発された令和5年度のみたか宙球ゼリィに続く、たくさんの事業者や関係者との協働により、市民が誇れる商品の開発を支え、三鷹をPRしてまいります。

次に、第4章28ページでございます。計画の推進に向けた手法と体制を整理しております。PDCAサイクルの考え方をうけ、様々な変化に対しても柔軟に対応するほか、個別事業の実施に当たりましては、それぞれの個性と強みを生かし、事業レベルで連携し合い、効果的に関係しながら推進をしてまいります。

最後に、資料4-1にお戻りいただきまして、4-1の裏面の最後のところで、項番7でございます。策定のスケジュールです。令和7年1月に、6日から27日の3週間でパブリックコメントを実施してまいります。その後、2月に予定しております、今年度第3回の商工振興対策審議会、こちらにおける計画案の諮問・答申を予定しており、最後に、3月のまちづくり環境委員会でこの結果を御報告するとともに、計画を策定してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。まず、三鷹市環境基本計画2027（案）の資料2-2の12ページになりますが、こちらで、環境目標1、ゼロカーボンシティの実現というところで、達成指標の表がございます。その上から3番目、環境学習・啓発事業の参加者数というところの目標値なんですが、令和5年度551名に対して、令和9年度600人という、49人というこの目標値の設定の根拠を教えてくださいよろしいでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） こちらの設定値の根拠という部分になってきますと、人数がイベントの開催の仕方にもよってくると思うんですけども、まずは、現状値よりも増やしていくというのを狙いとしているところと、あと、これぐらいの規模の人数に対して、環境学習・啓発事業というものをやっていくというような、そういったイベント規模ということも含めて、前回、より多くの人数であるということと、イベントの規模とかを調整しながら、まずはこの人数でさせていただいているという形になっております。

○委員（佐々木かずよさん） これは、イベントの参加人数ということで考えればよろしいですか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そうですね、イベントの参加人数であったり、環境講座であったりとか、いろいろな人数の少ないイベントとか、講座とかもありますので、そういったものも全部含めまして、こういった形で人数を計上させていただいております。

○生活環境部長（垣花 満さん） こちらの項目、今までの考え方というものを踏襲しながらつくっ

[速報版]

ておりますが、今後、ゼロカーボンシティを目指していくに当たって、やはり環境学習・啓発事業というのは、例えば1つの部だけでやるものでもございませんし、いろんな面的な、もしくは上下に広げてやっていくような必要もあるでしょうから、少し考え方を整理させていただいて、もう一回ちょっと検討させていただきます。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、このゼロカーボンシティの実現には、やっぱり市民一人一人の啓発がすごく大事だと思いますので、ちょっと考えていただければというふうに思います。もう少し多くてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

あと、15ページ、ちょっと細かいんですけど、自転車交通整備環境の、この下の枠の事業者の取組というところで、2つ目の駐輪場や使用ルールなどを整備し、自転車の利活用を図りますとあるんですけど、自転車の利活用というのがちょっと意味が分からなかったなので、教えてください。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） まずは、事業者の取組といたしまして、駐輪場とかがないと、例えば自転車通勤であるとか、そういったところもできないところもございますし、あとは、ふだん車で移動できるようなところも、自転車で回るというような、そういったメリットとかもありますので、最大限、温室効果ガスを排出しないような配慮した形で、自転車とかを活用していただく。そういった意味で、エコな乗り物として、できるだけ使っていただきたいなという意味で、こういった取組を1つ、挙げさせていただいております。

○委員（佐々木かずよさん） じゃあ、自転車の活用という表記でいいんじゃないかなと。利活用と「利」という言葉が必要なのかどうかというところ、ちょっとすみません、細かくて。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） その辺の表現のところは、また分かりやすい表現に考えて、修正させていただきます。ありがとうございます。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひよろしくお願いします。

あと、続きまして、三鷹市ごみ処理総合計画2027、ごみについて伺います。資料3-2のところで、32ページで、リサイクル率が横ばいというグラフがあるんですけども、ここを上げていくというために、その取組はどういうふうにしていくかというところも大事なというふうに思うんです。でも、それ、書いてありましたっけ。リサイクル率を上げていく、32ページ。この横ばいのグラフが下がってきているという現状に対しては、すみません、ちょっと私が確認し漏れたかな。書いてあるかな。

この取組というか、これから、どうしても、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターの工事中の期間なので、目標も高く上げられないのは分かるんですけども、ただ、その中でも上げていくという取組を明記していくということは必要じゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 確かに差が、数字上、計算上、下がってしまうという現状がありますので、これをなるべく維持しつつ、できれば少しでも上げられたらと思っております。まず、そもそも資源物の量自体も、毎年減ってきてしまっているところもありますので。ただ、いっぱい出してくださいというわけにもいきませんので、市民の方々には、やはり今までどおり分別の徹底をしていただくというようなところと、行政側の収集運搬のほうと、ふじみとの連携といたしましては、例えばですけど、今ペットボトルのリサイクルを一部やっていますが、それをさらに量を増やすような取組、ネックになっているのは、今、保管場所がないということですので、そういった場所を引き続き探したりして、できれば1本でも多くリサイクルできるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

[速報版]

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、よろしく願いいたします。それから、36ページの(3)番、社会状況等の変化への対応ということで、この高齢化の進展におけるごみ出しの困難というのが、非常に御相談でも多くなってきているふうに感じるんですけども、やっぱり出したくても、家から出せない、2階から下ろせない、運べないという、こういった現実がもう既に始まっているような感じがするんです。それに対して、具体的にどうしていったらいいか、どう検討していくかということまでは、こちらでは書けないんでしょうか。

あと、それと、もう一つ、その文章の中の、このデジタル化の進展の新技术の導入によりという文章と、それから、52ページの、先ほど粗大ごみを写真で撮ると、それが幾らになるというデジタル技術を活用しという、この4番の文章にあるこのデジタル技術の活用というのは、これは同じことというふうに認識してよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） そうですね、高齢者の方、今もふれあい収集といいまして、シルバー人材センターの方をお願いしまして、普通の一般の可燃ごみとか不燃ごみについては、ごみの集積所までお願いするよう、持っていってもらうことをやっています。ただ、粗大ごみについては、今のところできておりませんので、それを具体については、他市の事例などは調べているんですが、ちょっとまだ具体的に三鷹市でどういうふうにしていったらいいかなというところまでは書けない状態です。

ですので、収集、ごみを運ぶところまでは許可とかは要りませんので、その辺は委託なり、シルバー人材センターができるかどうか確認しつつ、そういった方法を考えていかなきゃいけないかなと思っています。

それから、デジタル化のところは同じことになっております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 高齢者の相談が非常に多いので、ぜひ、また検討をよろしく願いします。

あと、同じく52ページのこのサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進ということで、ここにSAFの回収、それから、家庭用園芸用土の回収というふうに入れていただいているんですが、これも、この4年間の中で進めていく具体的な取組というふうに認識してよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） そうですね、園芸土につきましては、新聞報道等もありましたので、こちらについては土を再生して、緑化推進ということで、引き続き考えて、なるべくできるように検討していきたいと思います。

また、SAFにつきましては、東京都も推奨しておりますので、そういった仕組みを今いろいろと研究しておりますので、機会がありましたら、実験的にでもやってみていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（山田さとみさん） よろしく願いします。まず、環境基本計画2027（案）について1点、すごい細かいんですけど、17ページの事業者の取組のところ、この事業者の取組、市民の取組で全部語尾が「ます」になっているんですけど、上の2つの文だけ「ましょう」になっているので、そろえても意味が通るので、意図的なのか、そろえてもいいんじゃないかなと、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきます。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 語尾をそろえるような形で調整したいと思います。ありがとうございます。

[速報版]

ざいます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、三鷹市ごみ処理総合計画2027（案）についてなんですが、50ページの具体的な取組、1の1ー4、ごみ袋の素材等見直しの検討というところで、これ、すごく市民のいろんな方から、縦にすごい裂けてしまって、非常に不便だというようなお声とか、持ち手が破れやすいとか、いろいろと言われているので、そういったお声は届いて、こういう御検討をされているのか、今後どういう素材にしていけるのか、伺います。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 確かに市のほうにもお問合せとか、交換してほしいというのは来ています。なぜか冬が多いんですけども、そういうことがあります。業者のほうにも確認いたしまして、今がちょっとマニアックなんですが、低密度ポリエチレンというプラスチックを使っていると、それを特化してやると、縦方向に分子が並ぶというようになりますので、冬なんかは特に引っ張ると破れやすいと。

それを、今度、低密度という、破れにくい横方向になる素材があるんですけども、それにしたいなとは思ってはいるんですが、今ちょうどリサイクルセンターが工事中で、破袋を手でやっている。手作業で破いているということで、それを今やってしまいますと、そちらの作業員の方が腱鞘炎になるというんですか、かなり破れにくいので、そういった部分もありますので、ちょっとこの期間中にできるかわかりませんが、リサイクルセンターが建て替わる頃には、破袋機という機械が入りますので、その頃には少しでもそういったものに切り替えていけるのかなと思っております。

といって、この期間にやらないというわけではなく、業者とも低密度のものを配合したら、どのくらいになるのかみたいなのところも実験していただいていますので、予算的にも合うようであれば、そちらに切り替えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（山田さとみさん） 教えていただき、ありがとうございます。期待しております。

次、産業振興計画2027（案）なんですけれども、まず、20ページなんですが、創業コンシェルジュ（仮称）によるワンストップ相談について伺うんですけども、これ、すごい、素晴らしい取組だなと思っています。この方って、三鷹市創業支援&コワーキングプレイスM-p o r tというところに常駐しているというイメージでよろしいでしょうか。どこにいらっしゃるのでしょうか。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 今御質問いただきましたM-p o r tにつきましては、いわゆる三鷹産業プラザの入っていただいた左側に、以前、文房具屋さんとか、ファブスペースみたかという、ちょっとものづくり工房があったところ一帯のところなんですけれども、そちらに常駐をしているというところを想定しております。

以上でございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。常駐ということで、相談しやすくなって、すごくいいと思うんですが。これ、元をたどれば、施策の柱、2、創業環境の整備及び支援の拡充というところで、この指標のところで、三鷹産業プラザ新創業支援施設利用者数というところ、指標にも、このM-p o r tというところの利用者数、使われているんですけども。これは、コワーキングスペースの利用者も入っていると、ちょっと指標になりづらいんじゃないかなというふうに勝手に思っています。

[速報版]

このコンシェルジュによるワンストップ相談を受けた人の数とかだと、もう少し純粋な指標として使えるんじゃないかなというふうに勝手に思ったんですけども、これについては、指標をどういうふうにお考えになっているのか、伺います。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 今、前段のほうで御指摘ありましたとおり、この整備しているスペースがコワーキングスペースと、そういった可変的なチャレンジスペースと、コンシェルジュの相談とか、そういったことを兼ねているものですから、想定の数には、コワーキングの会員とかも、利用者も入っていることを想定しております。

一方で、新しくできる創業コンシェルジュの仕組みでございますので、ちょっと最終的に現在が何人とかいうところがないところでの目標値というのが、どう測ろうかなという難しさはあるなと思いつつも、今、委員御指摘のとおり、非常に新しい取組に特化した目標のほうに分かりやすいんじゃないかというところは、なるほどなと認識したところもございますので、ちょっと持ち帰り、よく検討したいと思います。

以上でございます。

○委員（山田さとみさん） セっかく、すごくよい取組をしてくださっているの、創業環境の整備及び支援の拡充というのがきちんと図れる指標だと、よりよいなというふうに思いました。ありがとうございます。

次なんですけど、22ページ、都市型の6次産業化の在り方の検討と推進なんですけれども、関係団体等との連携によって、共同研究とか、開発、ビジネスモデルの検討、情報提供等というふうに書いてあるんですけれども、セっかくこういうたくさんの方が関わるものなので、しっかり市場調査をちゃんとして、売れるものとか、おいしいものとか、そういうものをしっかり作り出していきたいと思うんですけれども、こういう市場のニーズみたいなものは調査はされるんでしょうか。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 計画年度、想定している今年度も含めまして、単純に農家の方の6次産業化と申しますと、いわゆる農業の生産者の方が加工、販売までということになりますけれども、おっしゃるように、セっかく英知を結集して作っても、売れなければということはあると思いますので、非常にニーズを測るのが難しいところもあります。

一方で、簡単な加工であれば、既にもうそれぞれの果樹とか、生産されている農家さんのほうでもやっていたら現状があるということも認識しております。最終的に、この決着点をどう落とすかというのは難しいところもありますので、ニーズというのは確かに測る必要があると思うんですけれども、三鷹の中でこの計画、あるいは農業振興計画の中でも一部記載があるようなところで調査研究に努めるとともに、全国的に何か好事例等があれば、そういったものも参考にしながら、すぐに何を調査するというのがまた難しいようなところもあるかと思うんですが、いろんなところ、附帯情報も含めて、調査研究からよく考えていきたいと思います。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。市場ニーズとて言っても、いろいろあったりして、ふわっとした質問で申し訳なかったんですけども、セっかくだったら売れてほしいなという思いでちょっと質問させていただきました。

次、23ページの多様な働き方への支援なんですけど、これ、施策の（イ）のところ、多様な主体・働き方への支援、女性・若者・シニアというのは分かるんですけども、所管が違うから入っていない

[速報版]

のかは分からないんですけれども、やっぱり障がい者とかも入れてほしいなというふうに思っています。連携とかというのにとどめていただいても構わないんですけれども、例えば、これは前から要望していることなんですが、都が進めている、就労に困難を抱えている方が必要なサポートを受けながら、ほかの従業員と共に働いている社会的企業であるソーシャルファームというのを、市内で増やすこともぜひ積極的に考えていただきたいなというふうに思っているんですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 行政、縦割りの部分もあるかもしれませんが、私ども、少なくとも労働費を所管するセクションといたしまして、就労支援、特にちょっと表記は今、確かに女性・若者・シニア世代というところに、例示が限定されてしまっていますけれども、広く就労の方を支援する、多くの方の労働を支援するというのは、1つ、重要だと認識しています。

また、一方で、健康福祉部のほうで、就労支援窓口というところで、単純に雇用する、労働、就労するということ以外にも、附帯的な、福祉的なサポートみたいなのところも含めて、就労支援というのを総合的にやっているという役割分担もございます。

また、ちょっと計画の前提のところでは、そういったところとの日々実務レベルの連携も含めながら、1ページのところで非常に小さいんですけど、健康福祉総合計画などという、何で産業で健康福祉みたいなところは、実はそういうところとも連携しながらというのが一方で、この具体的な書きぶりについては、実際の施策に、じゃあ、どうつなげるのかというのは難しいところもあって、ちょっと臆病になっているんです。

ただ、実務レベルの連携というのは当然、ハローワークさんも含めて、日々必要なことだと思っていますので、今いただいた御意見はよく検討して、あるいは福祉のセクションともちょっと調整しながら、適切に対応したいと思います。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。質問してよかったなというふうに思います。決して視野に入っていないというわけではなくて、しっかり考えていただいているということを確認できて、とても良かったです。

最後の質問になります。25ページの観光資源を活用したにぎわいの創出というところで、これも、スポーツと文化部がやっていることなので、答えられる範囲でいいんですけれども、周遊の仕組みの検討というところです。エコミュージアム事業で、三鷹の魅力の再発見というのができると思っていて、それで、この周遊とか、観光資源とか、そういうものとも、もしかしたらすごく親和性があるんじゃないかなという可能性を感じております。

そこと連携して、観光資源の再発見とか、それをつなぐ周遊の仕組みとか、そういう新たな観光資源の創出みたいなのところと、それをつなぐ周遊の仕組みというの、ぜひ検討していただきたいなというふうに考えているんですけれども、その辺りについては、どのようにお考えでしょうか。

○生活経済課長（黒木誠也さん） 御指摘、御意見ありがとうございます。私ども、確かに観光行政の所管ではあるんですけども、特にみたか都市観光協会さんのほうで、最前線の活動というのは担っていただいている中で、観光協会のほうでやっているような事業ですとか、外から来る方への案内とかも含めて、当然、三鷹市のものは全てありますので、例えばそれが大沢のほうのワサビとか、古民家とかであれば、観光協会を通じて、スポーツと文化部と連携してやったりですとか。

[速報版]

あと、「通」養成講座みたいなことを環境協会ではやっていまして、その中の仕組みでは、当然、市の何部のだからとか、そんなのは関係ありませんので、一元的にハンドリングしているというようなところもございます。

なので、機動力よくできるNPO法人ともよく連携しながら、また、どこの所管とかいうのもなく、市内の観光資源、これを活用して、都市観光協会が実施する事業へのサポートという意味では、私どものほうも責任を持って、市内のありとあらゆる観光資源を活用して、にぎわいの創出につなげていきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 少しだけ、環境基本計画（案）のつくり方というか、形なんですけど、環境のことも考えて、なるべく簡素化されて、パソコンでも見られる形を意識してつくられたと。多分、パワーポイントみたいな感じかなと思うんですけど、まだ画像が載っていなかったりとか、下のほうが、コラムタイトルは案で、環境目標及び環境施策に関する内容としますと、下のほうにたくさん書かれているページがまだ多いんですけども、これは、今後どのようなようになるのでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） 大変申し訳ありません。まだこの段階で埋まっていないところがございます。当然のことながら、こちらのほう、いろいろ埋めていきたいと思っております。その中で、例えばパブリックコメントでいろんな御意見をいただいたりとか、この後、三鷹環境活動推進会議等の会議があったりとかしますので、そういったところの意見も反映をしながら、最後の最後までできるだけ市民の声を上げていきたいというところがございますので、大変申し訳ないんですけども、現状では、こういった方向性のものを挙げたいというところを挙げさせていただいて、この記述にとどまっているというところになります。

○委員（紫野あすかさん） なるべく市民の声を入れたいという思いは、本当にありがたいと思います。ほかの計画案に比べて、これは年内のパブリックコメントの開始になります。12月20日と書いてあったかと思うんですけど、ちょっと時間的に間に合うのかなという気がしてしまったんですけども、それは大丈夫なんですよ。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そういった意味においては、ここが全て間に合うかということ、ちょっと間に合わないというところもあります。それは、パブリックコメントの御意見とかも踏まえまして、埋めていったりとかも、そういうところも考えておりますので。できる限り、こういったところ、調整はしていきたいと思っておりますが、現状で今お出しできるものといたしまして、この状況であるということで、この委員会のほうに諮らせていただいているという状況です。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、どういうものが載るかというのは、パブコメの後とかにならないと分からないという感じなんですかね。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そういった意味においては、それぞれの枠の上のところ、ゼロカーボンシティ宣言だとか、ZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルとか、そういった形で頭出し等はさせていただいておるんですけども、その中でこういった表現をしていくかというところは、まずは、これ案として挙げていますけれども、できる限り、皆さんに魅力のあるような内容載せていくようにしていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） 結構その下の欄が空欄のページが多いんですけど、考え方としては、その上に載っているテーマを説明するというような中身のものが下に載るというイメージなんですか。

[速報版]

○生活環境部長（垣花 満さん） 御指摘の意図、よく分かるんですけども、ここの意図といたしましては、施策そのものというよりは、そこに関連した、割と幅の広い、いろんな事例ですとか、そういったものを載せていきたい。コラムという言い方が適切かどうかはちょっと別として、施策そのものの説明ではなくて、施策を補足するようなものを載せていきたいということなので、本来であれば、パブコメまでに全部入れたいんですけども、今そういった状況になってしまっておりますので、なるべく入れて、出していきたいとは考えております。

○委員（紫野あすかさん） セっかくなら、パブコメのときに、市民の人たちが完全なものを見て、写真など、画像的にも、たくさん画像が入る設定になっているようなので、間に合ってほしかったなど、ちょっと思うんですけども。現時点で完全に間に合わなかったのは、システム上の問題があったのか、何か原因があるんでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） システム上の原因というわけではありませんけれども、幅広く御意見いただきたいのと、あと、これ、私どもの計画、結構他の計画とかにもよるところもあったりいたしまして、その辺りの施策の部分も含めて、いろいろな部分を総合的に見て掲載をしていきたいと思っておりますので、現状でここまでとなっておりますが、できる限りのことはしていきたいと思っております。

○委員（紫野あすかさん） セっかくいろいろ趣向を凝らして取り組んでおられると思うので、ぜひたくさんの方たちに見ていただいて、豊かな内容になるようにお願いします。

終わります。

○委員（吉田まさとしさん） よろしく申し上げます。1点だけ、ごみのところで気になったのがありまして、52ページのごみの排出支援サービス等の云々のところ、2番の外国人への対応。これ、今現在、外国人の方のごみの出し方のルールのお知らせとかって、されていらっしゃるんでしょうか。そこをまず、お聞きしたいと思います。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） パンフレットを作っておりますので、それについてお渡しできるようにして、分別については分かるようにしております。

○委員（吉田まさとしさん） パンフレット、日本語ですか。日本語の分かる方だったらいいですけども。お願いします。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 言葉が足りずに、すみません。外国人向けの分別のパンフレットを作成して、そちらをお渡しするようにしております。

○委員（吉田まさとしさん） 外国人向け、その方の言語に合わせたものということでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） すみません、何か国語かというのはちょっと今、出ませんが、数か国語はあって、英語は確実にあったと思いますが、韓国語とかもあったと思います。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。個別対応というか、できたら、ホームページ上、ウェブで対応とか、あとリサイクルカレンダーなんかも非常によくできたものなので、ああいったものも多言語化していただけると。今、コンピューターで簡単にできますので、というようなことも考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） そうですね、カレンダーについてはちょっと検討させていただきます。あとは、分別アプリのほうも、今は日本語しかないんですけども、そちらも外国語が選べるよう

[速報版]

な仕組みができたなというふうに、今考えております。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん）　ぜひとも、御対応をお願いしたいと思います。実は、やはり外国人の方、引っ越してこられて、やっぱりごみの分別ができていなくて、そのまま放置されている箇所というのは結構多く、御相談もいただきますので、その辺の対応をしていただければ、少しはまちがきれいになるのかなというふうに感じますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（半田伸明さん）　今回、環境と、ごみと、産業振興の3つが、いきなりぽおんと案として出てきたんですけど、これ時系列を確認したいんですが、ちょっと私、記憶が曖昧で。これ、改定素案は行政報告はありましたっけ。

○生活環境部長（垣花　満さん）　素案という形は、今回、出していません。これは、全庁的な統一ルールになっていると思います。前回、考え方みたいなものをべらっとお出しして、その後、この案という形。今までですと、例えば考え方、素案、案みたいになったりして、そんな形でやっていたんですが、今回はこういう形で、統一ルールでやらせていただいています。

○委員（半田伸明さん）　分かりました。前計画から、何が、どこが、どう変わったのかが、正直分からないんですよ。新しいのが冊子で来ているだけなんです。1つ、文を紹介しますと、都市整備部は、いろんな計画があるから、ちょっと温度差はありますが、前計画から変わったとか、例えば素案だとか、いろんな前との比較で変わったところは、都市整備部の報告書はきれいに赤字になっている。これ、黒ばかり。

非公式の場面ではありましたが、このような行政報告の提出の在り方については、どうなんだろうかというのは、とある場所で企画部長にちょっと投げたことがありました。一定程度、周知は部長さんクラスには行っているはずなんです。でも、部によってこうも違うものかというのが、正直な感想です。

もっとも、今回は案でいきなりぽおんと出してきたから、言わば新しい冊子ですというんだったら、分かるんですよ。じゃあ、全く前との比較云々ではなくて。ただ、都市整備部のほうは、きちんと修正箇所とかはちゃんと載っていた。どこがどう修正されたかを別紙でまとめているところもあった。

一方、こっちはぽおんと冊子だけ。どうなんでしょうかね。別に生活環境部を責めているつもりは全くないんですが、ちょっと違和感が残る。全庁的に、こういうのはやっぱり統一をしてもらいたいと思うんですよ。どうでしょうかね。

○生活環境部長（垣花　満さん）　おっしゃるとおり、前回との比較がきれいに分かったほうがいいのかなあというふうに思いますし、今回の計画の中でも、形を大きく変えたものもあれば、前回と同じような様式の中でやっているものもある。例えば、都市整備部で、全部は見ておりませんが、上書きをしたような計画をつくっていく場合であれば、それも有効かなと思います。

片や、例えば大きく考え方を変えたり、つくり方を変えたような場合は、そういうやり方ではなくて、むしろ、例えばこういう新しい観点を打ち出しましたとか、そういった御説明が要るかなというところは、今、お話をされていて感じたところです。

○委員（半田伸明さん）　誤解のないように言っておきますけど、この行政報告資料の在り方がおかしいと言っているつもりはないんですよ。なぜなら、環境基本計画、これはすばらしい変革ですよ。よくここまで変わってくれたというのが正直な感想です。大絶賛ものでした。一通り、べらべらめくり

[速報版]

ながら、面倒くさくなったら、残りのページをばあっと閉じて、すぐ新しいのを見たりとか、いろいろやっていたんですけど、正直一番目に止まったんですよ。ああ、大したもんだなと思って。

施策、やるべきことを箇条書で、まず結論からばあっと来ているんですよ。間のいろんな背景がどうのこうのというのは、正直、言葉は悪いけど、すっ飛ばしちゃって、施策、コラムという流れでしょう。非常にすばらしい。ただ、これは、私からしたら、今部長の答弁にあった、考え方が新しく変わった部分の一つの代表例だと思うんですよ。にもかかわらず、今みたいな、ちょっと嫌らしい質問をしたというのは、どういうことかといいますと、考え方をばあんと変えましたから、新しいのをどんと成案として、いきなり出したんですというやり取りは、これはやっぱり残しておくべき内容だと、僕は思ったんです。だから、今のような質問をさせていただきました。

それで、環境基本計画なんですけど、大変感銘を受けたんです。ただ、ちょっと気になるのは、私は紫野委員と意見は全く逆で、コラムを載せるのは、これはいいと思う。なぜなら、読み手が興味を持つから。計画というのは、はっきり言って、読まれることって、まずないじゃないですか。だけど、行政を知ってほしいから、読んでもらいたいわけじゃないですか。その系口として、コラムというのを設定するというのは、これすばらしい発想だと思って、見ていたんです。

それを、パブコメの意見をもらって、それを一部載せるみたいな発想でいるとなると、パブコメ前に完成されるわけがない。これはこれでいいと思います。ただ、ちょっと気になったのは、パブコメに、ここ調整中ですよというのをそのまま載せて出すのは、これはまずいのかなと思うんだよね。この辺はいかがでしょうか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） すみません、調整中という表現ですと、ちょっと中途半端な感じを確かに思われるかと思いますが、この辺りの表現はちょっと検討したいと思っております。

○委員（半田伸明さん） 表現を検討というか、パブコメで、見たいなという人がクリックして、中身については調整中ですみたいなのが載っかってくると、それってパブリックコメントをもらう以前の話なんじゃないのって、誤解されかねない。

だから、そのコラム云々というところを割愛して、デリートをかけて、圧縮して、パブコメを出したほうがいいのかと思うんですが、この辺りいかがですか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） そういった今の御意見も踏まえまして、ちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。

○委員（半田伸明さん） あと、もう一つ、パブコメでもらった意見を基にしてコラムを作るというのは、それはいいと思う。ちょっと心配しているのは、パブコメというのは、コメントする方は自説を展開しているわけですよ。A、B、Cという施策でいきますよ、Aについては、ふざけんな、俺はAダッシュだと思ってるんだ、どうなんだ。それで、わざわざ市が丁寧に回答するとか。Bだったら、いや、それ大賛成だみたいな。

要するに、コメントをする人は自分の意見を主張しているわけですよ。そうですね。だから、私、そこはちょっと危ないなという目で見ています。要するに市民参加ですから、パブコメでいただいた意見を基に、興味を持ってもらえるようコラムを作るという方向性は賛成なんだけど、いただいたパブコメの中身がそのままストレートに出るのはちょっと違うと思う。これ、行政の計画なんですよ。

だから、一方的な意見をばあっと言われて、ああ、じゃあ、それを1個載せようとなると、公平中立でなければいけない行政計画の根本が崩れてしまうんじゃないかという危惧があるんですよ。この辺、

[速報版]

いかがですか。

○環境政策課長（茂木勝俊さん） おっしゃるとおり、特定の御意見であったりとか、内容がその人の個人的な感想であったりするケースもあると思いますので、その辺りは中立性も含めて、記述している内容の裏づけであったりとか、場合によっては、市の施策と合うような形の内容に合わせるという言い方ではないですけども、そういった、市の方向性と合うような、ヒントとなるような御意見として、掲載するということはあるかと思っております。

例えば今回、いろいろな御意見をいただいている中で、ふじみまつりとかでいただいた中で、自分がやっているちょっとしたエコな活動というところで、冷蔵庫はゆとりを持って、冷凍庫はぎゅうぎゅうにしてとか、そういうような御意見とかをいただいておりますので、ちゃんと裏をとりながら、なおかつ、行政の計画として、ふさわしいもの。ふさわしいものと言うと、ちょっとあれなんですけれども、行政の計画としてよりよいもの、そういったもの、皆さんに周知できるようなものを掲載するような形で考えていきたいと思っております。

○委員（半田伸明さん） 今回の御答弁を聞いて、安心をいたしました。方向性はこれはすばらしい、大絶賛します。興味を持ってもらうために、コラムを作る。これもすばらしい。コラムの中身の題材をパブコメでいただいた意見を参考に作る、これもすばらしい。まさに市民参加だから、すばらしいなと思いました。ただ、さっき申し上げたように、一方通行の意見をそのまま載せることなく、あくまでコラムっぽい題材をもらったなで済ませて——変な言い方ですけど、例えばゼロカーボンシティーにはゼロカーボンシティーのネタがパブコメで来た。来たら、じゃあ、ゼロカーボンシティーについて、客観中立性も担保しながら書く。

決していただいたパブコメの意見をそのまま載せるということは絶対ないように、もう御理解いただけていると思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それと、ごみなんですけど、2つあって、1つは、佐々木委員もおっしゃっていたけど、2階以上の特にアパート、最近、私もちらほら相談をいただくようになったんですけど、粗大ごみをそもそも下ろせない。さっき、ふれあい回収の話があったね。これだけ高齢化と言われている時代だから、ああ、もうそういう時代が来たのかなと思ったんですけど、私がいただいた相談はこたつでした。

こたつを買い換えたい。新しいこたつは電気屋さんが運んでくれるから、いい。古いこたつを下に下ろしたいけど、私1人じゃ下ろせない。済まないけど、下ろしに来てと。私、下ろしに行きましたよ。一生懸命抱えて。そういう経験をした立場からすると、粗大ごみを持っている高齢者世帯のごみ出しを、いかにして公共が支えるかということを検討すべき時代がもう来てしまったかなと。いかがですか。

これは、今回の計画ということと直結することじゃないと思うけど、計画に載せられるんだったら載せたほうがいいけど、今さら、あと数か月しかないから無理だろうと思うんだけど、その問題意識をやっぱり持っておくべきだろうなと思う。いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 計画のほうにも、社会状況の変化の中で、高齢化の進展に対する粗大ごみの運び出し支援という項目としては記載させていただいております。ただ、やり方として、委託でやるのかとか、運び出しの部分だけ委託でやるのかとか、全部を含めた委託でやるのかとか、あとは、許可を出して、運び出しはほかの方にやらせて、許可で収集をするだとか、ちょっといろいろやり方が、いろんな自治体にありますので。

あと、依頼をいただいて、本当にそれは家庭のごみなのかとか、市の職員が確認に行く作業が必要だ

[速報版]

ということも、他の自治体の例で確認しておりますので、それを、あとは、どのぐらいの費用がかかるのか、そういった部分も含めて検討していきたいなというふうに考えて、この中には一応記載をさせていただいております。

○委員（半田伸明さん） あと2段ベッドね。2段ベッドを下に下ろすのはできない。私もちょっといろいろ調べて、結局解体して出したんですよね。解体して、一個一個に点数をつけていくわけでしょう。やっぱりすごい金額になりましたけど。そういうものを、2段ベッドの件は、たまたまお子さんが独立なされて、処分してという話だったんですよね。その方は60代の方だったので、運ぼうと思えば運べるんですよ。ただ、ドアにそもそも出られない、2段でくっついちゃっているから。どうすりゃいいんだという問合せが来たことがありました。

みたいな感じで、いろんなケースがあり得ますので、そろそろこの辺りは公的なお金を使っていく時期に来ているのかなと思いますので、その辺りは今後、広く御検討いただきたいということ。

あと、もう一点は、リサイクル率の表現なんだけど、僕、これは下がって当たり前だと思っているんですよ。なぜなら、集団回収の量が落ちているんだもん。集団回収をする人たちの年齢構成を考えたら、これは、量が落ちて当たり前ですよ。そこを踏まえるのと同時に、あとペットボトルだ、何だかんだお話がありましたけど、スーパーに行かれる方は、皆さん、店頭回収で出しちゃうんですよ。そういうことも含めて考えると、リサイクル率は減って当たり前なんですね。

そのリサイクル率を上げたいというのは、過去では当然上がって当たり前だったんだけど、この辺りは発想を変える時期に来ているのかなと思うんです。拡大生産者責任ということが言われ始めて、もう随分たちますけど、昔は店頭回収なんて考えられなかったですよ。だけど、今は食品トレイにしても、牛乳パックにしても、ペットボトルにしても、アルミ缶にしても、今、店頭回収を置いていらっしゃるスーパーは幾らでもある。資源は当然減るわけです。

だから、その辺りを考えると、リサイクル率という概念の捉え方自体が、そろそろどうなのかなというのを、ちょっと個人的には思っています。この辺り、御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） リサイクル率という1つの指標みたいなところで、確かに今までリサイクル率は高ければいいみたいなことは確かにあったと思います。ただ、社会の形が今おっしゃるように変わってきておりますので、資源の循環の仕方というのが、行政だけではなく、民間も自分のものとして、社会貢献として、そういったものを自分の出したものは、自分で回収して、リサイクルしていくという動きが出てきていますので、それはすごく歓迎することだなと、私も思っております。

行政で出たものにつきましては、なるべく正しい形でのリサイクルを行政としてやっていかなきゃいけないかなとは思っておりますので。それが、確かに上げていかなきゃいけないかどうかというところは、今後、考える必要はあると思いますが、今のままで、行政だけではなく、違う部分でしっかりリサイクルができていれば、それはリサイクルができていくということでもいいのかなとも思います。

この計画期間は、ちょうど違う意味で下がってしまいますので、これはこれでしょうがないかなと思いますけれども、一方で、今、市のほうでも、店頭回収だとか、違う部分での民間の自分のものとして、回収して、自分で戻して、また使ってもらおうというような方向に、今後進んでいくのが一番望ましいと、私自身はちょっと思っているところがあります。

以上です。

○委員（半田伸明さん） 全く同感です。昔、拡大生産者責任と言われ始めた、それを一般質問でな

[速報版]

された議員さんも何人かいましたけど、何だ、それというような時代でしたから。それに比べたら、今全然もう変わっちゃった時代になりましたけど。このリサイクル率の表現のところに、店頭回収、いわゆる民間回収の浸透により、行政回収の量がどうのこうのみたいなね。

要するに、ちょっと危惧しているのは、リサイクル率が減ったということ自体が、要するに行政の姿勢がなっていないから、こうやって減ったじゃないかというふうに誤解されるのが、僕は怖いんです。減っていいじゃないかと。そこまで書くわけにはいかないけど。だから、減ったことについては、かくかくしかじか、このような要因があり、みたいなことを例えば書いて、追記で拡大生産者責任のことを書きつつの、民間の店頭回収が進みつつのというようなことを、リサイクル率のところにちょっと補記してもらおうと、読み手はイメージが違うのかなと思ったので、ここは、これからちょっと厳しいかもしれないですけど、そこはすごく思いました。

リサイクル率が低いという、下がっているというのが、決して行政が何もしていないということではなく、社会全体の構造が変わってきているんだよということを、ぜひ強調していただきたいと思うんですよね。この辺り、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（仲 雅広さん） 今回のパブコメに間に合うかどうかは分かりませんが、この辺については、ちょっと書き方を表現とか、検討してまいりたいと思います。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、生活環境部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） まちづくり環境委員会館外視察結果報告書の確認について、本件を議題といたします。

まちづくり環境委員会館外視察結果報告書の正副委員長案を作成いたしましたので、御確認をいただきたいと思います。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） お手元の報告書（案）をもって、まちづくり環境委員会館外視察結果報告書とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

所管事務の調査について、本件を議題といたします。

まちづくり、環境に関すること、本件については、引き続き調査を行っていくということで、議会閉会中の継続審査を申し出ることにはいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次回委員会の日程について、本件を議題といたします。次回委員会の日程については、2月10日、月曜日、午前9時30分とし、その間必要があれば、正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

[速報版]

その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。